

日本の損害保険

ファクトブック 2009

日本の損害保険

1 損害保険の概況 4

2008年度主要指標	4
■ 損害保険会社の数	4
■ 代理店数・募集従事者数	4
■ 保険料	5
■ 保険金	5
■ 総資産・運用資産	6
■ 経常利益・当期純利益	6
■ 損害率・事業費率	7
■ 加入状況	7
2008年3月以降の主な出来事	8

2 データ編 10

損保全般	10
■ 損益計算書	10
■ 総資産・運用資産	10
■ 貸借対照表	11
■ 元受正味保険料	12
■ 正味収入保険料	14
■ 元受正味保険金	14
■ 代理店数	16
■ 募集従事者数	17
自動車保険関連データ	18
■ 交通事故発生状況	18
■ 自動車保険加入率	20
■ 高額判決例	22
■ 自動車盗難	23
火災保険関連データ	24
■ 火災発生状況	24
■ 地震保険保有契約件数	25
■ 地震保険付帯率	26
■ 地震保険加入率	27
■ 主な風水害・地震噴火災害	28
■ 自然災害で支払われた保険金	29
国際関係	30
■ 海外進出状況	30
■ 日本会社の海外元受正味保険料	32
■ 国際再保険収支	32
■ 主要国の損害保険料比較	33

3 資料編	34
自由化以降の損害保険業界の動向.....	34
多様な損害保険.....	36
自賠償保険.....	38
地震保険.....	42
地震保険料控除制度.....	46
風水害等と火災保険.....	48
自動車盗難.....	50
損害保険の募集のしくみ.....	52
損害保険業界の損害調査体制.....	53
契約者保護のしくみ.....	54
要望・提言.....	56
相談・苦情対応体制.....	59
損害保険に関する主な法律.....	60
個人情報保護の取組み.....	66
損害保険のあゆみ.....	67
損害保険を契約するときに知っておきたい基本用語.....	71
日本国内で損害保険業を営む会社.....	73
主な損害保険の関連団体.....	74
日本損害保険協会の概要.....	75

損害保険の概況

2008年度主要指標

損害保険会社の数

国内会社30社、外国会社21社が事業活動を行っています。

国内損害保険会社 30社
外国損害保険会社 21社

合計
51社

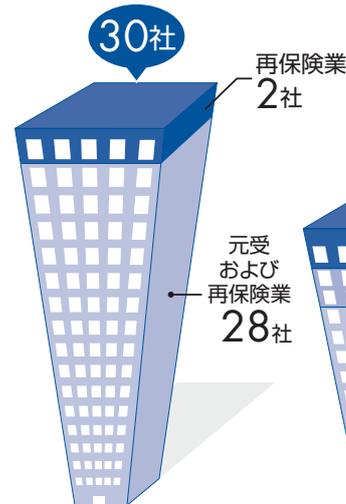
2009年7月1日現在、わが国には、国内損害保険会社*¹が30社あり（日本法人として損害保険業免許を受けている外資系国内会社*²4社を含む）、そのほかに外国損害保険会社*³が21社、あわせて51の損害保険会社があります。また、損害保険会社で働く従業員（役員、外務員および嘱託を含む）は、90,765人（2009年4月1日現在。損保協会会員会社ベース）となっています。



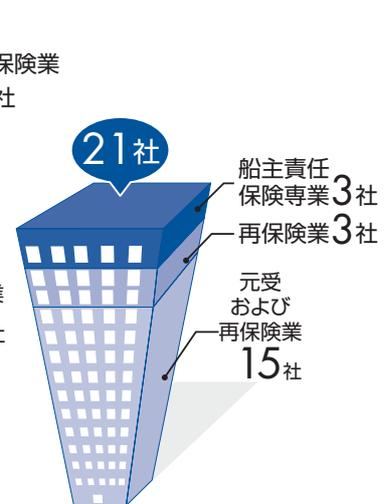
※詳しくはP.73参照

■資料編 日本国内で損害保険業を営む会社

国内損害保険会社



外国損害保険会社



代理店数・募集従事者数

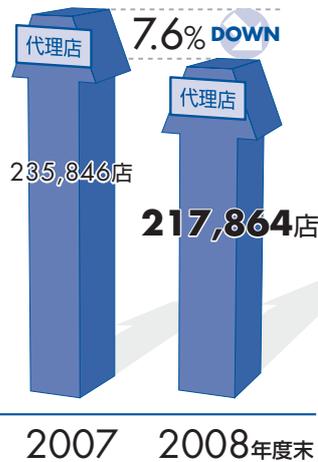
代理店数は約7.6%減、募集従事者数は約0.3%増

代理店実在数 217,864店
(2008年度末)

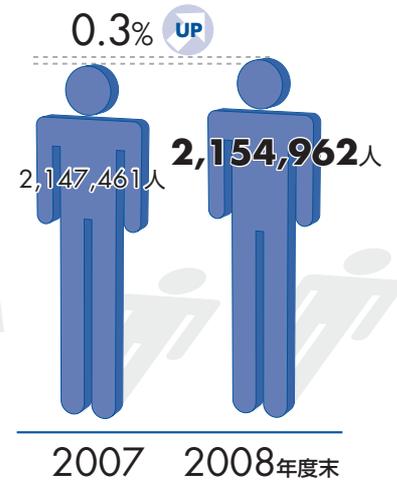
募集従事者数 2,154,962人
(2008年度末)

全国にある損害保険代理店*⁴は約22万店、約215万人が損害保険の募集に従事しています。（国内会社・外国会社合計）また、2008年度に代理店が取り扱った保険料の割合は全体の92.9%となっています。

代理店実在数



募集従事者数



※詳しくはP.17、P.53参照

■データ編 代理店数の推移

■資料編 募集形態別元受正味保険料割合

*1 国内損害保険会社

日本法人として損害保険免許を受けている会社

*2 外資系国内会社

外国資本が50%以上の国内損害保険会社

*3 外国損害保険会社

支店または代理店形態等で日本に進出している海外の損害保険会社

*4 損害保険代理店

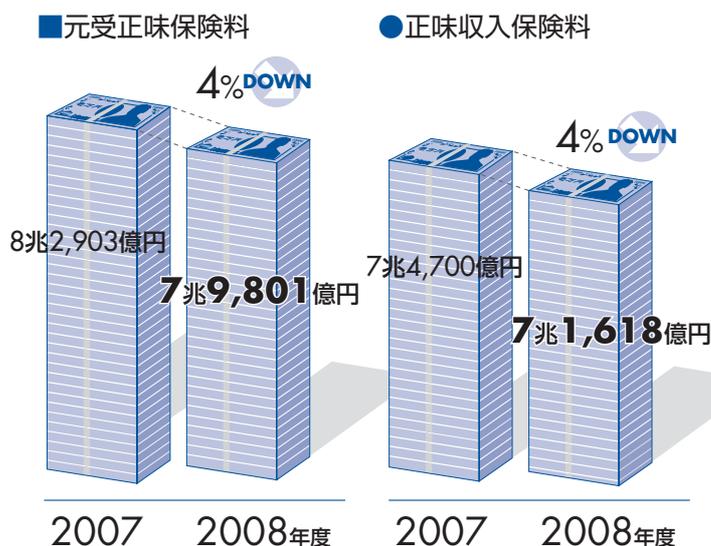
損害保険会社の委託を受けて、損害保険に関する説明や損害保険契約の締結などを行っています。

保険料

元受正味保険料は約4%減、正味収入保険料も約4%減

元受正味保険料 7兆9,801億円
正味収入保険料 7兆1,618億円

全保険種目合計の元受正味保険料*⁵（収入積立保険料を含む）は、前年度に比べ3.7%減の7兆9,801億円、正味収入保険料*⁶は4.1%減の7兆1,618億円となっています。（損保協会会員会社ベース）



※詳しくはP.12~15参照

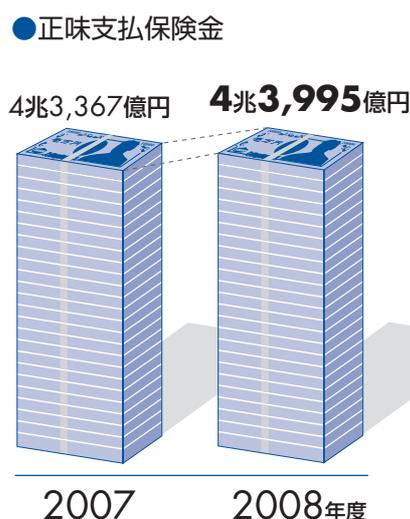
■データ編 損保全般

保険金

正味支払保険金は1%増

正味支払保険金 4兆3,995億円

正味支払保険金*⁷は、新種保険、傷害保険等の支払保険金が増加したこともあり、全種目合計では628億円増の4兆3,995億円となりました。（損保協会会員会社ベース）



※詳しくはP.10参照

■データ編 損保全般

*5 元受正味保険料

個々のお客様（保険契約者）との直接の保険契約にかかる収入を表すものです。

「元受正味保険料」＝「元受収入保険料」－「諸返戻金（満期返戻金を除く）」

*6 正味収入保険料

元受正味保険料に再保険にかかる収支を加味し、収入積立保険料を控除したものです。

「正味収入保険料」＝「元受正味保険料」＋「受再正味保険料」－「支払再保険料」－「収入積立保険料」

*7 正味支払保険金

支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したものです。

「正味支払保険金」＝「元受正味保険金」＋「受再正味保険金」－「回収再保険金」

損害保険の概況

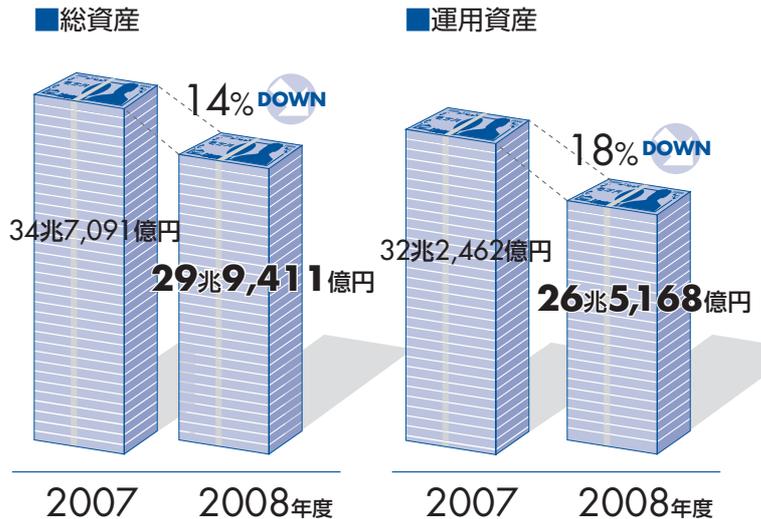
2008年度主要指標

総資産・運用資産

総資産は約14%減、運用資産も約18%減

総資産	29兆9,411億円
運用資産	26兆5,168億円

総資産*⁸は29兆9,411億円になり、有価証券の時価下落により前年度末に比べ13.7%減少しました。運用資産*⁹は26兆5,168億円になり、前年度末に比べ17.8%減少しました。(損保協会会員会社ベース)



※詳しくはP.10~11参照

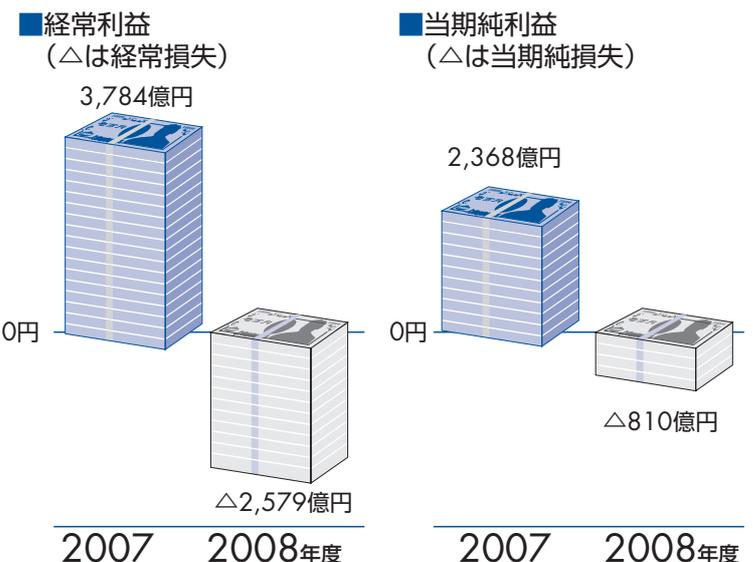
■データ編 損保全般

経常利益・当期純利益

経常利益は△2,579億円、当期純利益は△810億円に減益

経常利益 (△は経常損失)	△2,579億円
当期純利益 (△は当期純損失)	△810億円

経常利益*¹⁰は多額の資産運用費用が発生したこともあり、前年度の3,784億円から△2,579億円の損失となりました。当期純利益*¹¹は、特別利益として資産運用の価格変動リスクに備えて積み立てている準備金の戻入益を計上しましたが、前年度の2,368億円から△810億円の損失となりました。(損保協会会員会社ベース)



※詳しくはP.10参照

■データ編 損保全般

***8 総資産**

運用資産およびその他の資産(代理店貸、再保険貸など)の合計です。

***9 運用資産**

預貯金、コール・ローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物などのことをいいます。

***10 経常利益**

損害保険会社の事業活動による保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用にかかわる費用などの経常費用を引いた金額のことです。

***11 当期純利益**

経常利益に特別利益を加え、特別損失および法人税等を控除して得られた利益のことです。

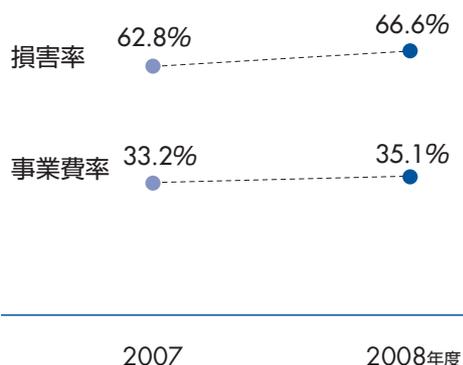
損害率・事業費率

損害率は3.8ポイント増、事業費率は1.9ポイント増

損害率	66.6%
事業費率	35.1%

損害率^{*12}は保険金の増加、保険料の減収の影響により3.8ポイント増の66.6%となりました。事業費率^{*13}は、前年度に比べ1.9ポイント増の35.1%となりました。(損保協会会員会社ベース)

■ 損害率・事業費率



加入状況

自動車保険（対人賠償）の加入率は72.2%
火災保険加入者の45.0%が地震保険を付帯

自動車保険（対人賠償）	72.2% (2008年3月末)
自動車保険（対物賠償）	72.2% (2008年3月末)

■ 加入率

くらしの安心を支える代表的な保険商品（自動車保険）の加入状況は上記のようになっています。



※詳しくはP.20~21参照

■データ編 自動車保険関連データ

■ 地震保険の付帯率

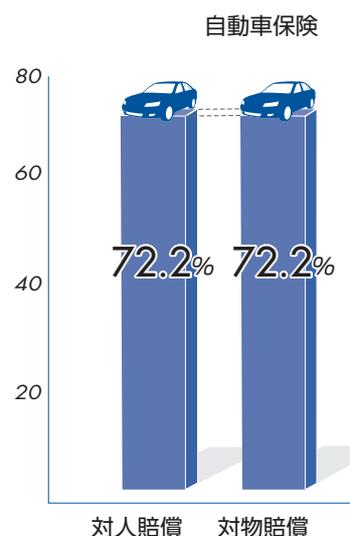
火災保険（住宅物件）契約件数のうち、地震保険が付帯されている件数の割合

45.0% (2008年度)



※詳しくはP.26参照

■データ編 火災保険関連データ



*12 損害率

保険料に対して保険金等がどのくらい支払われたかを示す指標です。

*13 事業費率

保険料に対して保険募集や保険の維持管理のためにどのくらい使用したかを示す指標です。

損害保険の概況

2008年3月以降の主な出来事

	法制・行政関係	損保協会関係等	自然災害関係
2008年			
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○政府、「保険法案」を国会に提出 ○「保険業法施行規則」等の一部改正（第三分野保険の責任準備金積立ルール、資産負債の総合的な管理、信託・投資顧問契約等の代理代行等） ○「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（反社会的勢力による被害の防止） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 認定投資者保護団体の認定を取得 2 「そんぼのホント」（フレッシュアズガイド）を作成 3 「保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン」を作成 <ul style="list-style-type: none"> ○「社会的責任」報告書を発行 	
4月			
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○「保険法」が国会で成立 	<ol style="list-style-type: none"> 4 「保険商品の比較に関する自由討論会」（第4回）開催 5 消費者向け専用ウェブサイト「そんぼのホント」を開設 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○「保険法」の公布（傷害疾病保険の規定の新設、告知義務の変更、保険給付の履行期（保険金の支払期限）の規定の新設等）（P.62～63） ○「保険業法施行規則」等の一部改正（信託業法関係） 	<ol style="list-style-type: none"> 6 損害保険募集人試験の更新制度開始 7 「保険商品の比較に関する自由討論会」の「実施報告書」の作成 8 「保険約款および募集文書等の用語に関するガイドライン」を作成 9 「そんぼ相談ガイド」を作成 9 「保険募集の適正な活動に関するガイドライン」を作成 	○岩手・宮城内陸地震
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○金融トラブル連絡調整協議会座長メモ「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について」公表 10 会員会社の火災保険等の自主点検調査結果を金融庁へ報告 		○岩手県沿岸北部を震源とする地震
8月			○平成20年8月末豪雨（愛知・埼玉・千葉）
9月		<ul style="list-style-type: none"> ○「知ってナットク!いきいきシニアのための安全運転チェック」、「知って!ガイド わかりやすい損害保険の入りかた」を作成 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> ○「損害保険調停委員会」を大阪に増設 11 盗難防止の日 ○「全国交通事故多発交差点マップ」ウェブサイトを開設 ○「募集コンプライアンスガイド」を改定 	
11月		12 「保険商品教育制度」（商品専門試験等）開始	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○「保険業法施行規則」の一部改正（保険会社及び子会社の業務範囲の拡大等） ○金融審議会第一部会・第二部会合同会合報告「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」公表 		
2009年			
1月			
2月		<ul style="list-style-type: none"> ○「損害保険の契約にあたっての手引」（バイヤーズガイド）を改定 ○「傷害保険等のモラルリスク防止に係るガイドライン」を作成 ○「損害保険の保険金支払に関するガイドライン」を改定 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「保険業法施行規則」の一部改正（業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社等による兼営可能業務の拡大等） 	○「社会的責任」報告書を発行	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○改正景品表示法の施行（消費者団体訴訟制度の導入） ○「保険業法施行規則」等の一部改正（未成年者の死亡保険関係） ○「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（保険法関係） 	<ul style="list-style-type: none"> ○「募集文書等の表示に係るガイドライン」を改定 ○「契約概要・注意喚起情報に関するガイドライン」を改定 ○「第三分野商品に関するガイドライン」を改定 	
5月			
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○「保険業法」等の一部改正（ファイアーウォール規制の見直し、利益相反管理体制の構築） ○「消費者庁関連三法」の公布 ○金融審議会第二部会保険の基本問題に関するワーキング・グループ「中間論点整理」公表 ○「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（金融ADR創設等）の公布 ○「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」の公布 	<ul style="list-style-type: none"> ○「損害保険商品の比較ガイドライン」（自動車保険）を作成 ○「保険約款および募集文書等の用語に関するガイドライン」の改定 	
7月		13 「エコ安全ドライブCLUB」を開始	○平成21年7月中国・九州北部豪雨

時期	事項名	説明
2008年	① 認定投資者保護団体の認定を取得	損保協会は、3月7日付で、金融商品取引法に基づく認定投資者保護団体として、金融庁長官から認定を受けました。 損保協会では、認定投資者保護団体として、投資者保護指針を定め、対象事業者が取り扱う特定保険契約および店頭デリバティブ取引に係る苦情の解決、争いがある場合のあっせんなど、損害保険業の健全な発展および投資者の保護に資する業務を行います。
3月	② 「そんぽのホント」(フレッシュヤーズガイド)を作成	損保協会では、高校生や大学生、新社会人等を対象とした損害保険入門冊子を発行しました。前半部では、事故の発生状況、保険の特徴や仕組みなどのクイズ5問によって要点を端的に訴求し、後半部では、海外旅行や自動車の運転、一人暮らしといった若年層にとってより身近な場面別に役立つ損害保険について分かりやすく解説しています。
	③ 「保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン」を作成	損保協会では、会員会社がわかりやすい保険約款を作成するための指針として、「保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン」を策定しました。 検討にあたっては、学識経験者や消費者代表等を委員とする「保険約款のあり方に関する研究会」を設置し、「保険約款のわかりやすさ向上に関する検討報告書」をまとめ、その内容を踏まえて、ガイドラインを策定しています。
5月	④ 「保険商品の比較に関する自由討論会」(2007年7月、9月、2008年1月、5月)開催	金融庁「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」の最終報告を受け、比較情報の提供を促す環境整備を図るため、日本損害保険協会、生命保険協会、外国損害保険協会の3協会と、本自由討論会を4回にわたり開催しました。消費者、学識者、法曹関係者、比較情報提供会社、マスコミ、代理店、保険仲立人、保険募集人、保険会社等様々なお立場の方に多数ご参加いただき、消費者利便性の向上と消費者保護等の観点から多くの貴重なご意見をいただきました。
	⑤ 消費者向け専用ウェブサイト「そんぽのホント」を開設	損保協会では、損害保険の仕組みや種類、契約に関する注意事項などを楽しく学べる消費者向け専用ウェブサイト「そんぽのホント」(http://www.sonpo.or.jp/wakaru/index.html)を開設しました。 本ウェブサイトでは、損害保険の仕組みやリスクに対応した損害保険の種類紹介、契約から保険金を請求するまでのポイントなどをわかりやすく紹介しています。 本ウェブサイトの内容は、損害保険の必要性や仕組みなどを解説した若年層向け損害保険入門冊子「そんぽのホント(フレッシュヤーズガイド)」(2008年3月発行) (②)と連動、拡充したものです。
	⑥ 損害保険募集人試験の更新制度開始	損害保険募集人の最新の業務知識の理解度を定期的に検証するため、2008年6月期実施(4月申込分)の募集人試験より、5年毎に繰り返し受験する更新制度を導入しました。
	⑦ 「保険商品の比較に関する自由討論会」の「実施報告書」の作成	日本損害保険協会、生命保険協会、外国損害保険協会の3協会では、比較情報の提供のあり方や比較情報の提供を促す環境整備を図る観点から、「保険商品の比較に関する自由討論会」(④)でいただいた「ご提言」「ご要望」および「克服すべき課題についてのご意見」を取りまとめた「実施報告書」を作成しました。 3協会では「実施報告書」を参考に今後の業務・取り組みを進めます。
6月	⑧ 「保険約款および募集文書等の用語に関するガイドライン」を作成	損保協会では、「保険約款および募集文書等の用語に関するガイドライン」を策定しました。 本ガイドラインは、「保険約款に使用する用語」および「募集文書等に使用する用語」をよりわかりやすいものに見直すことで、消費者が保険約款および募集文書等の内容を正確に理解できるようにすることを目的として策定しました。 また、本ガイドラインは、「募集文書等の表示に係るガイドライン」(2006年)、および「保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン」(③)の別冊として両ガイドラインを補足するものです。
	⑨ 「保険募集の適正な活動に関するガイドライン」を作成	損保協会では、「保険募集の適正な活動に関するガイドライン」を作成しました。 本ガイドラインは、保険募集における適正な活動を一層推進することを目的として、適正な募集活動の基本方針や保険募集管理等に係るコンプライアンス態勢のポイント、保険募集における不適正な行為の考え方および不適正な行為の防止に向けた留意事項等を整理したものです。
7月	⑩ 会員会社の火災保険等の自主点検調査結果を金融庁へ報告	損保協会会員会社では、火災保険のご契約における建物の構造級別の判定や割引の適用、保険金額の設定などに関して、自主点検を実施してきました。また、火災保険以外のご契約につきましても点検を実施し、合計で約131万件の保険料誤りについて、約340億円の差額保険料をお返ししました(2008年7月8日集計・会員会社20社合計)。
10月	⑪ 盗難防止の日	損保協会では2003年から10月7日を盗難防止の日に定め、盗難防止の啓発を進めてきました。2008年は10月7日(火)に実施し、自動車ユーザーを対象に自動車盗難・車上ねらい防止のポイントを説明したチラシ等を配布しました。
11月	⑫ 「保険商品教育制度」(商品専門試験等)開始	損害保険募集人の保険商品等に関する知識・能力の一層の向上を図るために、2008年11月から「保険商品教育制度」(商品専門試験等)を新設しました。本制度も原則として全ての損害保険募集人を対象として、5年毎の更新制になっており、火災保険、自動車保険、傷害保険および第三分野の保険について、商品等に関する知識や業務能力の検証を行います。
2009年7月	⑬ 「エコ安全ドライブCLUB」を開始	損保協会では、エコ安全ドライブの活動を普及させ実践者を増やすため「エコ安全ドライブCLUB」の取り組みを開始し、専用ページ(http://eco-anzen-drive-club.jp/)を開設しました。

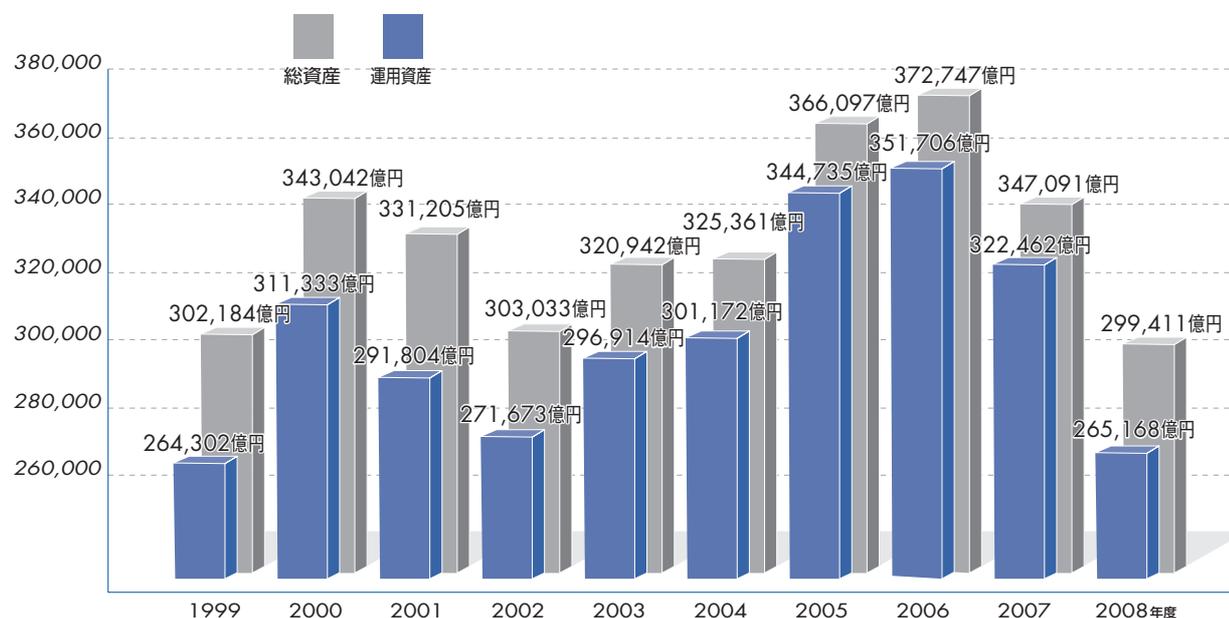
損益計算書

(金額:億円、増減率:%)

項目	2007年度		2008年度	
	金額	増減率	金額	増減率
保険引受収益	87,222	△ 2.1	86,823	△ 0.5
(うち正味収入保険料)	(74,700)	(△ 0.9)	(71,618)	(△ 4.1)
(うち収入積立保険料)	(7,795)	(△ 11.8)	(6,763)	(△ 13.2)
保険引受費用	75,587	△ 3.6	73,927	△ 2.2
(うち正味支払保険金)	(43,367)	(△ 0.0)	(43,995)	(1.4)
(うち損害調査費)	(3,582)	(5.7)	(3,689)	(3.0)
(うち諸手数料及び集金費)	(12,536)	(△ 1.0)	(12,460)	(△ 0.6)
(うち満期返戻金)	(13,436)	(△ 9.6)	(12,047)	(△ 10.3)
(うち支払備金繰入(△戻入)額)	(1,065)	(△ 41.9)	(200)	(△ 81.2)
(うち責任準備金繰入(△戻入)額)	(△ 675)	(△ 411.8)	(△ 4,561)	(—)
資産運用収益	8,368	20.2	6,619	△ 20.9
(うち利息及び配当金収入)	(7,403)	(14.9)	(5,928)	(△ 19.9)
(うち有価証券売却益)	(2,984)	(10.9)	(2,895)	(△ 3.0)
資産運用費用	3,175	211.7	8,572	170.0
(うち有価証券売却損)	(679)	(101.1)	(1,044)	(53.7)
(うち有価証券評価損)	(692)	(272.0)	(5,127)	(641.0)
営業費及び一般管理費	13,068	4.8	13,492	3.2
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)	(12,228)	(5.3)	(12,685)	(3.7)
その他経常損益	24	△ 63.2	△ 30	△ 225.6
経常利益	3,784	△ 8.8	△ 2,579	△ 168.2
(保険引受利益)	(△ 639)	(—)	(162)	(—)
特別損益	△ 260	—	1,519	—
税引前当期純利益	3,523	△ 3.1	△ 1,060	△ 130.1
法人税及び住民税	1,852	8.3	696	△ 62.4
法人税等調整額	△ 697	—	△ 946	—
法人税等合計			△ 250	—
当期純利益	2,368	△ 5.6	△ 810	△ 134.2

(損保協会会員会社ベース)

総資産・運用資産



(注). 1999~2001年度末は、破たん会社を除いたベースで表示している。

貸借対照表

資産の部

(金額:億円、構成比:%)

項目	2007年度		2008年度	
	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	9,009	2.6	8,896	3.0
コールローン	5,773	1.7	5,775	1.9
買現先勘定	969	0.3	4,149	1.4
買入金銭債権	16,688	4.8	4,048	1.4
金銭の信託	2,028	0.6	953	0.3
有価証券	250,113	72.0	204,668	68.4
（国債）	(46,728)	(13.5)	(43,936)	(14.7)
（地方債）	(7,107)	(2.0)	(6,548)	(2.2)
（社債）	(42,120)	(12.1)	(39,153)	(13.1)
（株式）	(94,644)	(27.3)	(61,469)	(20.5)
（外国証券）	(52,716)	(15.2)	(48,687)	(16.3)
（その他の証券）	(6,797)	(1.9)	(4,875)	(1.6)
貸付金	26,474	7.6	25,506	8.5
土地・建物	11,409	3.3	11,173	3.7
（運用資産計）	(322,462)	(92.9)	(265,168)	(88.6)
その他の資産	24,629	7.1	34,243	11.4
資産合計	347,091	100.0	299,411	100.0

(損保協会会員会社ベース)

負債・純資産の部

(金額:億円、構成比:%)

項目	2007年度		2008年度	
	金額	構成比	金額	構成比
保険契約準備金	231,839	66.8	227,404	76.0
（支払準備金）	(32,442)	(9.3)	(32,603)	(10.9)
（責任準備金）	(199,397)	(57.5)	(194,801)	(65.1)
その他の負債	46,614	13.4	29,417	9.8
負債計	278,454	80.2	256,821	85.8
資本金	8,420	2.4	8,735	2.9
資本剰余金	4,810	1.4	5,109	1.7
利益剰余金	20,605	5.9	16,513	5.5
（うち繰越利益剰余金）	(2,159)	(0.6)	(276)	(0.1)
自己株式	△ 808	△ 0.2	△ 751	△ 0.3
その他有価証券評価差額金	35,565	10.3	12,791	4.3
繰延ヘッジ損益	156	0.0	302	0.1
土地再評価差額金	△ 123	△ 0.0	△ 128	△ 0.0
新株予約権	13	0.0	21	0.0
純資産計	68,637	19.8	42,590	14.2
負債・純資産合計	347,091	100.0	299,411	100.0

(損保協会会員会社ベース)

元受正味保険料

項目	1999年度		2000年度		2001年度		2002年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火災	1,744,255	△ 1.7	1,583,618	△ 9.2	1,507,526	△ 4.8	1,493,409	△ 0.9
(うち積立)	(722,007)	(△ 4.3)	(566,342)	(△ 21.6)	(478,285)	(△ 15.5)	(452,097)	(△ 5.5)
自動車	3,599,908	0.8	3,649,981	1.4	3,676,513	0.7	3,605,362	△ 1.9
(うち積立)	(3,023)	(-)	(13,536)	(347.8)	(14,757)	(9.0)	(12,942)	(△ 12.3)
傷害	2,049,840	△ 10.7	1,831,264	△ 10.7	1,625,266	△ 11.2	1,578,112	△ 2.9
(うち積立)	(1,430,574)	(△ 14.7)	(1,226,984)	(△ 14.2)	(1,041,031)	(△ 15.2)	(994,982)	(△ 4.4)
新種	733,633	△ 1.7	758,578	3.4	783,911	3.3	779,889	△ 0.5
(うち積立)	(39,739)	(△ 10.0)	(47,422)	(19.3)	(27,874)	(△ 41.2)	(17,958)	(△ 35.6)
盗難保険	27,610	△ 2.9	28,325	2.6	26,288	△ 7.2	23,565	△ 10.4
硝子保険	2,666	△ 10.7	2,431	△ 8.8	2,178	△ 10.4	1,991	△ 8.6
航空保険	13,696	14.2	14,625	6.8	38,463	163.0	51,358	33.5
風水害保険	335	76.7	329	△ 1.8	250	△ 24.2	247	△ 1.0
保証保険	14,432	1.3	13,422	△ 7.0	16,698	24.4	12,887	△ 22.8
信用保険	14,482	52.3	20,052	38.5	25,632	27.8	31,326	22.2
労働者災害補償責任保険	94,778	△ 8.3	98,371	3.8	85,157	△ 13.4	79,695	△ 6.4
(うち積立)	(19,315)	(△ 1.8)	(24,530)	(27.0)	(13,853)	(△ 43.5)	(12,687)	(△ 8.4)
ボイラ・ターボセット保険	2,697	△ 4.9	2,657	△ 1.5	2,602	△ 2.0	2,395	△ 8.0
動物保険	2,853	1.1	2,883	1.0	2,672	△ 7.3	3,047	14.0
賠償責任保険	305,063	0.3	309,747	1.5	332,680	7.4	334,445	0.5
機械保険	37,535	△ 5.7	37,085	△ 1.2	36,181	△ 2.4	33,734	△ 6.8
船客傷害賠償責任保険	1,075	△ 4.5	998	△ 7.2	830	△ 16.8	842	1.5
建設工事保険	35,511	△ 0.4	35,345	△ 0.5	35,322	△ 0.1	34,375	△ 2.7
原子力保険	11,235	△ 1.9	11,024	△ 1.9	10,318	△ 6.4	11,065	7.2
動産総合保険	118,508	△ 0.4	122,380	3.3	121,913	△ 0.4	120,005	△ 1.6
(うち積立)	(3,495)	(△ 9.3)	(1,931)	(△ 44.8)	(949)	(△ 50.8)	(589)	(△ 37.9)
費用・利益保険	51,158	△ 12.5	58,904	15.1	46,727	△ 20.7	38,912	△ 16.7
(うち積立)	(16,929)	(△ 17.9)	(20,962)	(23.8)	(13,071)	(△ 37.6)	(4,682)	(△ 64.2)
ペット保険								
海上・運送	251,504	△ 10.1	250,478	△ 0.4	250,727	0.1	251,189	0.2
船舶	59,726	△ 12.5	57,035	△ 4.5	63,072	10.6	57,957	△ 8.1
貨物海上	127,905	△ 13.0	128,512	0.5	124,143	△ 3.4	130,442	5.1
運送	63,873	△ 0.8	64,931	1.7	63,512	△ 2.2	62,790	△ 1.1
小計	8,379,140	△ 3.3	8,073,919	△ 3.6	7,843,944	△ 2.8	7,707,962	△ 1.7
自賠責	980,473	2.6	987,786	0.7	986,577	△ 0.1	1,190,710	20.7
合計	9,359,613	△ 2.7	9,061,706	△ 3.2	8,830,521	△ 2.6	8,898,672	0.8
(うち積立)	(2,195,343)	(△ 11.3)	(1,854,285)	(△ 15.5)	(1,561,947)	(△ 15.8)	(1,477,980)	(△ 5.4)

元受正味保険料の推移

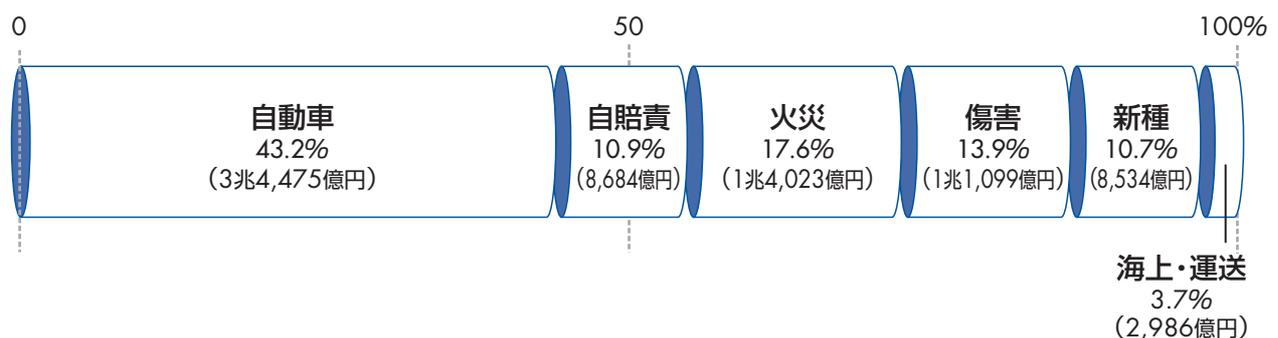


(金額:百万円、増減率:%)

2003年度		2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
1,471,055	△ 1.5	1,463,668	△ 0.5	1,486,268	1.5	1,455,136	△ 2.1	1,402,341	△ 3.6	1,402,328	△ 0.0
(390,256)	(△ 13.7)	(363,916)	(△ 6.7)	(334,870)	(△ 8.0)	(298,214)	(△ 10.9)	(271,036)	(△ 9.1)	(253,328)	(△ 6.5)
3,553,918	△ 1.4	3,503,607	△ 1.4	3,501,836	△ 0.1	3,518,501	0.5	3,495,243	△ 0.7	3,447,541	△ 1.4
(10,183)	(△ 21.3)	(8,180)	(△ 19.7)	(7,433)	(△ 9.1)	(6,759)	(△ 9.1)	(6,064)	(△ 10.3)	(5,295)	(△ 12.7)
1,485,479	△ 5.9	1,478,874	△ 0.4	1,377,460	△ 6.9	1,293,711	△ 6.1	1,205,443	△ 6.8	1,109,850	△ 7.9
(900,915)	(△ 9.5)	(864,428)	(△ 4.0)	(737,305)	(△ 14.7)	(644,512)	(△ 12.6)	(559,501)	(△ 13.2)	(471,663)	(△ 15.7)
776,931	△ 0.4	784,793	1.0	796,556	1.5	829,201	4.1	828,219	△ 0.1	853,364	3.0
(12,279)	(△ 31.6)	(8,628)	(△ 29.7)	(9,448)	(9.5)	(3,487)	(△ 63.1)	(3,846)	(10.3)	(1,417)	(△ 63.2)
20,343	△ 13.7	18,784	△ 7.7	17,875	△ 4.8	15,587	△ 12.8	13,714	△ 12.0	12,915	△ 5.8
1,838	△ 7.7	1,692	△ 7.9	1,504	△ 11.1	1,302	△ 13.2	1,222	△ 6.1	1,045	△ 14.5
48,103	△ 6.3	35,738	△ 25.7	32,321	△ 9.6	30,050	△ 7.0	28,007	△ 6.8	23,654	△ 15.5
252	2.1	366	45.1	411	12.3	325	△ 20.5	233	△ 28.3	260	11.6
11,026	△ 14.4	10,430	△ 5.4	10,713	2.7	11,913	11.3	11,511	△ 3.4	12,060	4.8
30,568	△ 2.4	30,263	△ 1.0	30,102	△ 0.5	31,999	6.3	33,879	5.9	38,928	14.9
75,685	△ 5.0	70,090	△ 7.4	69,549	△ 0.8	63,305	△ 9.0	62,747	△ 0.9	58,363	△ 7.0
(10,746)	(△ 15.3)	(6,471)	(△ 39.8)	(8,190)	(26.6)	(3,016)	(△ 63.2)	(3,585)	(18.9)	(1,284)	(△ 64.2)
2,528	5.6	2,412	△ 4.6	2,357	△ 2.3	2,360	0.1	2,351	△ 0.4	2,278	△ 3.1
3,007	△ 1.3	3,204	6.6	3,182	△ 0.7	3,541	11.3	3,570	0.8	3,303	△ 7.5
356,603	6.6	382,224	7.2	401,330	5.0	436,922	8.9	438,674	0.4	440,181	0.3
32,261	△ 4.4	32,665	1.3	34,583	5.9	35,905	3.8	35,540	△ 1.0	34,325	△ 3.4
814	△ 3.3	759	△ 6.7	781	2.9	722	△ 7.2	743	2.9	733	△ 1.3
34,450	0.2	36,404	5.7	36,993	1.6	40,607	9.8	41,079	1.2	40,792	△ 0.7
10,874	△ 1.7	10,426	△ 4.1	11,252	7.9	11,356	1.0	11,007	△ 3.1	10,301	△ 6.4
113,212	△ 5.7	107,732	△ 4.8	103,934	△ 3.5	103,073	△ 0.8	100,030	△ 3.0	95,327	△ 4.7
(305)	(△ 48.2)	(155)	(△ 48.9)	(41)	(△ 73.2)	(2)	(△ 94.9)	(0)	(△ 100.0)	(0)	(—)
35,367	△ 9.1	41,596	17.6	39,663	△ 4.6	40,148	1.2	43,816	9.1	72,368	65.2
(1,228)	(△ 73.8)	(2,001)	(62.9)	(1,215)	(△ 39.2)	(468)	(△ 61.4)	(257)	(△ 45.1)	(134)	(△ 47.9)
										6,441	—
258,862	3.1	269,166	4.0	284,759	5.8	303,734	6.7	317,485	4.5	298,629	△ 5.9
59,136	2.0	58,680	△ 0.8	62,747	6.9	68,359	9.0	72,617	6.2	73,110	0.7
134,959	3.5	143,754	6.5	154,022	7.1	166,997	8.4	175,170	4.9	156,343	△ 10.7
64,767	3.1	66,731	3.0	67,989	1.9	68,369	0.6	69,690	1.9	69,167	△ 0.8
7,546,244	△ 2.1	7,500,110	△ 1.1	7,446,881	△ 0.7	7,400,330	△ 0.6	7,248,776	△ 2.0	7,111,754	△ 1.9
1,201,820	0.9	1,189,010	△ 1.1	1,144,548	△ 3.7	1,128,961	△ 1.4	1,041,570	△ 7.7	868,362	△ 16.6
8,748,064	△ 1.7	8,689,120	△ 0.7	8,591,430	△ 1.1	8,529,291	△ 0.7	8,290,346	△ 2.8	7,980,116	△ 3.7
(1,313,633)	(△ 11.1)	(1,245,154)	(△ 5.2)	(1,089,058)	(△ 12.5)	(952,972)	(△ 12.5)	(840,447)	(△ 11.8)	(731,703)	(△ 12.9)

(損保協会会員会社ベース)

■元受正味保険料の保険種目別構成比 (2008年度)



■正味収入保険料

項 目	1999年度		2000年度		2001年度		2002年度		2003年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火 災	1,105,163	△1.1	1,053,735	△4.7	1,031,948	△2.1	1,030,541	△0.1	1,044,867	1.4
自 動 車	3,605,062	0.8	3,650,119	1.2	3,674,497	0.7	3,612,464	△1.7	3,558,174	△1.5
傷 害	705,765	△1.8	676,576	△4.1	645,609	△4.6	636,727	△1.4	631,012	△0.9
新 種	676,203	△1.7	692,325	2.4	725,448	4.8	760,987	4.9	766,194	0.7
海上・運送	232,122	△11.1	231,463	△0.3	231,843	0.2	233,426	0.7	241,279	3.4
（船 舶）	(59,697)	(6.7)	(44,901)	(△24.8)	(47,810)	(6.5)	(44,059)	(△7.8)	(44,709)	(1.5)
（貨物海上）	(111,659)	(△22.2)	(124,864)	(11.8)	(123,963)	(△0.7)	(130,732)	(5.5)	(136,367)	(4.3)
（運 送）	(60,754)	(△1.7)	(61,684)	(1.5)	(60,059)	(△2.6)	(58,624)	(△2.4)	(60,190)	(2.7)
小 計	6,324,405	△0.6	6,304,301	△0.3	6,309,424	0.1	6,274,207	△0.6	6,241,589	△0.5
自 賠 責	564,942	2.0	569,835	0.9	572,171	0.4	1,011,677	76.8	1,195,639	18.2
合 計	6,889,347	△0.4	6,874,136	△0.2	6,881,595	0.1	7,285,884	5.9	7,437,228	2.1

(注)．自賠責保険が2002年度に大幅増加したのは、自賠責保険の政府再保険制度廃止による影響のため。

■元受正味保険金

項 目	1999年度		2000年度		2001年度		2002年度		2003年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火 災	544,388	21.6	363,808	△33.2	324,995	△10.7	291,620	△10.3	310,507	6.5
自 動 車	2,083,395	4.2	2,190,257	5.1	2,114,950	△3.4	2,042,634	△3.4	2,017,372	△1.2
傷 害	290,553	0.2	278,235	△4.2	265,529	△4.6	256,288	△3.5	250,299	△2.3
新 種	379,275	3.8	388,678	2.5	431,699	11.1	420,327	△2.6	417,692	△0.6
海上・運送	147,517	△6.9	136,131	△7.7	140,505	3.2	121,369	△13.6	143,435	18.2
自 賠 責	871,249	2.5	888,159	1.9	889,619	0.2	904,202	1.6	915,683	1.3
合 計	4,316,379	5.0	4,245,271	△1.6	4,167,300	△1.8	4,036,443	△3.1	4,054,991	0.5

(金額:百万円、増減率:%)

	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
	1,030,154	△1.4	1,080,722	4.9	1,085,433	0.4	1,055,422	△2.8	1,065,231	0.9
	3,507,923	△1.4	3,507,502	△0.0	3,525,092	0.5	3,502,621	△0.6	3,456,548	△1.3
	649,832	3.0	666,360	2.5	669,354	0.4	659,263	△1.5	647,178	△1.8
	779,402	1.7	803,847	3.1	832,604	3.6	828,328	△0.5	834,096	0.7
	252,668	4.7	270,257	7.0	288,652	6.8	299,379	3.7	275,559	△8.0
	(44,504)	(△0.5)	(47,909)	(7.7)	(52,668)	(9.9)	(55,281)	(5.0)	(55,211)	(△0.1)
	(146,003)	(7.1)	(158,657)	(8.7)	(171,672)	(8.2)	(178,192)	(3.8)	(154,666)	(△13.2)
	(62,151)	(3.3)	(63,685)	(2.5)	(64,304)	(1.0)	(65,900)	(2.5)	(65,672)	(△0.3)
	6,220,035	△0.3	6,328,735	1.7	6,401,188	1.1	6,345,070	△0.9	6,278,665	△1.0
	1,191,923	△0.3	1,156,706	△3.0	1,135,988	△1.8	1,124,977	△1.0	883,171	△21.5
	7,411,958	△0.3	7,485,441	1.0	7,537,176	0.7	7,470,047	△0.9	7,161,836	△4.1

(損保協会会員会社ベース)

(金額:百万円、増減率:%)

	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
	853,409	174.8	476,474	△44.2	464,711	△2.5	397,528	△14.5	397,948	0.1
	2,092,717	3.7	2,079,897	△0.6	2,109,383	1.4	2,147,724	1.8	2,155,859	0.4
	243,492	△2.7	259,012	6.4	287,596	11.0	323,470	12.5	343,003	6.0
	457,285	9.5	408,078	△10.8	437,185	7.1	445,340	1.9	530,498	19.1
	129,314	△9.8	131,799	1.9	139,522	5.9	140,303	0.6	143,656	2.4
	879,610	△3.9	856,479	△2.6	818,613	△4.4	824,032	0.7	807,692	△2.0
	4,655,831	14.8	4,211,742	△9.5	4,257,055	1.1	4,278,443	0.5	4,378,697	2.3

(損保協会会員会社ベース)

■代理店数

(単位:店)

年度末	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
北海道	26,192	23,038	15,782	14,813	14,093	13,223	11,975	11,329	10,474	9,646
青森	6,401	5,540	3,832	3,692	3,461	3,258	3,154	3,024	2,848	2,651
岩手	5,191	4,501	3,202	3,098	2,970	2,814	2,736	2,593	2,429	2,223
宮城	10,468	8,981	6,350	6,101	5,822	5,437	4,985	4,780	4,490	4,262
秋田	4,484	3,859	2,768	2,650	2,449	2,244	2,180	2,100	2,020	1,863
山形	5,251	4,600	3,291	3,212	3,098	2,941	2,790	2,649	2,489	2,296
福島	9,007	8,189	5,829	5,629	5,435	5,066	4,669	4,460	4,217	3,927
茨城	13,300	11,988	9,057	8,656	8,230	7,751	7,072	6,838	6,446	6,033
栃木	9,606	8,462	6,369	6,050	5,723	5,366	4,847	4,705	4,419	4,063
群馬	9,900	9,014	6,753	6,438	6,081	5,780	5,267	5,073	4,746	4,360
埼玉	25,798	23,316	16,273	15,355	14,526	13,532	12,399	11,961	11,037	10,081
千葉	22,905	20,624	14,443	13,383	12,409	11,380	10,190	9,740	9,097	8,371
東京都	95,989	85,249	40,819	37,536	34,626	32,031	29,063	27,232	24,572	22,172
神奈川県	29,422	26,435	18,066	16,597	15,530	14,402	13,060	12,420	11,411	10,293
新潟	10,832	9,806	7,118	6,850	6,406	5,906	5,380	5,131	4,739	4,415
山梨	4,529	4,126	3,155	2,963	2,789	2,560	2,306	2,188	2,000	1,795
長野	10,130	9,239	6,944	6,596	6,225	5,786	5,281	4,970	4,558	4,191
岐阜	8,381	7,479	5,733	5,542	5,364	5,135	5,065	4,807	4,353	3,980
静岡	18,012	16,173	11,505	10,960	10,380	9,747	9,117	8,758	8,184	7,579
愛知	27,741	25,509	18,036	17,286	16,536	15,647	14,785	13,700	12,812	11,773
三重	7,639	6,888	5,022	4,803	4,547	4,232	4,124	3,838	3,577	3,361
富山	5,167	4,641	3,343	3,167	2,997	2,818	2,757	2,647	2,423	2,259
石川	5,603	5,103	3,722	3,544	3,335	3,124	3,040	2,880	2,531	2,347
福井	3,738	3,369	2,391	2,285	2,179	2,057	2,017	1,916	1,754	1,635
滋賀	4,414	4,046	2,895	2,806	2,748	2,646	2,477	2,400	2,221	2,081
京都	10,436	9,087	6,633	6,340	6,073	5,724	5,485	5,262	4,857	4,464
大阪	40,292	34,533	23,280	21,990	20,918	19,671	18,629	17,776	16,561	15,333
兵庫	20,374	18,022	12,664	11,789	11,244	10,610	9,900	9,420	9,063	8,527
奈良	4,796	4,107	2,947	2,821	2,695	2,590	2,472	2,356	2,144	2,000
和歌山	4,797	4,330	3,207	3,087	2,955	2,794	2,725	2,609	2,441	2,264
鳥取	2,628	2,293	1,586	1,532	1,460	1,376	1,317	1,278	1,211	1,130
島根	2,741	2,545	1,656	1,556	1,460	1,357	1,324	1,263	1,165	1,119
岡山	8,190	7,251	5,375	5,072	4,844	4,565	4,266	4,032	3,838	3,614
広島	12,184	10,840	7,957	7,566	7,225	6,719	6,076	5,795	5,452	5,078
山口	6,514	5,723	3,919	3,718	3,452	3,246	2,899	2,716	2,523	2,323
徳島	3,684	3,409	2,416	2,298	2,199	2,081	2,035	1,970	1,905	1,780
香川	4,584	3,893	2,825	2,687	2,573	2,438	2,352	2,239	2,099	1,945
愛媛	6,260	5,562	4,199	4,000	3,817	3,560	3,380	3,186	2,970	2,797
高知	3,442	2,999	2,114	2,033	1,930	1,816	1,739	1,650	1,558	1,401
福岡	21,266	19,778	13,550	12,838	12,265	11,558	10,704	10,361	9,755	9,156
佐賀	3,808	3,383	2,340	2,242	2,157	2,045	1,871	1,796	1,645	1,520
長崎	5,868	5,324	3,466	3,294	3,157	3,000	2,958	2,836	2,673	2,509
熊本	7,861	6,942	5,154	4,935	4,773	4,561	4,340	4,102	3,844	3,540
大分	4,880	4,552	3,189	3,002	2,914	2,745	2,652	2,516	2,346	2,191
宮崎	4,884	4,568	3,147	2,922	2,712	2,560	2,368	2,209	2,051	1,939
鹿児島	7,040	6,416	4,848	4,581	4,317	4,039	3,896	3,737	3,468	3,250
沖縄	4,290	3,887	3,021	2,824	2,737	2,638	2,629	2,562	2,430	2,327
全 国	570,919	509,619	342,191	323,139	305,836	286,576	266,753	253,810	235,846	217,864

(注) 2000～2001年度に減少した理由…2000年8月に金融庁から、保険業法第98条(保険業法施行規則第51条)に規定されている保険会社による他の保険会社の「業務の代理・事務の代行」の範囲を明確化する方針が示され、2001年3月に保険業法施行規則が改正された。これに伴い、生保会社本体が損保会社の代理店となることができるようになり、それまで個別に代理店登録していた生保募集人が廃止され、代理店となった生保会社の使用人となったためと推測される。

代理店数の内訳 (国内会社・外国会社合計)

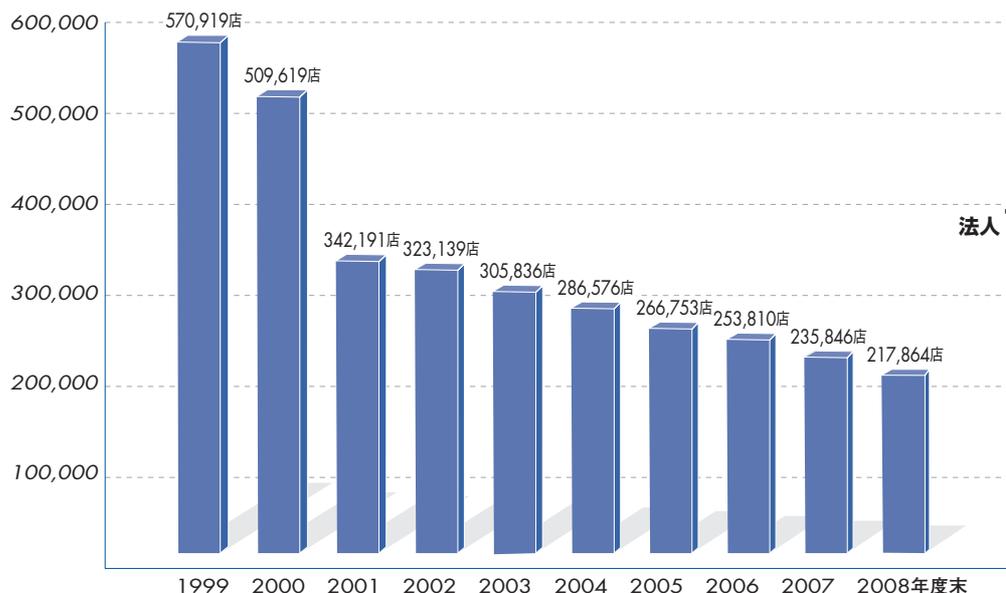
年度末	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
代理店数(店)	570,919	509,619	342,191	323,139	305,836	286,576	266,753	253,810	235,846	217,864

(上段=店数:店/下段=構成比:%)

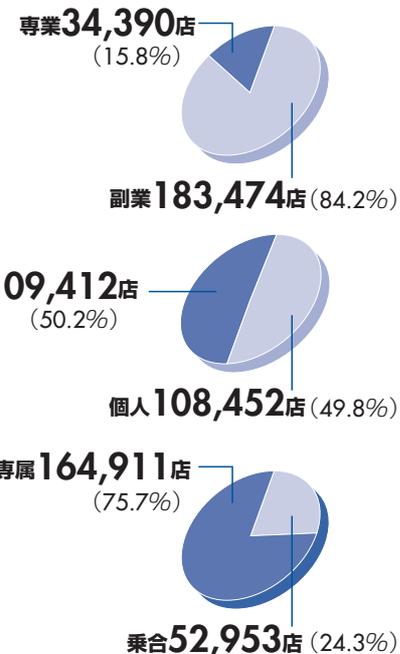
専業	73,353	60,264	58,557	55,438	51,283	47,436	43,467	40,892	38,668	34,390
	12.8	11.8	17.1	17.2	16.8	16.6	16.3	16.1	16.4	15.8
副業	497,566	449,355	283,634	267,701	254,553	239,140	223,286	212,918	197,178	183,474
	87.2	88.2	82.9	82.8	83.2	83.4	83.7	83.9	83.6	84.2
法人	128,630	127,019	124,190	121,190	119,042	116,969	117,262	115,953	112,245	109,412
	22.5	24.9	36.3	37.5	38.9	40.8	44.0	45.7	47.6	50.2
個人	442,289	382,600	218,001	201,949	186,794	169,607	149,491	137,857	123,601	108,452
	77.5	75.1	63.7	62.5	61.1	59.2	56.0	54.3	52.4	49.8
専属	438,950	382,152	261,597	254,255	240,952	226,947	208,597	196,880	182,641	164,911
	76.9	75.0	76.4	78.7	78.8	79.2	78.2	77.6	77.4	75.7
乗合 (注)	131,969	127,467	80,594	68,884	64,884	59,629	58,156	56,930	53,205	52,953
	23.1	25.0	23.6	21.3	21.2	20.8	21.8	22.4	22.6	24.3

(注). 乗合代理店とは、2社以上の損害保険会社の商品を取扱う代理店をいう。

代理店数の推移 (国内会社・外国会社合計)



代理店数の内訳



募集従事者数 (国内会社・外国会社合計)

(単位:人)

年度末	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
募集従事者	1,154,511	1,145,252	1,575,195	1,642,271	1,716,006	1,797,510	1,873,485	1,986,035	2,147,461	2,154,962

(注). 2001年度に増加した理由…銀行等の金融機関窓口において保険販売が解禁されたことに伴い、銀行員等が募集従事者になったためと推測される。

交通事故発生状況

	1999年			2000年			2001年			2002年			2003年		
	事故件数	死者数	負傷者数												
北海道	29,566	536	37,733	30,806	548	39,523	30,531	516	39,281	28,674	493	36,786	28,811	391	36,602
青森	8,744	130	10,480	9,191	128	11,490	9,450	110	11,927	9,126	103	11,514	9,100	104	11,473
岩手	5,441	128	6,837	6,057	133	7,565	5,726	149	7,142	5,928	134	7,415	6,087	119	7,708
宮城	12,232	164	15,551	12,789	177	16,281	12,651	156	16,183	12,864	181	16,463	13,320	134	17,109
秋田	4,864	102	5,839	5,110	96	6,149	5,252	75	6,579	5,082	98	6,380	5,303	94	6,643
山形	6,332	104	7,968	7,253	91	9,183	8,546	86	10,779	9,134	88	11,616	9,368	75	11,813
福島	13,799	171	16,479	14,891	192	18,853	15,691	210	20,067	15,434	200	19,905	14,971	169	19,279
茨城	23,869	357	30,512	25,429	328	32,613	25,154	344	32,264	24,699	331	31,622	23,840	291	30,858
栃木	14,398	211	18,437	15,437	220	19,923	15,699	191	20,444	15,450	211	20,079	16,028	194	20,957
群馬	18,357	194	23,795	20,643	185	27,038	19,186	180	25,070	18,936	218	24,731	23,645	169	30,512
埼玉	43,837	410	54,788	50,441	389	63,333	52,264	378	65,313	51,617	343	64,314	52,215	369	65,415
千葉	33,907	422	43,442	37,979	416	48,325	37,650	390	48,182	37,788	379	48,462	37,576	358	47,870
東京	74,211	398	86,058	91,380	413	105,073	90,012	359	103,272	88,512	376	101,037	86,118	320	98,096
神奈川	64,907	336	79,284	69,788	307	85,172	69,097	324	84,452	67,660	376	81,965	65,313	309	78,982
新潟	13,734	221	17,283	14,799	228	18,257	15,009	227	18,868	14,923	235	18,647	14,763	190	18,570
富山	7,788	99	9,225	8,331	92	9,954	8,211	88	9,902	8,082	78	9,722	8,065	75	9,701
石川	9,250	100	11,443	9,645	98	11,952	9,523	108	11,894	8,998	79	11,215	8,699	92	10,792
福井	5,117	101	6,239	5,379	90	6,652	5,496	61	6,720	5,261	78	6,636	5,123	80	6,443
山梨	6,636	83	8,779	7,525	81	9,934	7,489	97	9,877	7,534	71	10,112	7,696	90	10,223
長野	13,978	213	18,275	14,478	196	19,030	14,580	198	19,332	14,543	190	19,156	14,391	164	19,081
岐阜	13,681	202	18,780	14,818	222	20,212	14,589	224	20,077	13,976	203	19,080	14,309	186	19,576
静岡	35,215	359	44,819	39,030	308	49,837	42,374	307	54,295	41,082	269	52,751	41,242	297	53,234
愛知	50,287	375	60,682	54,473	443	66,874	56,864	403	70,532	55,552	398	68,904	58,593	362	72,465
三重	11,333	204	14,762	12,170	213	15,973	12,467	221	16,336	12,048	211	15,975	12,659	174	16,835
滋賀	8,764	141	11,491	9,519	126	12,731	9,846	145	13,149	9,766	109	13,038	10,276	108	13,619
京都	18,447	153	22,787	19,360	181	23,971	19,523	164	24,311	19,174	136	23,570	18,884	119	23,129
大阪	58,505	367	70,014	63,272	369	75,765	63,671	327	76,595	63,802	323	77,298	66,392	291	80,174
兵庫	37,194	309	45,639	40,278	341	49,398	42,719	336	52,988	43,064	296	53,570	43,104	286	53,495
奈良	8,730	94	10,176	9,005	100	10,430	9,466	90	10,842	9,250	87	10,574	8,951	73	10,378
和歌山	8,563	96	10,422	8,946	100	10,933	9,228	97	11,433	8,797	90	10,854	8,531	74	10,612
鳥取	2,677	58	3,413	3,074	55	3,943	3,172	61	4,152	3,075	79	4,051	2,934	61	3,772
島根	3,119	73	3,641	3,290	74	3,870	3,376	72	3,899	3,258	73	3,794	3,256	74	3,891
岡山	14,874	185	18,322	16,335	188	20,222	18,618	190	23,307	21,344	169	26,896	21,196	175	27,089
広島	19,664	222	25,121	21,212	270	27,159	22,276	251	28,376	22,344	202	28,485	22,223	187	28,199
山口	10,886	183	13,047	10,748	159	13,075	10,343	152	12,541	9,905	141	12,072	9,814	129	11,999
徳島	6,262	77	7,808	6,670	73	8,271	6,822	85	8,500	6,793	69	8,491	6,583	72	8,155
香川	8,226	124	9,191	11,765	120	14,714	11,672	134	14,683	11,272	83	14,022	12,922	96	16,125
愛媛	11,061	165	13,649	11,490	155	14,150	11,860	142	14,636	11,198	122	13,857	11,143	125	13,783
高知	5,417	84	6,486	5,747	91	6,917	5,421	76	6,475	5,362	63	6,392	5,319	64	6,315
福岡	50,717	310	62,144	51,711	307	63,590	49,545	334	61,891	49,348	323	61,603	51,523	312	63,418
佐賀	5,685	116	6,738	7,137	92	8,574	10,584	84	13,824	10,443	79	13,910	10,492	79	14,089
長崎	7,973	71	10,379	8,387	92	10,912	8,530	74	10,916	8,420	66	10,869	8,836	82	11,378
熊本	12,233	165	15,733	13,014	167	16,782	12,988	141	16,869	12,964	145	16,935	12,847	116	16,711
大分	7,150	99	9,350	7,803	93	10,184	8,094	93	10,751	7,778	70	10,265	7,700	90	10,343
宮崎	6,546	103	8,083	7,977	117	10,037	7,424	91	9,482	7,818	82	9,938	8,835	87	11,538
鹿児島	12,283	126	14,830	13,058	123	15,996	13,365	128	16,384	12,884	115	15,926	12,870	117	15,630
沖縄	3,904	65	4,443	4,294	79	4,877	5,115	78	6,163	5,759	61	6,958	6,127	79	7,352
全国	850,363	9,006	1,050,397	931,934	9,066	1,155,697	947,169	8,747	1,180,955	936,721	8,326	1,167,855	947,993	7,702	1,181,431

(事故件数:件、死者数・負傷者数:人)

	2004年			2005年			2006年			2007年			2008年			
	事故件数	死者数	負傷者数	事故件数	死者数	負傷者数										
27,844	387	35,200	28,384	302	35,389	26,967	277	33,696	23,582	286	29,204	21,091	228	25,801	北海道	
8,601	103	10,927	8,392	79	10,589	7,439	68	9,425	6,856	92	8,643	6,404	62	7,962	青森	
6,034	115	7,549	5,766	114	7,324	5,416	76	6,753	5,369	98	6,713	4,458	69	5,553	岩手	
14,081	130	17,998	14,016	138	17,875	13,632	116	17,272	12,803	108	16,347	10,947	95	13,759	宮城	
5,197	78	6,554	4,961	75	6,284	4,720	74	5,877	4,365	71	5,534	3,928	61	4,824	秋田	
9,348	77	11,874	9,542	82	12,090	8,858	57	11,159	8,411	76	10,785	7,832	48	9,915	山形	
14,854	162	19,085	14,186	143	18,164	13,627	136	17,353	12,744	121	16,245	11,717	113	14,659	福島	
23,773	266	30,870	23,486	278	30,488	22,396	239	29,261	20,415	178	26,710	18,225	210	23,508	茨城	
15,597	196	20,310	15,363	198	20,042	15,011	177	19,394	13,693	149	17,618	11,637	129	14,986	栃木	
23,910	147	30,777	23,485	152	29,682	22,758	149	28,820	21,649	100	27,273	20,315	95	25,614	群馬	
52,814	305	65,439	53,564	322	65,958	48,259	265	59,427	44,820	228	54,874	40,890	232	49,774	埼玉	
38,240	332	48,218	36,694	305	46,075	33,834	266	42,502	31,161	254	39,117	27,586	213	34,076	千葉	
84,513	303	96,120	80,633	289	91,272	74,287	263	84,117	68,603	269	77,652	61,525	218	69,666	東京	
63,113	273	76,268	60,036	252	72,439	54,562	240	65,704	50,450	237	60,084	44,876	189	53,235	神奈川	
14,699	227	18,483	14,948	187	18,784	13,903	161	17,402	12,791	158	15,903	11,749	124	14,629	新潟	
7,889	74	9,452	7,722	79	9,284	7,308	73	8,721	6,996	63	8,283	6,233	58	7,211	富山	
8,307	65	10,371	8,608	75	10,682	7,948	65	9,864	7,438	59	9,230	6,769	56	8,287	石川	
5,281	78	6,587	5,157	75	6,475	4,680	64	5,842	4,658	60	5,742	4,012	55	4,904	福井	
7,485	80	9,849	7,265	64	9,518	7,082	61	9,387	6,992	52	9,275	6,477	50	8,506	山梨	
14,522	176	19,028	13,514	152	17,585	13,121	128	17,108	12,471	121	16,128	11,898	118	15,082	長野	
14,621	194	19,985	14,342	157	19,613	13,881	155	18,791	13,080	164	17,877	12,138	141	16,516	岐阜	
41,649	277	53,505	40,967	251	52,754	39,491	242	50,999	38,682	188	49,770	36,748	210	47,161	静岡	
61,707	368	76,168	60,081	351	73,832	58,005	338	71,143	55,604	288	68,241	52,719	276	64,657	愛知	
13,479	187	17,703	13,441	163	17,874	13,123	167	17,610	12,790	118	16,957	11,886	110	15,608	三重	
10,292	104	13,511	10,107	118	13,326	10,005	102	13,153	9,626	93	12,720	9,027	79	11,666	滋賀	
19,590	130	24,162	19,460	120	23,747	18,346	121	22,374	17,094	91	20,655	15,517	102	18,565	京都	
67,593	313	81,392	66,105	268	79,502	62,833	255	75,484	59,060	248	70,914	53,769	198	64,290	大阪	
43,526	285	53,985	42,780	260	53,039	41,277	256	50,891	38,551	231	47,440	37,139	199	45,342	兵庫	
9,123	71	10,553	8,621	65	9,996	8,063	66	9,340	7,522	60	9,680	6,836	48	8,801	奈良	
8,529	89	10,673	8,376	71	10,303	8,103	69	10,006	7,785	56	9,625	7,270	63	8,843	和歌山	
3,048	51	3,992	2,970	45	3,905	2,878	39	3,698	2,539	34	3,236	2,138	30	2,733	鳥取	
3,086	47	3,732	3,017	69	3,502	2,780	46	3,198	2,676	42	3,089	2,199	42	2,492	島根	
21,099	159	26,963	21,021	148	26,968	20,124	144	25,660	19,265	115	24,579	17,833	114	22,412	岡山	
21,994	189	27,992	21,092	187	26,827	20,960	165	26,438	19,819	132	24,961	17,705	128	22,194	広島	
9,642	106	11,755	9,362	116	11,358	9,189	108	11,254	8,939	115	10,923	8,118	91	9,956	山口	
6,774	58	8,477	6,537	68	8,198	6,494	63	8,158	6,251	58	7,729	5,760	42	7,041	徳島	
13,359	86	16,772	13,448	75	16,863	12,902	96	16,310	12,243	78	15,284	11,794	61	14,666	香川	
11,490	101	14,064	11,155	113	13,581	10,881	101	13,324	10,262	100	12,393	9,179	82	11,095	愛媛	
4,970	79	5,978	5,057	47	5,968	4,831	58	5,702	4,563	66	5,371	4,005	57	4,579	高知	
51,185	275	62,244	51,773	249	62,585	50,890	241	61,646	45,703	199	60,129	44,353	197	57,363	福岡	
9,977	73	13,413	9,485	63	12,536	8,932	69	11,965	8,906	50	11,958	8,740	68	11,706	佐賀	
8,550	61	11,121	8,423	57	10,886	8,175	59	10,562	7,938	57	10,304	7,370	40	9,596	長崎	
13,167	126	17,072	13,049	119	16,933	13,060	107	16,836	12,091	103	15,524	11,522	98	14,663	熊本	
7,860	84	10,411	7,822	86	10,223	7,640	62	10,066	7,327	59	9,646	6,977	77	9,153	大分	
10,612	87	13,321	10,806	78	13,486	10,090	96	12,485	9,820	80	12,167	9,384	48	11,607	宮崎	
12,655	123	15,465	12,290	103	14,990	11,450	110	13,951	11,526	96	14,061	10,943	88	13,184	鹿児島	
6,512	61	7,752	6,519	63	7,839	6,653	62	8,071	6,525	43	7,852	6,509	43	7,664	沖縄	
952,191	7,358	1,183,120	933,828	6,871	1,156,633	886,864	6,352	1,098,199	832,454	5,744	1,034,445	766,147	5,155	945,504	全国	

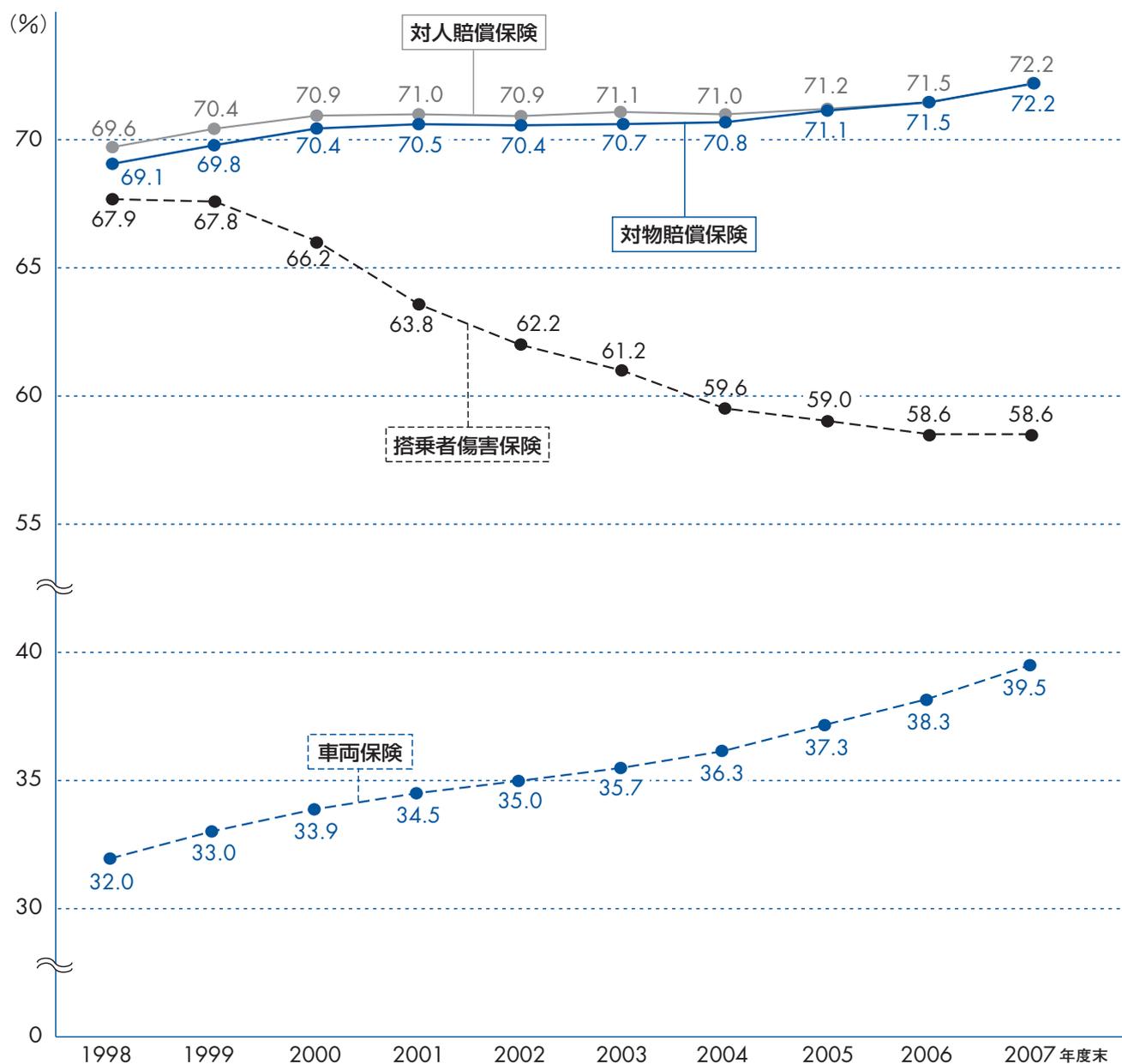
※警察庁統計より

■自動車保険加入率

(単位:%)

年度末	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
対人賠償保険	69.6	70.4	70.9	71.0	70.9	71.1	71.0	71.2	71.5	72.2
対物賠償保険	69.1	69.8	70.4	70.5	70.4	70.7	70.8	71.1	71.5	72.2
搭乗者傷害保険	67.9	67.8	66.2	63.8	62.2	61.2	59.6	59.0	58.6	58.6
車両保険	32.0	33.0	33.9	34.5	35.0	35.7	36.3	37.3	38.3	39.5

※損害保険料率算出機構資料より



※損害保険料率算出機構資料より

都道府県別加入率 (2008年3月末)

	保有台数(台)	対人賠償保険(%)	対物賠償保険(%)	搭乗者傷害保険(%)	車両保険(%)
北海道	3,685,741	69.4	69.3	58.2	43.3
青森	988,691	67.0	66.9	57.0	35.0
岩手	983,510	60.1	59.8	45.1	29.9
宮城	1,572,434	70.8	70.8	58.0	36.5
秋田	822,110	57.0	56.9	44.9	31.2
山形	921,220	61.8	61.9	49.2	35.2
福島	1,568,799	64.4	64.3	53.1	32.8
茨城	2,442,792	73.7	73.6	61.8	34.1
栃木	1,644,224	70.4	70.3	57.9	32.2
群馬	1,732,960	69.8	69.8	58.0	35.1
埼玉	3,919,309	76.8	76.7	58.7	39.2
千葉	3,459,646	77.8	77.7	61.2	44.1
東京	4,591,468	77.2	77.6	59.7	42.8
神奈川	4,006,806	78.8	79.0	64.8	43.5
新潟	1,806,488	67.3	67.2	52.2	31.1
富山	877,688	71.1	70.8	59.4	39.3
石川	870,788	71.3	70.9	59.3	34.5
福井	643,993	70.5	70.3	60.8	36.7
山梨	727,486	61.8	61.7	51.7	25.0
長野	1,856,859	62.3	62.2	48.2	31.6
岐阜	1,665,918	75.6	75.4	57.6	51.1
静岡	2,815,068	77.3	77.3	64.7	41.9
愛知	4,951,083	79.9	79.8	62.2	53.6
三重	1,458,949	74.3	74.2	60.2	42.9
滋賀	974,754	71.5	71.4	57.6	37.7
京都	1,355,058	77.5	77.5	64.0	41.1
大阪	3,768,661	81.2	81.4	65.8	47.8
兵庫	2,964,956	76.6	76.5	64.6	41.2
奈良	834,724	79.4	79.3	63.6	41.9
和歌山	744,635	73.3	73.1	65.3	30.1
鳥取	454,864	63.6	63.5	51.7	40.9
島根	540,565	54.2	54.0	40.5	29.8
岡山	1,480,150	71.6	71.4	56.4	37.4
広島	1,836,116	74.4	74.3	56.5	37.6
山口	1,059,399	71.0	71.0	57.5	41.6
徳島	611,807	69.9	69.7	57.0	34.2
香川	755,264	73.1	72.9	62.0	36.1
愛媛	1,003,273	68.8	68.6	53.6	32.7
高知	557,390	56.7	56.3	46.7	25.9
福岡	3,191,053	74.5	74.6	64.1	43.7
佐賀	644,109	63.8	63.7	54.6	32.2
長崎	916,281	64.0	64.0	53.8	33.1
熊本	1,309,886	63.4	63.4	55.8	36.7
大分	888,718	61.8	61.8	52.9	32.3
宮崎	908,864	56.6	56.5	50.2	31.1
鹿児島	1,315,075	57.5	57.3	49.0	27.9
沖縄	951,130	52.0	52.1	47.9	21.6
全 国	79,080,762	72.2	72.2	58.6	39.5

※保有台数は、「自動車保有車両数・月報(2008年3月末現在)」((財)自動車検査登録協会発行)による。対人賠償保険・対物賠償保険・搭乗者傷害保険・車両保険は、「自動車保険の概況 平成20年度(平成19年度データ)」(損害保険料率算出機構発行)による。

高額判決例

人身事故

認定総損害額 (万円)	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害者性年齢	被害者職業	被害態様
38,281	名古屋地裁	2005年5月17日	1998年5月18日	男29歳	会社員	後遺障害
37,886	大阪地裁	2007年4月10日	2002年12月11日	男23歳	会社員	//
36,750	大阪地裁	2006年6月21日	2002年11月9日	男38歳	開業医	死亡
35,978	東京地裁	2004年6月29日	1997年4月24日	男25歳	大学研究科在籍	後遺障害
35,332	千葉地裁佐倉支部	2006年9月27日	2001年10月4日	男37歳	アルバイト	//
34,791	大阪地裁	2007年1月31日	1996年10月21日	女18歳	高校生	//
34,614	仙台地裁	2007年6月8日	2003年5月22日	女25歳	会社員	//
33,678	千葉地裁	2005年7月20日	2000年8月18日	男17歳	高校生	//
33,547	大阪地裁	2006年4月5日	2000年7月31日	男17歳	高校生	//
33,531	東京地裁	2004年12月21日	1998年4月29日	男32歳	銀行員	//
32,776	大阪地裁	2005年9月27日	1999年2月17日	男42歳	会社員	//
32,403	大阪地裁	2005年3月25日	1999年11月7日	男42歳	財団職員	//
32,246	名古屋地裁一宮支部	2004年3月30日	1998年10月7日	男25歳	アルバイト	//
31,636	東京地裁	2005年10月27日	1999年9月15日	男25歳	記者	//
31,201	東京地裁	2003年8月28日	1997年8月12日	女21歳	会社員	//
30,594	旭川地裁稚内支部	2007年12月21日	2003年6月20日	男7歳	小学生	//
30,484	大阪地裁	2007年7月26日	2003年8月21日	男7歳	小学生	//
30,377	広島地裁	2005年9月20日	2001年9月28日	男43歳	競艇選手	//
30,277	広島地裁福山支部	2004年5月26日	1999年7月23日	症状固定時男38歳	会社員	//
29,966	名古屋地裁	2007年10月16日	2001年2月19日	男21歳	会社員	//

(注1). 上記判決例は、判決例掲載誌に掲載されている事例を対象としている。

(注2). 認定総損害額とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む。）をいい、被害者の過失相殺相当額あるいは自賠償保険等で支払われた金額を控除する前の金額である。

(注3). 認定総損害額は、1万円未満切り捨てである。

物損事故

認定総損害額 (万円)	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害物件
26,135	神戸地裁	1994年7月19日	1985年5月29日	積荷（呉服・洋服・毛皮）
13,580	東京地裁	1996年7月17日	1991年2月23日	店舗（パチンコ店）
12,037	福岡地裁	1980年7月18日	1975年3月1日	電車・線路・家屋
11,347	千葉地裁	1998年10月26日	1992年9月14日	電車
6,124	岡山地裁	2000年6月27日	1996年9月26日	積荷
4,141	大阪地裁	2008年5月14日	1999年9月25日	積荷
3,391	名古屋地裁	2004年1月16日	2001年3月9日	大型貨物車・積荷
3,156	東京地裁	2001年12月25日	1999年11月5日	4階建ビル
3,052	東京地裁	2001年8月28日	1999年5月16日	店舗（サーフショップ）
2,858	東京地裁	2002年12月25日	2001年3月28日	積荷
2,796	高松地裁	1997年8月14日	1994年10月5日	大型貨物車3台・積荷
2,629	名古屋地裁	1994年9月16日	1991年3月20日	観光バス
2,389	名古屋地裁	1992年10月28日	1991年4月23日	トレーラー・積荷
2,082	東京地裁	1995年11月14日	1994年2月22日	観光バス
2,057	東京高裁	1993年6月24日	1979年7月11日	トラック2台・積荷
1,966	福岡地裁	2000年6月28日	1997年10月8日	フルトレーラー・積荷
1,928	宇都宮地裁足利支部	1999年1月29日	1996年9月3日	大型貨物車・積荷
1,739	大阪地裁	1999年2月4日	1994年10月4日	大型トレーラートラクター・積荷
1,698	大阪地裁	1997年4月25日	1993年4月1日	大型貨物車・積荷
1,673	広島地裁	1997年9月17日	1996年2月23日	大型貨物車・積荷

(注1). 上記判決例は、判決例掲載誌に掲載されている事例を対象としている。

(注2). 認定総損害額とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む。）をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額である。

(注3). 認定総損害額は、1万円未満切り捨てである。

自動車盗難

保険金支払額

(単位:億円)

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
保険金支払額	412	596	593	582	583	542	473	379	344	307

盗難認知件数

(単位:件)

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
北海道	1,983	2,122	2,271	2,296	2,197	1,740	1,119	823	767	783
青森	260	231	242	231	183	174	134	100	75	84
岩手	93	94	90	118	105	96	67	68	37	37
宮城	348	313	428	449	389	427	307	330	279	304
秋田	117	147	113	120	84	73	35	39	27	32
山形	134	110	94	97	89	108	62	77	40	43
福島	274	333	401	391	447	328	272	247	180	167
茨城	1,551	2,312	2,723	2,908	2,489	1,883	2,123	1,851	2,155	2,194
栃木	457	558	706	770	824	1,071	964	819	807	524
群馬	627	807	918	916	948	1,281	1,511	1,312	704	493
埼玉	2,634	4,201	4,601	4,381	4,867	6,178	5,390	3,262	2,634	1,295
千葉	3,807	6,080	6,067	5,275	5,522	4,512	5,045	4,287	4,060	3,665
東京都	2,594	3,494	3,480	2,333	2,331	2,094	1,455	1,497	1,054	685
神奈川県	3,170	4,529	4,719	4,359	5,329	6,163	3,321	2,885	2,954	1,944
新潟	356	379	355	409	402	315	307	231	169	138
富山	149	204	200	198	147	184	119	93	86	78
石川	145	190	201	159	177	175	127	90	73	59
福井	179	183	201	202	160	190	115	70	121	73
山梨	173	281	276	210	199	318	152	142	104	102
長野	377	372	479	463	628	588	449	298	214	207
岐阜	579	663	923	1,112	1,730	1,423	1,109	635	395	454
静岡	598	836	965	776	804	948	681	616	453	417
愛知	4,154	5,105	6,522	7,515	9,865	8,891	6,593	3,724	3,053	4,001
三重	483	499	884	867	1,201	1,050	810	541	409	380
滋賀	440	543	751	567	427	493	364	278	263	233
京都	1,020	1,182	1,613	1,577	1,600	1,240	897	703	672	534
大阪	7,916	10,593	11,513	10,558	9,635	7,846	6,012	5,183	4,318	3,480
兵庫	1,775	2,514	3,142	3,969	3,415	2,696	2,507	1,810	1,969	1,925
奈良	417	539	631	545	487	438	326	284	237	251
和歌山	262	417	381	308	219	212	176	191	130	149
鳥取	93	90	123	80	78	104	57	46	51	20
島根	88	99	87	95	69	45	46	47	44	15
岡山	281	440	561	488	353	361	310	370	278	226
広島	427	426	547	422	443	349	270	239	166	137
山口	187	215	231	188	192	126	95	80	77	53
徳島	89	71	79	130	111	67	56	51	68	50
香川	151	181	171	160	188	142	114	117	109	82
愛媛	253	190	178	198	271	186	167	140	142	120
高知	124	100	104	96	80	111	70	67	62	46
福岡	2,715	2,986	3,711	5,182	4,081	2,945	2,000	1,596	1,531	1,400
佐賀	139	158	197	235	177	111	117	89	87	73
長崎	113	162	152	147	116	83	45	69	50	60
熊本	248	264	330	240	256	253	265	159	176	110
大分	104	115	109	138	186	101	84	76	71	66
宮崎	145	175	161	133	143	92	74	66	75	55
鹿児島	232	203	201	201	166	182	149	148	179	123
沖縄	631	499	443	461	413	344	260	212	185	148
全 国	43,092	56,205	63,275	62,673	64,223	58,737	46,728	36,058	31,790	27,515

※P50～51に自動車盗難の解説があります。

※警察庁資料より

■火災発生状況 (2008年)

項目	出火件数合計(件)	うち建物		焼損棟数(棟)	建物焼損床面積(m ²)	損害額(千円)
		建物	その他			
北海道	2,553	1,492		1,750	72,092	3,954,949
青森	664	400		576	35,475	2,659,494
岩手	594	332		605	36,572	2,110,099
宮城	1,051	606		848	35,479	2,216,381
秋田	519	278		478	28,060	1,923,156
山形	439	279		388	21,905	1,103,230
福島	838	507		800	43,976	2,701,146
茨城	1,514	819		1,303	58,118	5,428,867
栃木	903	471		705	28,799	2,086,520
群馬	872	502		783	34,345	2,843,935
埼玉	2,632	1,490		2,109	51,102	5,544,099
千葉	2,437	1,282		1,741	50,753	6,160,443
東京	5,831	3,768		4,396	35,662	9,502,136
神奈川	2,748	1,611		2,100	36,746	4,319,122
新潟	746	505		823	45,182	2,673,118
富山	228	166		215	12,706	800,181
石川	344	211		289	11,681	746,430
福井	233	168		231	13,751	670,204
山梨	370	167		264	8,886	625,775
長野	920	492		677	37,213	2,689,978
岐阜	952	494		698	28,282	1,817,357
静岡	1,564	833		1,142	29,256	2,638,045
愛知	3,306	1,568		1,907	36,899	3,995,972
三重	829	422		569	19,205	2,272,414
滋賀	492	285		373	13,352	1,158,191
京都	583	407		603	16,522	1,959,835
大阪	3,392	2,261		2,742	54,060	5,170,523
兵庫	2,575	1,325		1,670	48,950	6,010,831
奈良	473	284		398	15,863	1,157,561
和歌山	421	250		344	12,081	930,029
鳥取	259	165		230	11,227	953,844
島根	348	158		232	10,024	869,066
岡山	934	538		855	45,365	2,400,223
広島	1,325	717		966	28,570	2,098,933
山口	614	311		468	20,327	1,100,505
徳島	303	195		267	11,220	580,459
香川	457	228		304	15,060	1,053,308
愛媛	582	365		532	18,650	1,072,562
高知	420	223		323	10,106	516,768
福岡	1,918	1,180		1,538	43,725	3,205,545
佐賀	380	192		260	13,085	622,997
長崎	634	350		537	18,782	1,050,158
熊本	661	403		626	24,017	911,698
大分	537	287		399	21,155	1,140,994
宮崎	583	335		486	20,055	1,084,934
鹿児島	922	481		734	26,648	1,459,937
沖縄	494	250		304	6,242	424,858
全 国	52,394	30,053		40,588	1,317,231	108,416,810

※総務省消防庁 2009年6月26日発表資料より

地震保険保有契約件数

(単位:件)

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008 年度末
北海道	166,958	244,087	298,942	334,699	354,776	373,193	384,318	385,289	386,802	406,223	435,763	465,092	484,193	492,501	507,485
青森	32,903	40,894	47,701	50,519	53,104	55,430	57,462	58,505	59,196	61,798	65,348	68,819	70,814	73,671	78,725
岩手	18,429	23,046	27,463	29,832	32,423	34,777	35,892	36,221	36,690	40,916	43,135	47,396	49,748	52,537	58,052
宮城	58,530	76,074	90,274	98,471	109,927	122,309	130,930	135,490	141,981	176,342	199,050	226,709	244,756	259,983	277,901
秋田	16,547	22,380	26,501	28,735	30,639	33,163	34,324	33,741	33,377	34,554	36,483	38,772	40,380	43,173	46,841
山形	11,620	15,991	19,125	20,974	22,523	23,838	24,600	24,460	25,012	27,648	30,747	34,291	36,154	39,037	44,782
福島	38,766	47,341	54,358	58,996	63,688	67,629	71,390	72,612	74,096	77,361	80,682	88,536	92,724	95,719	101,458
茨城	77,685	98,994	118,092	129,197	135,003	141,860	147,455	148,902	152,150	160,180	167,487	181,468	188,780	191,953	201,594
栃木	49,605	60,093	67,227	72,075	75,464	78,398	81,337	81,627	83,363	87,682	94,446	104,926	109,858	112,629	120,733
群馬	39,399	47,908	53,857	56,479	55,314	57,529	58,951	58,170	58,329	60,219	66,101	73,903	77,907	81,906	89,182
埼玉	261,497	335,152	387,850	421,489	440,119	458,228	470,824	474,341	471,169	487,433	521,714	577,464	603,333	621,924	655,918
千葉	266,096	335,748	385,963	419,174	437,573	456,176	472,912	479,634	487,246	514,830	550,173	604,722	631,413	648,601	674,984
東京	903,661	1,055,241	1,165,175	1,241,885	1,289,568	1,337,110	1,371,908	1,378,691	1,379,457	1,432,872	1,526,534	1,662,334	1,729,675	1,772,830	1,842,009
神奈川	509,787	641,279	684,265	723,846	740,769	767,889	793,547	812,328	828,233	863,202	909,369	987,623	1,027,182	1,048,530	1,086,075
新潟	43,709	59,522	70,382	76,037	80,316	84,700	87,500	88,719	88,616	91,041	100,129	108,702	113,803	123,349	132,328
富山	12,055	17,426	20,332	22,027	23,169	24,630	25,777	26,044	26,035	27,039	30,649	34,498	36,549	42,591	48,581
石川	18,771	27,211	32,063	35,706	37,722	38,493	40,602	41,561	42,568	44,486	48,772	53,307	57,330	66,899	77,236
福井	14,373	17,604	20,065	21,642	22,650	23,877	25,438	25,599	25,957	26,818	30,409	32,573	33,804	38,427	44,065
山梨	27,770	33,386	38,517	41,090	43,429	46,111	48,840	52,077	54,138	57,686	62,295	68,056	71,593	73,576	77,459
長野	23,222	30,323	35,079	38,218	40,581	43,886	46,636	50,393	53,410	57,538	64,666	70,791	74,503	81,404	91,560
岐阜	53,419	64,019	73,922	83,035	90,253	98,896	105,093	109,207	114,540	123,561	136,871	148,724	158,363	170,139	188,566
静岡	168,643	204,370	225,682	239,593	244,259	249,076	253,218	265,054	280,329	298,362	322,798	342,705	350,187	338,478	339,784
愛知	219,940	282,917	343,742	407,559	447,165	487,347	523,717	562,359	622,846	692,361	767,190	831,385	881,271	915,938	969,776
三重	32,296	41,837	49,683	57,150	62,994	67,986	72,885	79,489	90,656	105,558	127,189	140,517	151,447	161,837	169,775
滋賀	13,558	21,452	26,278	29,541	31,946	35,821	39,080	41,086	43,160	47,204	54,763	61,416	68,776	78,785	89,705
京都	48,218	71,199	83,821	92,143	96,196	104,551	112,763	115,868	117,632	125,865	145,620	160,075	169,604	185,828	203,658
大阪	277,599	399,648	454,867	491,421	508,622	535,355	557,717	570,359	578,544	623,318	709,930	774,294	819,212	866,297	919,680
兵庫	92,193	163,134	202,064	224,518	235,168	249,224	259,776	264,439	267,686	282,143	315,589	341,106	354,494	376,241	409,478
奈良	25,135	37,618	43,890	48,065	56,049	63,008	66,346	66,135	65,356	70,618	83,603	90,617	94,593	102,688	111,740
和歌山	20,044	28,180	32,195	34,598	36,330	38,719	40,365	43,099	47,560	54,618	65,702	72,445	76,715	79,697	81,985
鳥取	14,297	17,253	19,738	21,751	22,558	23,760	26,790	28,049	28,330	28,604	29,828	31,314	32,108	33,498	35,922
島根	6,998	9,827	12,138	14,155	15,087	16,172	18,495	19,659	20,805	21,885	23,571	25,539	26,602	28,253	29,862
岡山	19,898	30,371	38,538	45,385	49,207	53,466	60,409	66,995	71,502	78,820	90,333	102,714	110,708	117,012	122,913
広島	64,251	97,520	118,002	134,191	145,197	159,019	175,105	198,253	209,489	220,435	237,466	257,123	269,925	281,125	292,440
山口	18,203	28,464	35,193	41,436	45,668	50,768	56,177	62,357	64,753	68,557	75,480	86,861	93,220	98,733	105,891
徳島	13,683	18,640	22,352	24,929	26,908	29,124	31,136	33,475	35,787	40,585	48,452	54,460	59,021	64,158	68,251
香川	16,440	24,239	29,915	34,162	37,102	40,844	45,478	49,355	52,591	57,970	68,311	77,077	82,949	87,566	93,054
愛媛	16,873	25,667	32,125	39,107	47,111	52,411	57,905	67,070	72,910	79,762	88,722	97,794	104,439	109,286	113,597
高知	25,188	30,275	34,056	37,042	40,098	43,148	46,342	48,655	52,364	57,207	62,350	66,960	69,402	70,722	71,558
福岡	83,444	144,133	188,642	225,448	251,779	276,352	292,436	303,648	306,477	314,154	339,137	425,000	464,897	499,800	538,895
佐賀	4,175	6,998	8,814	11,072	12,461	13,559	14,331	15,275	15,479	16,025	18,870	27,665	31,223	34,462	38,557
長崎	19,485	24,652	27,214	30,415	31,845	33,727	34,380	34,047	33,460	33,277	35,087	43,300	47,289	51,661	57,269
熊本	36,475	51,533	62,228	73,107	78,342	91,697	104,133	108,153	109,847	112,191	120,489	135,028	140,492	146,704	155,038
大分	21,324	28,823	34,783	40,320	42,791	46,253	49,642	51,641	52,619	54,433	59,347	66,476	71,157	75,136	80,728
宮崎	26,857	38,261	49,969	57,143	60,895	64,435	67,928	68,860	68,395	69,069	73,939	81,632	86,724	89,341	93,390
鹿児島	34,983	52,370	69,130	88,280	95,502	103,872	110,899	113,064	114,662	117,745	123,942	134,399	141,981	146,407	153,804
沖縄	3,833	8,307	13,204	18,564	23,394	28,031	31,291	33,818	33,176	33,807	36,370	40,127	44,037	46,358	48,994
全 国	3,968,835	5,181,407	5,975,416	6,565,221	6,923,684	7,325,847	7,664,480	7,883,873	8,078,780	8,564,002	9,324,901	10,246,735	10,775,335	11,217,390	11,841,278

(注) いずれの年度も当該年度末の地震保険の保有契約件数。(共済は含まれていない。)

※損害保険料率算出機構資料より



地震保険付帯率

(単位:%)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008年度
北海道	33.5	32.4	33.8	36.4	38.6	40.3	41.9	42.9
青森	29.0	27.7	29.3	32.1	33.8	36.1	39.2	42.6
岩手	25.1	24.4	27.7	28.7	31.3	32.3	36.9	38.8
宮城	35.9	37.3	45.3	50.3	54.7	58.4	61.5	62.9
秋田	29.4	29.5	30.5	31.9	32.3	35.5	41.1	44.2
山形	21.3	18.5	20.9	24.1	27.1	28.5	32.6	37.2
福島	28.1	26.4	27.2	28.3	31.2	33.2	35.8	37.1
茨城	35.4	34.9	34.8	34.7	36.8	37.8	38.6	40.6
栃木	30.5	29.7	30.8	31.2	33.3	34.7	35.9	37.9
群馬	23.1	21.4	21.1	22.5	24.8	26.3	29.1	31.4
埼玉	35.2	34.7	35.8	37.5	39.9	40.8	42.5	42.4
千葉	36.9	36.8	38.0	39.3	41.7	42.0	43.4	43.2
東京	36.8	36.2	37.2	38.8	40.8	41.2	42.7	43.4
神奈川	39.7	40.0	41.5	42.4	45.0	45.4	46.8	45.6
新潟	31.9	28.8	30.2	34.6	37.8	39.9	45.2	47.3
富山	18.7	16.6	17.5	19.3	21.7	22.6	28.9	33.0
石川	21.3	19.4	19.3	21.8	24.1	26.3	33.8	38.0
福井	22.7	20.5	21.4	24.6	26.3	27.7	33.7	38.4
山梨	38.4	38.9	41.7	44.0	46.9	48.6	50.1	50.9
長野	19.8	17.1	17.9	20.0	22.1	23.9	27.5	30.7
岐阜	38.9	39.4	41.7	45.5	48.8	51.4	55.2	58.4
静岡	39.3	40.5	43.4	45.6	47.4	48.3	49.8	49.6
愛知	44.2	48.2	53.0	57.7	60.4	62.7	62.6	63.3
三重	31.1	34.5	38.8	45.9	49.6	53.0	54.8	56.1
滋賀	20.4	20.1	21.2	24.9	27.9	29.9	34.5	38.0
京都	20.1	19.3	20.6	24.4	27.1	27.9	31.9	33.4
大阪	28.5	28.7	30.9	35.0	38.0	40.0	43.0	44.0
兵庫	24.8	24.4	25.3	28.6	30.7	31.5	34.5	36.8
奈良	26.3	25.8	26.7	32.2	35.5	36.3	40.7	44.1
和歌山	27.6	29.1	33.4	39.7	43.0	44.9	46.7	46.9
鳥取	41.1	37.2	36.9	37.4	38.3	39.6	43.5	45.5
島根	28.0	26.8	27.0	29.6	31.3	32.9	37.4	38.3
岡山	23.9	24.4	26.0	29.2	32.4	34.9	37.4	37.7
広島	39.5	40.8	42.4	45.4	47.9	50.2	52.5	53.1
山口	28.2	27.5	27.9	30.1	34.6	37.3	40.0	41.4
徳島	30.2	31.5	35.6	41.7	46.1	50.2	56.3	58.0
香川	27.5	27.5	30.9	36.2	40.2	43.3	46.8	48.4
愛媛	34.2	33.7	34.9	39.3	42.9	46.4	48.9	49.1
高知	49.8	53.6	59.6	63.6	66.5	69.2	72.2	72.6
福岡	30.6	28.8	29.2	30.6	40.2	42.9	45.5	48.5
佐賀	15.1	12.4	12.7	15.2	25.7	27.8	30.5	32.8
長崎	16.5	14.1	13.2	14.2	19.8	21.9	24.8	27.1
熊本	36.7	34.6	34.4	36.0	40.0	41.2	44.1	46.3
大分	30.5	28.5	28.8	31.6	35.9	38.5	41.4	43.8
宮崎	43.2	42.1	44.0	47.5	53.2	56.7	58.6	59.8
鹿児島	46.9	45.4	46.0	48.8	52.3	55.0	57.7	59.9
沖縄	31.4	30.7	32.7	32.2	34.8	36.1	36.4	35.9
全国	33.5	33.3	34.9	37.4	40.3	41.7	44.0	45.0

(注) いずれの年度も、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合。

※損害保険料率算出機構資料より

地震保険加入率

(単位:%)

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008 年度末
北海道	7.4	10.7	12.9	14.2	14.9	15.5	15.8	15.6	15.5	16.1	17.1	18.0	18.6	18.8	19.2
青森	6.5	8.0	9.2	9.6	10.0	10.4	10.7	10.8	10.8	11.2	11.8	12.3	12.6	13.0	13.9
岩手	4.1	5.0	5.9	6.4	6.9	7.3	7.5	7.5	7.6	8.4	8.8	9.6	10.0	10.5	11.6
宮城	7.7	9.8	11.5	12.3	13.6	14.9	15.8	16.1	16.7	20.6	23.0	25.9	27.7	29.2	30.9
秋田	4.3	5.8	6.8	7.3	7.7	8.3	8.5	8.3	8.2	8.4	8.9	9.3	9.7	10.4	11.2
山形	3.2	4.4	5.2	5.7	6.0	6.3	6.5	6.4	6.5	7.1	7.9	8.7	9.2	9.9	11.3
福島	6.0	7.2	8.1	8.7	9.3	9.8	10.2	10.3	10.4	10.8	11.2	12.1	12.6	12.9	13.6
茨城	8.4	10.6	12.4	13.4	13.8	14.3	14.7	14.6	14.8	15.4	15.9	17.0	17.5	17.6	18.2
栃木	8.0	9.5	10.5	11.1	11.4	11.7	12.0	11.9	12.0	12.5	13.3	14.5	15.0	15.2	16.1
群馬	6.2	7.4	8.2	8.5	8.2	8.4	8.5	8.3	8.2	8.4	9.1	10.0	10.5	10.9	11.7
埼玉	11.5	14.4	16.4	17.5	17.9	18.4	18.6	18.4	18.0	18.3	19.4	21.1	21.7	22.0	22.9
千葉	13.1	16.3	18.4	19.7	20.2	20.7	21.1	21.1	21.1	21.9	23.1	25.0	25.7	26.0	26.6
東京	17.9	20.7	22.6	23.7	24.2	24.7	24.9	24.6	24.2	24.8	26.0	27.9	28.5	28.8	29.5
神奈川	16.4	20.3	21.3	22.2	22.3	22.8	23.2	23.3	23.3	24.0	24.9	26.6	27.2	27.4	27.9
新潟	5.9	8.0	9.3	9.9	10.3	10.8	11.1	11.1	11.0	11.2	12.3	13.2	13.7	14.7	15.7
富山	3.6	5.2	6.0	6.4	6.6	7.0	7.2	7.2	7.1	7.4	8.2	9.2	9.6	11.1	12.6
石川	5.0	7.2	8.3	9.1	9.5	9.6	10.0	10.2	10.3	10.7	11.6	12.5	13.3	15.3	17.5
福井	6.0	7.3	8.2	8.7	9.0	9.4	10.0	10.0	10.0	10.3	11.6	12.3	12.7	14.3	16.3
山梨	9.7	11.5	13.1	13.8	14.3	15.0	15.7	16.6	17.1	18.1	19.3	20.9	21.8	22.2	23.2
長野	3.3	4.3	4.9	5.3	5.5	5.9	6.2	6.6	6.9	7.4	8.3	8.9	9.3	10.1	11.3
岐阜	8.5	10.0	11.4	12.6	13.6	14.7	15.5	15.9	16.5	17.6	19.3	20.7	21.8	23.2	25.5
静岡	14.1	16.8	18.3	19.2	19.3	19.4	19.5	20.2	21.1	22.1	23.7	24.8	25.1	23.9	23.8
愛知	9.6	12.1	14.5	16.9	18.2	19.6	20.8	22.0	24.0	26.3	28.7	30.5	31.8	32.4	33.9
三重	5.4	6.9	8.1	9.1	9.9	10.6	11.2	12.1	13.6	15.7	18.7	20.3	21.6	22.8	23.6
滋賀	3.5	5.4	6.5	7.2	7.6	8.3	8.9	9.2	9.5	10.3	11.7	12.8	14.1	15.9	17.8
京都	5.1	7.4	8.7	9.4	9.7	10.4	11.1	11.3	11.4	12.0	13.7	14.9	15.6	17.0	18.4
大阪	8.5	12.1	13.5	14.4	14.7	15.3	15.8	16.0	16.0	17.0	19.2	20.7	21.7	22.7	23.8
兵庫	4.8	8.4	10.2	11.2	11.5	12.0	12.3	12.4	12.4	12.9	14.3	15.2	15.6	16.4	17.6
奈良	5.4	7.9	9.1	9.8	11.2	12.5	13.0	12.8	12.6	13.4	15.8	16.9	17.5	18.8	20.3
和歌山	5.3	7.4	8.3	8.8	9.2	9.7	10.0	10.6	11.6	13.3	15.9	17.4	18.2	18.8	19.2
鳥取	7.3	8.7	9.8	10.7	11.0	11.4	12.8	13.2	13.2	13.2	13.7	14.2	14.4	15.0	16.0
島根	2.8	3.9	4.8	5.5	5.9	6.2	7.1	7.5	7.8	8.2	8.8	9.4	9.8	10.3	10.9
岡山	3.0	4.5	5.7	6.6	7.0	7.6	8.5	9.3	9.9	10.8	12.2	13.7	14.6	15.3	15.9
広島	6.0	9.0	10.8	12.2	13.0	14.2	15.5	17.4	18.2	19.0	20.3	21.7	22.5	23.3	24.0
山口	3.2	4.9	6.0	7.0	7.6	8.4	9.2	10.2	10.5	11.0	12.1	13.8	14.7	15.5	16.5
徳島	4.9	6.6	7.8	8.6	9.2	9.9	10.5	11.2	11.8	13.3	15.8	17.5	18.8	20.3	21.5
香川	4.6	6.8	8.2	9.3	10.0	10.9	12.0	12.9	13.6	14.9	17.4	19.4	20.7	21.6	22.8
愛媛	3.0	4.6	5.7	6.8	8.1	9.0	9.8	11.3	12.2	13.2	14.6	15.9	16.9	17.6	18.1
高知	7.9	9.4	10.5	11.3	12.2	13.0	13.8	14.4	15.4	16.7	18.2	19.4	20.0	20.4	20.6
福岡	4.7	8.0	10.3	12.1	13.3	14.4	15.0	15.4	15.3	15.5	16.6	20.5	22.1	23.5	25.1
佐賀	1.5	2.6	3.2	4.0	4.4	4.8	5.0	5.3	5.3	5.5	6.4	9.2	10.3	11.3	12.5
長崎	3.5	4.4	4.9	5.4	5.6	5.9	5.9	5.8	5.7	5.6	5.9	7.2	7.9	8.5	9.4
熊本	5.8	8.1	9.7	11.3	11.9	13.8	15.5	15.9	16.0	16.2	17.3	19.1	19.7	20.4	21.4
大分	4.9	6.5	7.7	8.9	9.3	10.0	10.6	10.9	11.1	11.3	12.2	13.6	14.4	15.0	16.0
宮崎	6.2	8.8	11.3	12.8	13.5	14.1	14.7	14.8	14.5	14.5	15.4	16.8	17.7	18.1	18.8
鹿児島	5.0	7.4	9.7	12.2	13.1	14.1	14.9	15.1	15.2	15.5	16.2	17.4	18.3	18.8	19.7
沖縄	0.9	2.0	3.1	4.2	5.2	6.1	6.6	7.0	6.8	6.7	7.1	7.7	8.3	8.6	8.9
全 国	9.0	11.6	13.1	14.2	14.8	15.4	16.0	16.2	16.4	17.2	18.5	20.1	20.8	21.4	22.4

(注). いずれの年度も当該年度末の地震保険の契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除したものの。(共済は含まれていない。) ※損害保険料率算出機構資料より

■主な風水害・地震噴火災害（戦後～）

風水害

発生年月	名称	被害		
		死者・行方不明(人)	建物全・半壊、一部破損(棟)	浸水(棟)
1945. 9	枕崎台風	3,756	89,839	273,888
1947. 9	カスリーン台風	1,930	9,298	384,743
1948. 9	アイオン台風	838	18,017	120,035
1950. 9	ジェーン台風	508	56,131	166,605
1951.10	ルース台風	943	221,118	138,273
1953. 6	大雨（前線）	1,013	34,655	454,643
1953. 7	南紀豪雨	1,124	10,889	86,479
1953. 9	台風13号	478	86,398	495,875
1954. 9	洞爺丸台風	1,761	207,542	103,533
1958. 9	狩野川台風	1,269	16,743	521,715
1959. 9	伊勢湾台風	5,098	833,965	363,611
1961. 9	第2室戸台風	202	499,444	384,120
1976. 9	台風17号・前線	169	11,193	442,317
1982. 8	台風10号・前線	95	5,312	113,902

発生年月	名称	被害		
		死者・行方不明(人)	建物全・半壊、一部破損(棟)	浸水(棟)
1982. 9	台風18号・前線	38	651	136,308
1986. 8	台風10号	21	2,683	105,072
1991. 9	台風19号	62	170,447	22,965
1993. 9	台風13号	48	1,892	10,447
1998. 9	台風7号・8号	18	21,165	8,692
1999. 9	台風18号・前線	36	47,150	23,218
2000. 9	平成12年9月豪雨	10	312	71,291
2004. 8	台風16号	18	8,627	46,581
2004. 9	台風18号	47	57,466	10,026
2004.10	台風23号	99	19,235	54,850
2006. 9	台風13号	11	9,251	934

地震等

発生年月日	名称	マグニチュード(M)	被害				その他の被害(人、棟)
			死者・行方不明(人)	家屋全壊(棟)	家屋半壊(棟)	家屋一部破損(棟)	
1946.12.21	南海地震	8.0	1,330	11,591	23,487		流失1,451、焼失2,598
1948. 6.28	福井地震	7.1	3,769	36,184	11,816		焼失3,851
1952. 3. 4	十勝沖地震	8.2	33	815	1,324		流失91
1960. 5.23	チリ地震津波	9.5	142	1,500余	2,000余		
1962. 4.30	宮城県北部地震	6.5	3	340	1,114		
1964. 6.16	新潟地震	7.5	26	1,960	6,640		浸水15,297
1968. 5.16	十勝沖地震	7.9	52	673	3,004		浸水529
1978. 1.14	伊豆大島近海地震	7.0	25	96	616		
1978. 6.12	宮城県沖地震	7.4	28	1,183	5,574		
1983. 5.26	日本海中部地震	7.7	104	934	2,115	3,258	流失52
1984. 9.14	長野県西部地震	6.8	29	14	73	565	
1987.12.17	千葉県東方沖地震	6.7	2	16		70,000余	
1994.12.28	三陸はるか沖地震	7.6	3	72	429		
1995. 1.17	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	7.3	6,437	104,906	144,274		住家全半焼7,132
2000. 3.31	有珠山噴火	—		119	355	376	
2000.10. 6	鳥取県西部地震	7.3		435	3,101		
2001. 3.24	芸予地震	6.7	2	70	774		
2003. 7.26	宮城県北部を震源とする地震	6.4		1,276	3,809		
2003. 9.26	十勝沖地震	8.0	2	116	368		
2004.10.23	新潟県中越地震	6.8	68	3,175	13,808		
2005. 3.20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	1	133	244		
2007. 3.25	能登半島地震	6.9	1	686	1,740	26,958	
2007. 7.16	新潟県中越沖地震	6.8	15	1,331	5,708	36,679	
2008. 6.14	岩手・宮城内陸地震	7.2	23	30	146	2,521	

(注1) 上記各表は「理科年表」による。ただし、「平成12年9月豪雨」、「有珠山噴火」、「能登半島地震」、「新潟県中越沖地震」、「岩手・宮城内陸地震」の被害は、総務省消防庁の発表による。

(注2) 上記掲載基準は次のとおり。なお29ページ保険金支払例に掲載の災害も含む。

〈風水害〉「建物被害(浸水含む) 10万棟以上」または「建物被害(浸水除く) 1万棟以上」

〈地震等〉「建物被害(流失・焼失含む) 500棟以上」

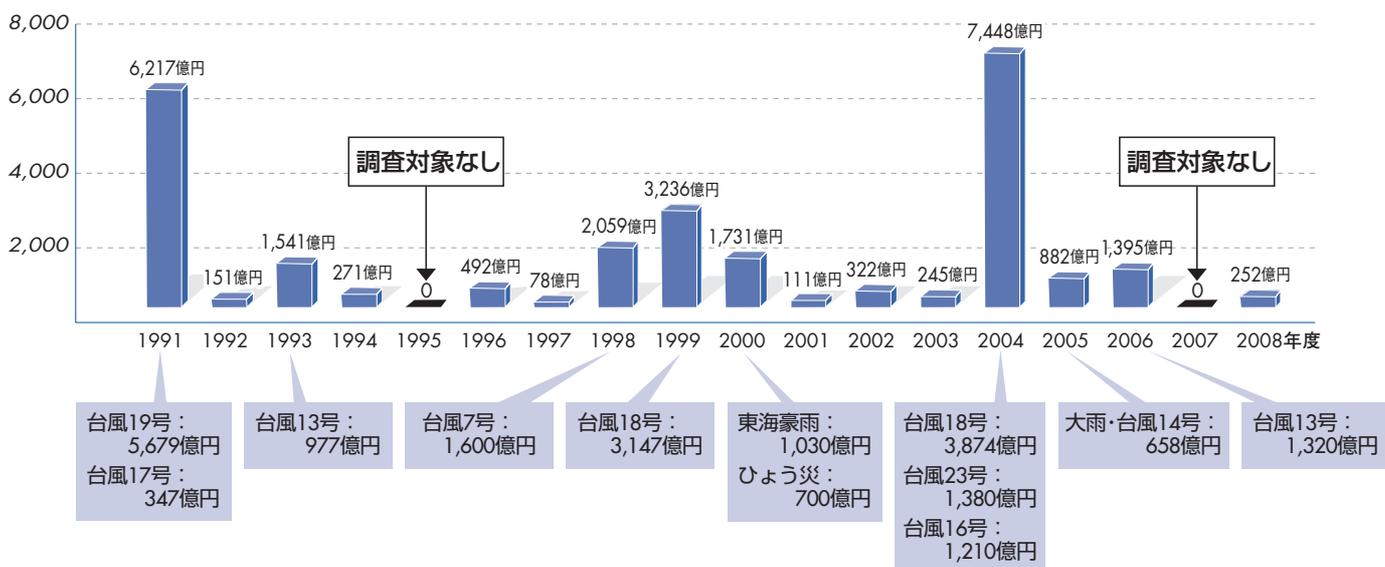
■ 自然災害で支払われた保険金

風水害等による保険金支払例

発生日	災害名	支払保険金（見込みを含む）（億円）			
		火災・新種保険	自動車保険	海上・運送保険	合計
1991. 9.26~28	台風19号（全国）	5,225	269	185	5,679
2004. 9. 4~ 8	台風18号（全国）	3,564	259	51	3,874
1999. 9.21~25	台風18号（熊本、山口、福岡等）	2,847	212	88	3,147
1998. 9.22	台風7号（近畿中心）	1,514	61	24	1,600
2004.10.20	台風23号（西日本）	1,113	179	89	1,380
2006. 9.15~20	台風13号（福岡、佐賀、長崎、宮崎等）	1,161	147	12	1,320
2004. 8.30~31	台風16号（全国）	1,037	138	35	1,210
2000. 9.10~12	平成12年9月豪雨（愛知等）	447	545	39	1,030
1993. 9. 3	台風13号（九州、四国、中国）	933	35	10	977
2000. 5.24	ひょう災（千葉、茨城）	372	303	25	700

主な風水害等による年度別保険金支払額

（日本損害保険協会が調査した主な風水害等に関する保険金の年度別合計額）



地震保険による保険金支払例

発生日	災害名	支払保険金（億円）
1995. 1.17	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	783
2001. 3.24	芸予地震	169
2005. 3.20	福岡県西方沖を震源とする地震	169
2004.10.23	新潟県中越地震	149
2007. 7.16	新潟県中越沖地震	82
2005. 4.20	福岡県西方沖を震源とする地震	64
2003. 9.26	十勝沖地震	60
2008. 6.14	岩手・宮城内陸地震	52
2008. 7.24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	37
2000.10. 6	鳥取県西部地震	29

（注1）. 日本地震再保険株式会社調べ（2009. 3. 31現在）。

（注2）. 「芸予地震（2001. 3. 24）」の支払保険金は16,939百万円。

「福岡県西方沖を震源とする地震（2005. 3. 20）」は16,874百万円。

海外進出状況（各年4月1日現在）

海外進出損害保険会社数

（進出形態別の会社数であり、1つの地域に現地法人と本社の支店・代理店の両方の形態で進出している会社もある）

項目	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
海外現地法人（本店）（注1）	15	15	13	12	11	11	9	10	10	10	9
うち、出資比率50%以上の元受現地法人の本店（注2）	14	14	12	11	10	10	8	9	9	9	7
元受現地法人の支店	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6
元受現地法人の代理店	5	5	4	5	5	6	5	5	5	4	4
元受現地法人本・支店・代理店いずれかの形態で進出している会社数	14	14	12	11	10	10	8	9	9	9	7
本社の海外支店	4	5	5	3	3	3	3	3	3	3	1
本社の海外代理店	12	11	10	8	7	7	6	6	6	6	6
本社の支店・代理店いずれかの形態で進出している会社数	13	12	10	8	7	7	6	6	6	6	6
上記いずれかの形態で進出している会社数	16	16	14	12	11	11	9	10	10	10	9

（注1）元受営業・再保険営業を行う現地法人（資産運用・損害調査等の関連事業を除く）であり、本店ベースでカウントしている。

（注2）出資比率50%未満であっても役員の派遣などにより、実質的に経営をコントロールしている現地法人を含む。

進出地域（国）数

（進出地域/国の実数であり、累計ではない。）

項目	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
海外現地法人（本店）（注1）	25	23	25	25	24	24	24	22	23	22	26
うち、出資比率50%以上の元受現地法人の本店（注2）	14	20	20	15	15	16	13	16	17	16	16
元受現地法人の支店	9	9	9	16	11	9	9	11	13	13	22
元受現地法人の代理店	11	11	11	14	12	12	12	12	13	12	12
元受現地法人本・支店・代理店いずれかの形態で進出している地域数	26	28	28	27	26	26	25	28	30	27	30
本社の海外支店	5	14	6	5	6	6	7	7	7	7	5
本社の海外代理店	19	18	18	17	17	15	15	14	14	14	14
本社の支店・代理店いずれかの形態で進出している地域数	21	22	22	21	22	20	20	19	19	19	17
上記いずれかの形態で進出している地域数	47	48	50	46	47	49	44	45	45	44	51

（注1）元受営業・再保険営業を行う現地法人（資産運用・損害調査等の関連事業を除く）であり、本店ベースでカウントしている。

（注2）出資比率50%未満であっても役員の派遣などにより、実質的に経営をコントロールしている現地法人を含む。

営業拠点数

項目	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
海外現地法人(本店)(注1)	113	118	117	113	93	93	90	93	97	99	108
うち、再保険現地法人と 出資比率50%未満の元受現地法人	50	50	50	51	42	40	39	39	38	40	38
うち、出資比率50%以上の 元受現地法人(注2)	63	68	67	62	51	53	51	54	59	59	70
元受現地法人の支店	24	24	24	65	34	31	30	49	50	54	116
元受現地法人の代理店	30	29	29	30	25	25	25	24	24	20	19
海外現地法人本・支店・代理店 営業拠点数	167	171	170	208	152	148	145	166	171	173	243
本社の海外支店	5	17	7	6	7	9	10	9	9	9	5
本社の海外代理店	66	63	62	53	51	45	40	38	38	38	37
本社の海外支店・代理店 営業拠点数	71	80	69	59	58	54	50	47	47	47	42
合計	238	251	239	267	210	202	195	213	218	220	285

(注1). 元受営業・再保険営業を行う現地法人(資産運用・損害調査等の関連事業を除く)であり、本店ベースでカウントしている。

(注2). 出資比率50%未満であっても役員の派遣などにより、実質的に経営をコントロールしている現地法人を含む。

駐在員事務所

項目	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
設置損害保険会社数	16	16	14	12	11	11	10	10	10	10	10
地域(国)数	42	43	44	46	46	46	42	43	43	43	44
都市数	77	79	82	81	82	81	77	78	77	79	81
事務所数	254	246	224	193	178	178	171	175	172	174	179

■日本会社の海外元受正味保険料

	1999年度		2000年度		2001年度		2002年度		2003年度	
	金額	増減率								
火災	11,720	△18.9	13,211	12.7	13,883	5.1	14,983	7.9	17,665	17.9
自動車	10,925	△30.6	11,502	5.3	12,573	9.3	13,030	3.6	15,028	15.3
船舶	114	△35.6	101	△11.4	134	32.7	33	△75.4	17	△48.5
貨物海上	7,232	△14.4	8,142	12.6	5,665	△30.4	5,896	4.1	7,402	25.5
その他	21,030	△20.0	25,797	22.7	30,942	19.9	29,933	△3.3	31,149	4.1
合計	51,023	△17.8	58,753	15.2	63,198	7.6	63,875	1.1	71,261	11.6

■国際再保険収支

出再保険収支

(金額:億円)

項目	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
出再保険料 (支出)	2,274	2,139	2,516	2,641	2,557	2,441	2,484	2,907	2,925	2,946
受取再保険金 (収入)	1,891	1,356	1,144	1,141	1,235	2,421	1,627	1,182	1,258	1,498
収支	△383	△783	△1,372	△1,500	△1,322	△20	△857	△1,725	△1,667	△1,447

(注)．受取再保険金は、1999年度は再保険手数料を含まない。

受再保険収支

(金額:億円)

項目	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
受再保険料 (収入)	1,709	1,643	2,025	2,504	2,251	1,954	2,127	2,408	2,303	2,112
支払再保険金 (支出)	1,384	1,788	2,364	2,443	2,794	2,126	2,273	2,258	2,292	1,956
収支	325	△145	△339	61	△543	△172	△146	150	11	156

(注)．支払再保険金は、1999年度は再保険手数料を含まない。

(金額:百万円、増減率:%)

	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	金額	増減率								
	17,953	1.6	20,427	13.8	26,484	29.7	30,409	14.8	23,107	△24.0
	15,350	2.1	16,170	5.3	18,495	14.4	19,343	4.6	17,398	△10.1
	15	△11.8	12	△19.3	32	166.7	136	325.0	21	△84.6
	8,891	20.1	10,029	12.8	11,975	19.4	12,770	6.6	9,344	△26.8
	26,792	△14.0	28,035	4.6	31,018	10.6	30,621	△1.3	26,950	△12.0
	69,001	△3.2	74,673	8.2	88,003	17.9	93,278	6.0	76,820	△17.6

主要国の損害保険料比較 (2007年)

国名 (地域名)	元受収入保険料			対GDP割合		国民1人当たり保険料	
	(百万円)	順位	占有率(%)	(%)	順位	(円)	順位
アメリカ	76,346,675	1	39.05	4.7	2	253,711	3
ドイツ	14,114,109	2	7.22	3.6	9	167,378	10
イギリス	13,356,750	3	6.83	3.0	11	162,139	11
日本	11,040,014	4	5.65	2.1	37	86,274	22
フランス	9,601,139	5	4.91	3.0	12	142,926	15
オランダ	7,834,281	6	4.01	8.7	1	477,144	1
カナダ	6,424,242	7	3.29	3.8	5	195,406	6
イタリア	6,343,009	8	3.24	2.4	27	103,470	19
スペイン	5,102,587	9	2.61	3.0	15	116,118	18
韓国	4,183,816	10	2.14	3.6	8	85,254	24
中国	3,963,208	11	2.03	1.1	70	2,989	76
ロシア	3,396,215	12	1.74	2.4	29	23,831	42
オーストラリア	3,224,488	13	1.65	3.0	14	155,445	13
ブラジル	2,403,127	14	1.23	1.6	52	12,531	56
スイス	2,297,395	15	1.18	4.6	3	302,627	2
ベルギー	1,721,141	16	0.88	2.7	20	135,846	16
オーストリア	1,391,988	17	0.71	3.2	10	167,730	9
アイルランド	1,261,287	18	0.65	2.4	25	170,719	8
台湾	1,246,400	19	0.64	2.8	18	54,191	31
メキシコ	1,144,419	20	0.59	1.1	71	10,737	60
その他の国(地域)	19,100,882	—	9.75	—	—	—	—
合計(平均)	195,497,172	—	100.00	3.1	—	29,258	—

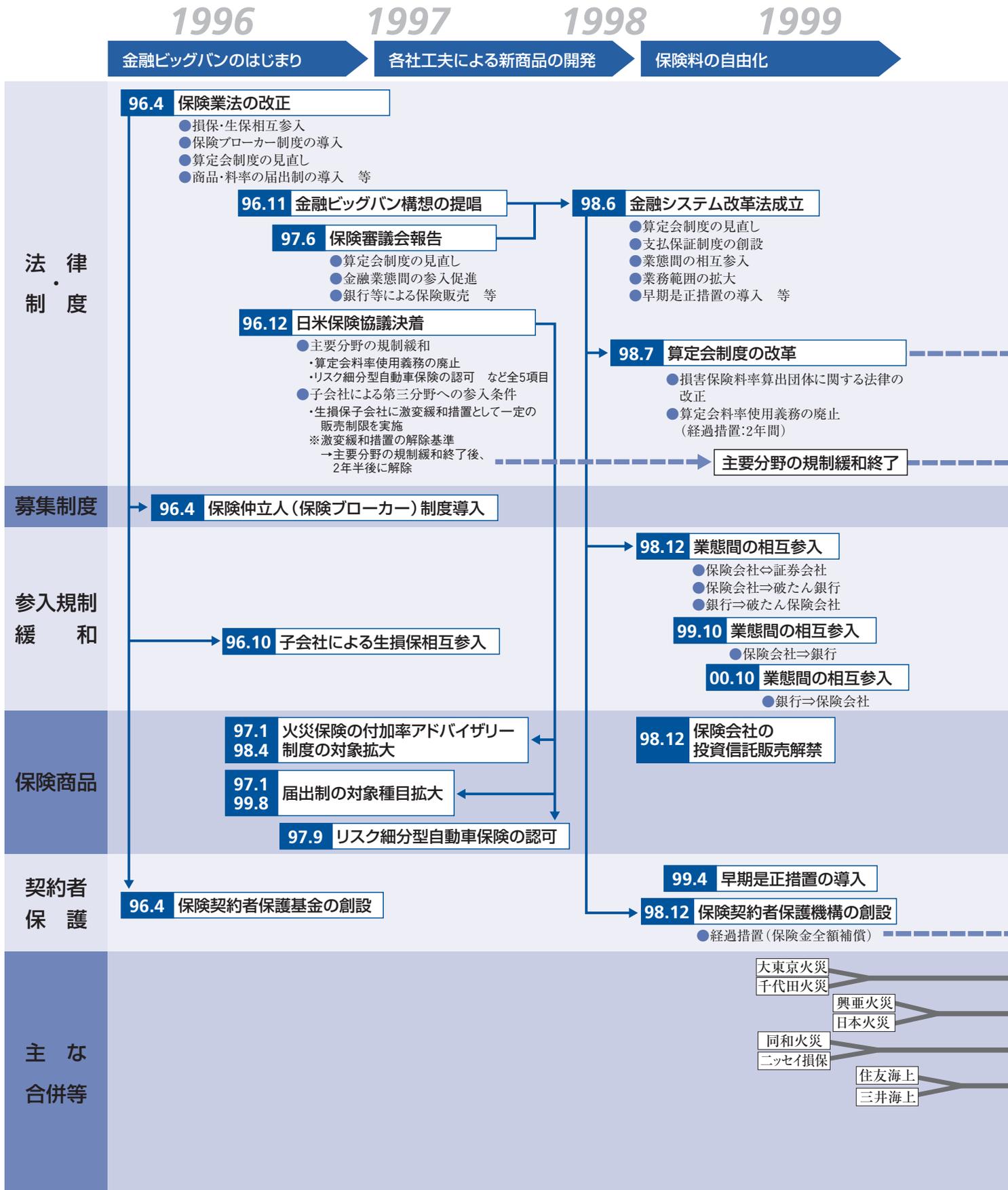
(注1). Swiss Re社発行のsigma No.3/2008を元に作成。

(注2). 合計(平均)欄は、2007年の調査対象147カ国の合計値。

(注3). 保険料は、国内会社、外国会社を合わせた当該国における元受保険料(クロス・ボーダー取引保険料を含む)であり、海外支店等による元受保険料は含まれない。

(注4). 保険料の日本円換算および国民1人当たり保険料は、2007年の平均為替レート(1ドル=117.22円)により算出した。

自由化以降の損害保険業界の動向



2000

2001

2002

2008

保険商品の多様化

金融ビッグバンの完了

さらなる業界再編・規制緩和

消費者保護の推進

00.6 保険業法の改正
 ●銀行等による保険販売解禁
 ●保険会社の倒産法制の整備 等

01.4 消費者契約法施行

01.4 金融商品の販売等に関する法律施行

03.1 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行

05.4 個人情報保護法の全面施行

08.3 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行

07.9 金融商品取引法施行

08.5 保険法(保険契約法)成立

09.6 金融商品取引法等の一部を改正する法律公布
 ●金融ADRの創設

損害保険各社が独自に開発した商品が登場

00.6 算定会料率の経過措置終了

01.4 代理店制度の自由化

06.4 少額短期保険業制度導入

01.1 子会社の第三分野への参入規制撤廃

01.7 本体の第三分野への参入規制撤廃

02.10 銀行窓販の対象種目拡大
 ●年金払積立傷害保険
 ●財形傷害保険
 ●長期火災保険(店舗併用住宅を追加)
 ●債務返済支援保険(店舗併用住宅を追加)

05.12 銀行窓販の対象種目拡大
 ●自動車保険以外の個人向け損害保険(事業関連の保険を除く。)のうち、団体契約等でないものは積立保険
 ●積立傷害保険

01.4 保険商品の銀行窓販解禁
 ●長期火災保険(専用住宅)
 ●債務返済支援保険(専用住宅)
 ●海外旅行傷害保険

07.12 銀行窓販の全面解禁

01.10 郵便局での原付バイク自賠責保険取扱開始

02.4 自賠責保険制度の改正
 ●政府再保険の廃止
 ●中立的な紛争処理機関の設置
 ●重度後遺障害保険金の支払限度額の引上げ

00.5 第一火災、業務一部停止命令 **01.11 大成火災、会社更生手続開始の申立て**

06.4 契約者保護制度の見直し
 ●補償対象契約の拡大
 ●破綻後3ヵ月間は保険金を全額補償

00.6 保険契約者保護機構の業務の拡大・強化

01.3 保険契約者保護機構の経過措置終了

01.4 あいおい損保

01.4 日本興亜損保 ← 太陽火災 ●02.4

01.4 ニッセイ同和損保

明治損保
安田ライフ損保 → **05.4 明治安田損保**

01.10 三井住友海上 ← 三井ライフ損保 ●03.11(包括移転)

東京海上
日動火災 → **04.10 東京海上日動火災**

●02.4 第一ライフ損保
安田火災 → 日産火災
安田火災 → **02.7 損保ジャパン** ← 大成火災 ●02.12

● 暮らしの安心を支える保険



くるま



自動車事故等での損害に備える保険です。

法律で加入が義務付けられている「自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）」と任意の自動車保険の大きく2種類に分類されます。

● 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

● 自動車保険

- 対人賠償保険
- 対物賠償保険
- 搭乗者傷害保険
- 人身傷害補償保険
- 車両保険

など

すまい



建物や家財の損害に備える保険です。

総合型の保険では、盗難や水災などによる損害も補償されます。

また、「地震保険」は、火災保険とセットでの加入となります。

● 住宅総合保険

● 住宅火災保険

● 地震保険

● 積立型（貯蓄型）の保険

など

からだ
老後の生活

ケガや病気、老後の生活に備える保険です。

また、貯蓄性を兼ね備えた積立型の保険もあります。

● 傷害保険

● 所得補償保険

● 介護（費用）保険

● 年金払積立傷害保険

● 積立型（貯蓄型）の保険

● 医療保険

● がん保険

など

くらし
レジャー

スポーツやレジャー中のケガや用品の損害、他人への賠償責任などに備える保険です。

● 海外旅行傷害保険

● 国内旅行傷害保険

● ゴルファー保険

● テニス保険

● スキー・スケート総合保険

● 個人賠償責任保険

など



●事業活動の安心を支える保険

自動車



- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）
- 自動車保険

など

建物 財物



- 火災保険
- 風水害保険
- 動産総合保険
- コンピュータ総合保険
- 盗難保険
- 機械保険
- ガラス保険

など

売上利益



- 企業費用・利益総合保険
- 店舗休業保険
- 興行中止保険
- 生産物回収費用保険

など

輸 送



- 運送保険
- 貨物海上保険
- 船舶保険
- 航空保険
- 船客傷害賠償責任保険

など

損害賠償



- 施設賠償責任保険
- PL保険（生産物賠償責任保険）
- 自動車管理者賠償責任保険
- D&O保険（会社役員賠償責任保険）
- 個人情報漏えい保険

など

その他



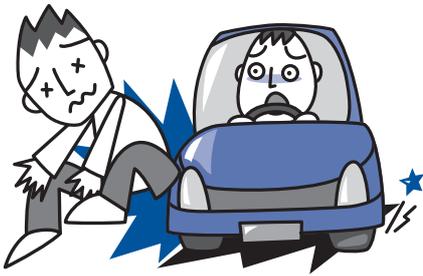
- 労働災害総合保険
- 建設工事保険
- 組立保険
- 土木工事保険
- 公共工事履行ボンド
- 信用保険
- 原子力保険
- 天候デリバティブ

など

1 補償内容

自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）とは、くるまの運行によって、他人を死傷させ、加害者が「法律上の損害賠償責任」を負担する場合の損害について支払われる保険です。

〈お支払い例〉



- ・交通事故で他人を死亡させてしまった。
- ・交通事故で他人にケガを負わせてしまった。

〈支払われる保険金の限度額〉

損害の種類	損害の範囲	支払限度額
ケガによる損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料等	120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	後遺障害の程度に応じた等級によって 4,000万円～75万円(注)
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料	3,000万円

(注) ①神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、常時または随時介護が必要な場合
…常時介護：4,000万円(第1級) 随時介護：3,000万円(第2級)
②上記①以外の後遺障害
…3,000万円(第1級)～75万円(第14級)

2 ポイント

強制保険

自賠責保険は、自動車事故による被害者を救済するため、法律（自動車損害賠償保障法（自賠法））に基づき、すべての自動車に加入することが義務付けられている「強制保険」です。

したがって、原動機付自転車なども対象になっています。



〈自賠責保険に加入しないで運転すると…〉

1年以下の懲役または50万円以下の罰金 …自賠法による罰則

+

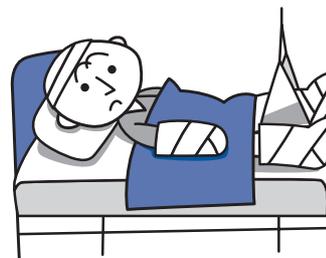
違反点数は6点となり、免許停止処分等 …道交法による罰則

人身事故が対象

自賠責保険では、自動車事故で他人を死亡させたり、ケガをさせたりした「人身事故」による相手への損害賠償に対して保険金が支払われます。したがって次の場合などには保険金が支払われません。

〈保険金が支払われない場合〉

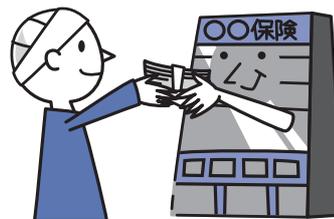
- ・運転者自身のケガ
- ・自動車の修理代
- ・単独の人身事故（例：電柱に衝突してケガをしたなど）
- ・物の損害



被害者からの直接請求

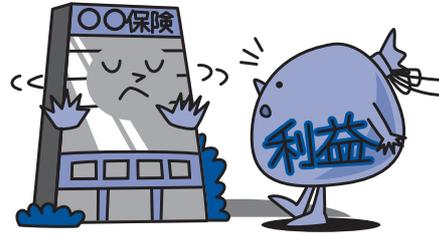
加害者から損害賠償が受けられない場合に、被害者を保護するために、被害者が損害賠償額を直接、保険会社に請求できます。

（注）自賠法では、ひき逃げや無保険車による被害者救済のため、自賠責保険とは別に、政府が「自動車損害賠償保障事業」を行っています。



保険会社の利益なし

自賠責保険は、被害者の救済を目的とした社会公共性の高い保険であるため、保険会社に利益が発生しない仕組みになっています。



仮渡金（保険金の前払い）

賠償額の確定までに時間がかかるような場合、被害者は、治療費や葬儀費など当面の出費にあてるため、加害者の加入している保険会社に「仮渡金（保険金の前払い）」を請求することができます。

〈仮渡金の額〉

死亡の場合……290万円

ケガの場合……ケガの程度に応じて40万円・20万円・5万円

●自動車保険にもご加入下さい！●

被害者への損害賠償は高額となる場合がありますが、自賠責保険で支払われる保険金には一定の限度額があり、必ずしも十分とはいえません。また、物損事故に関する賠償責任や運転者自身のケガなどに備えるためにも、「自動車保険」への加入が必要になります。



自賠責保険の補完

- 対人賠償損害（自賠責保険の支払限度額を超える部分）の補完、対物賠償損害、加害者自身のケガ・車両損害等

最低限の補償

- 人身事故による対人賠償損害

3 保険料

自賠責保険の保険料は、「地域別（沖縄本島、沖縄離島、沖縄以外の離島、それ以外）」、「車種別」、「契約期間別」に定められています。

〈保険料例〉

2009年9月現在
(2008年4月1日改定)

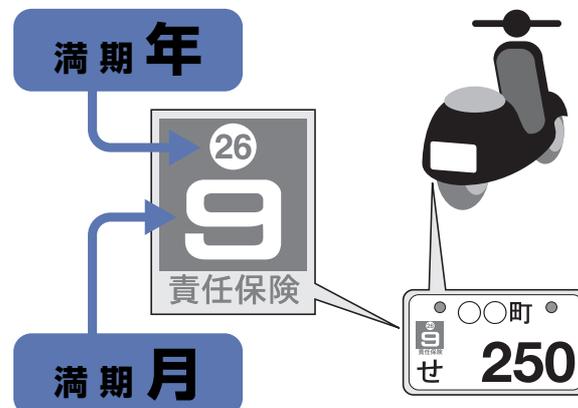
車種		契約期間				
		12ヶ月	24ヶ月	36ヶ月	48ヶ月	60ヶ月
自家用 乗用 自動車	(例) 白の3・5・7 ナンバー	13,850円	22,470円	30,910円	—	—
自家用 小型貨物 自動車	(例) 小型トラック、 白の4ナンバー	12,250円	19,290円	—	—	—
小型二輪 自動車	(例) 250cc超の バイク	9,280円	13,400円	17,450円	—	—
検査対象 軽自動車	(例) 三輪・四輪の 軽自動車	12,090円	18,980円	25,730円	—	—
検査対象外 軽自動車	(例) 250cc以下の バイク	8,620円	12,080円	15,470円	18,790円	22,050円
原動機付 自転車	(例) スクーター (125cc以下)	6,960円	8,790円	10,580円	12,340円	14,070円
特種用途 自動車	(例) キャンピングカー	17,720円	30,130円	—	—	—

※いずれも沖縄県および離島以外の地域に適用する保険料で、保険料等充当交付金を控除した金額です。

●満期年月にご注意下さい！●

車検制度のない250cc以下のバイクおよび原動機付自転車は、自賠責保険の継続を忘れがちです。ステッカーにより満期年月をご確認下さい。

※継続漏れを防ぐためにも長期でのご契約をおすすめします。



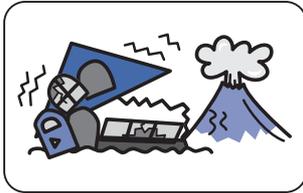
1 補償内容

地震保険では、地震・噴火・津波（以下、地震等といいます。）による建物または家財の損害（火災・損壊・埋没・流失）に対して保険金をお支払いします。

〈お支払い例〉



地震（噴火）により火災が発生し、家が焼失した



地震（噴火）により家が倒壊した



津波により家が流された



日本全国、いつ、どこで地震が起きてもおかしくありません。地震災害に備えて、地震保険へのご加入をおすすめします。

建物の補償は火災保険。それなら 地震保険は不要？

火災保険は、火災等による建物・家財の損害を補償しています。しかし、地震による火災での損害は、火災保険では補償されません。地震による損害に備えるには地震保険が必要です。

火災の原因	火災保険	地震保険
地震・噴火・津波	×※	○
上記以外	○	×

※地震等により延焼・拡大した損害も補償されません。

※大地震発生時には、通常よりも火災発生件数が増加するだけでなく、消防能力の低下等により焼失面積も著しく大きくなります。そのため、火災保険で想定していない大規模な火災損害が発生すると考えられることから、火災保険の補償からは除外して、政府と損害保険会社が共同で運営する地震保険で対応することとしています。

2 ポイント

火災保険とセットで加入

地震保険は単独では契約できず、すまいの火災保険とセットで契約いただくことになっています。

※火災保険の契約期間の途中からでも地震保険を契約することができます。

〈対象となるもの〉 次のものに地震保険を契約できます。

建物



※住居のみに使用される建物および併用住宅

家財



※30万円を超える貴金属・宝石などは含まれません

※事務所のみに使用されている建物や専用店舗などの建物、営業用什器・備品や商品などの動産は地震保険の対象にはなりません。

〈契約金額〉 火災保険の契約金額の30%~50%の範囲内
 ※巨大地震が発生した場合でも保険金のお支払いに支障をきたさない範囲内での引受とするため、火災保険の保険金額の50%までとしています。

〈契約の限度額〉 建物：5,000万円・家財：1,000万円

公共性の高い保険

地震保険は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律（地震保険法）」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険です。

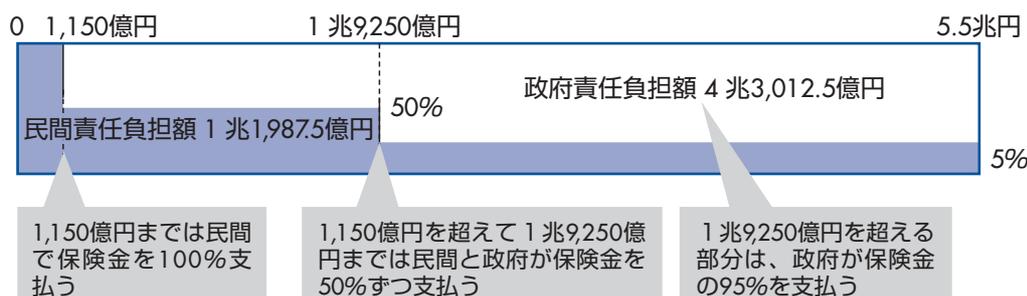
※ひとたび大規模な地震が発生すると、巨大な損害が発生するおそれがあることから、地震保険は巨額の保険金の支払いに備えて政府が再保険を引き受ける仕組みとなっています。

※損害保険会社は利潤をいわず、保険料は、将来発生する地震による保険金支払いに備えて積み立てられています。

※国の防災基本計画では、災害復旧・復興への備えとして地震保険制度の充実と普及向上を図ることが盛り込まれています。

〈保険金支払の仕組み〉

地震保険法により、1回の地震等による保険金の総支払限度額は関東大震災クラスの大震災が発生しても保険金の支払いに支障がないように最大5兆5,000億円（2009年9月現在）に設定されており、下図のとおり、大規模な地震では、政府が大きな負担をする仕組みとなっています。



3 保険料

保険料は、建物の構造および所在地により異なります。

〈1年間の保険料（契約金額100万円あたり）〉

都道府県	構造区分	イ構造*	ロ構造*
岩手県・秋田県・山形県・福島県・栃木県・群馬県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県		500円	1,000円
北海道・青森県・宮城県・新潟県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・奈良県・兵庫県・岡山県・広島県・大分県・宮崎県・沖縄県		650円	1,270円
香川県		650円	1,560円
茨城県・山梨県・愛媛県		910円	1,880円
徳島県・高知県		910円	2,150円
埼玉県・大阪府		1,050円	1,880円
千葉県・愛知県・三重県・和歌山県		1,690円	3,060円
東京都・神奈川県・静岡県		1,690円	3,130円

■地震保険における建物の構造区分

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造*とロ構造*の2つに区分されています。

※セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。

(イ構造…主として鉄筋コンクリート造・鉄骨造の建物 ロ構造…主として木造の建物)

〈割引制度〉

建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。

○免震建築物割引：30%

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合

○耐震等級割引：10～30%

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合

○耐震診断割引：10%

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（1981年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合

○建築年割引：10%

1981年6月1日以降に新築された建物である場合

(注1)．上記の割引は重複して適用を受けることはできません。

(注2)．割引の適用を受けるには、建物が割引の条件を満たしていることを確認できる資料を提出いただきます。

●警戒宣言発令後は新たに契約できません●

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合には、右記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内にある建物・家財について、新たに地震保険を契約することはできません。

また、すでにご契約いただいている地震保険の契約金額を増額することもできませんので、ご注意ください。



4 保険金の支払

地震等により、建物・家財に「全損」、「半損」、「一部損」の損害が生じたときに保険金が支払われます。

	損害の状況		支払われる保険金
	建物	家財	
全損 	基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の50%以上 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の70%以上	家財の損害額が 家財の時価の80%以上	契約金額の100% <small>(時価が限度)</small>
半損 	基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の20～50%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の20～70%未満	家財の損害額が 家財の時価の30～80%未満	契約金額の50% <small>(時価の50%が限度)</small>
一部損 	基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の3～20%未満 全損・半損に至らない建物の 床上浸水 <small>または地盤面から45cmを超える浸水</small>	家財の損害額が 家財の時価の10～30%未満	契約金額の5% <small>(時価の5%が限度)</small>

※大地震が発生した場合でも、短期間に大量の損害調査を行い、迅速かつ公正に保険金を支払う必要があるため、このような支払方法としています。

●保険金の総支払限度額●

1回の地震等による保険金の支払限度額（総支払限度額）は5兆5,000億円（2009年9月現在）に設定されています。

※万一、この金額を超える損害が発生した場合は、保険金が減額されることがあります。

※総支払限度額は、1回の地震等で最大の保険金支払額が想定される関東大震災クラスの大地震が発生しても保険金の支払いに支障がないように（削減払いとならないように）設定（見直し）されています。

地震保険料控除制度

納税者が特定の損害保険契約の保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを損害保険料控除といいます。

平成18年度(2006年度)税制改正により、**平成19年(2007年)1月から**、以下のとおり「地震保険料控除制度」が創設され、国税は平成19年(2007年)分以後の所得税、地方税は平成20年度(2008年度)分以後の個人住民税について適用されることになりました。

また、現行の火災保険・傷害保険等に対する損害保険料控除は、平成18年(2006年)12月末をもって廃止となりました(ただし、平成18年(2006年)12月末以前始期の保険期間10年以上の満期返戻金がある保険契約(積立型保険契約等)は、平成19年(2007年)1月1日以後に保険料が変更となる異動があった場合を除き、従前の損害保険料控除が適用されます)。

損害保険料控除制度(旧)		地震保険料控除制度	
短期契約	対象種目	火災・傷害・地震等	地震保険のみ 地震保険以外の短期契約は控除廃止
	対象契約	長期契約以外の契約	地震・噴火・津波による居住用財産の火災、損壊、埋没又は流失によって生じた損失の額をてん補する保険契約
	控除限度額	国税=3,000円 地方税=2,000円	国税=50,000円 地方税=25,000円
	保険料控除額	別表参照	別表参照
長期契約	対象種目	火災・傷害等	火災、傷害等(改正前と同じ)
	対象契約	保険期間10年以上の満期払戻金がある保険契約	保険期間10年以上の満期返戻金がある保険契約で平成18年12月31日以前始期のもの ^(注1) 平成19年1月1日以後始期の長期契約は控除廃止
	控除限度額	国税=15,000円 地方税=10,000円	国税=15,000円(改正前と同じ) 地方税=10,000円
	保険料控除額	別表参照	別表参照(改正前と同じ)
長期・短期合算控除限度額		国税=15,000円 地方税=10,000円	地震・長期合算控除限度額 国税=50,000円 地方税=25,000円 ^(注2)
			新制度適用時期 国税=平成19年分以後の所得税 地方税=平成20年度分以後の個人住民税

(注1) 「現行損害保険料控除の長期契約の経過措置対象契約」について、2007年(平成19年)1月1日以後に保険料が変更となる異動があった場合、異動のあったその年から、当該契約については控除の対象外となります。

(注2) 「現行損害保険料控除の長期契約の経過措置対象契約」である火災保険に「地震保険料控除対象契約」である地震保険を付帯した契約については、2007年(平成19年)1月1日以後は「長期契約の経過措置」または「地震保険料控除」のどちらか一方の控除しか受けられません。

※生命保険料控除の対象となっている損害保険契約(医療費用保険・介護費用保険等)については、生命保険料控除における取扱いに変更ありません。

※上記内容は2006年(平成18年)3月31日現在の法令、および取引等に係る税務上の取扱い等に関する国税庁への文書照会結果(2006年(平成18年)12月27日回答)に基づいて記載したものです。

【別表】 保険料控除額

損害保険料控除制度(旧)

短期契約

	払込保険料	保険料控除額
国 税	2,000円以下	払込保険料全額
	2,000円超 4,000円以下	払込保険料×1/2+1,000円
	4,000円超	3,000円
	1,000円以下	払込保険料全額
地 方 税	1,000円超 3,000円以下	払込保険料×1/2+500円
	3,000円超	2,000円

長期契約

	払込保険料	保険料控除額
国 税	10,000円以下	払込保険料全額
	10,000円超 20,000円以下	払込保険料×1/2+5,000円
	20,000円超	15,000円
	5,000円以下	払込保険料全額
地 方 税	5,000円超 15,000円以下	払込保険料×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円

地震保険料控除制度

地震保険料控除

	払込保険料	保険料控除額
国 税	50,000円以下	払込保険料全額
	50,000円超	50,000円
(平成19年分以後の所得税)		
地 方 税	50,000円以下	払込保険料×1/2
	50,000円超	25,000円
(平成20年度分以後の個人住民税)		

長期契約(経過措置)

改正前と同じ^{(注1)(注2)}

1 火災保険が補償する風水害等

火災保険は、建物や家財の損害に備える保険ですが、火災による損害のほか、台風や豪雨などの風水害による損害を幅広く補償する商品が主流になっています。

(1) 風災による損害

住宅や店舗等を対象とする火災保険では、原則として、台風や暴風などによる風災の損害は補償の対象となります。

なお、一般的な火災保険では、風災による損害額が一定金額以上となった場合に補償の対象となります。風災による損害のすべてが補償されるわけではないため注意が必要です。

また、さらに補償を充実させた火災保険には、風災による損害を全額お支払いする商品や一定の自己負担額を差し引いて補償する商品もあります。

(2) 水災による損害

住宅総合保険や店舗総合保険などでは、洪水や豪雨などによる水災の損害も補償の対象となります。これらの商品では、水災による損害の程度に応じて、お支払いする損害保険金の額が異なります。

例えば、住宅総合保険の場合、損害の程度に応じて、お支払いする水害保険金の額は次のとおりとなります。

損害の程度		お支払いする水害保険金の額		
①	損害割合 30%以上の場合	$\text{保険金額} \times \frac{\text{損害額}}{\text{保険価額}} \times 70\%$ (損害額×70%または保険金額×70%のいずれか低い額が限度)		
②	損害割合 15%以上 30%未満の場合 (床上浸水)	保険金額×10%	1事故1構内につき 200万円限度	②③合計で 1事故
③	損害割合 15%未満の場合 (床上浸水)	保険金額×5%	1事故1構内につき 100万円限度	1構内につき 200万円限度

また、さらに補償を充実させた火災保険の中には、水災による損害を全額お支払いする商品もあります。

なお、住宅火災保険などでは、水災による損害は補償されません。

(3) ひょう災・雪災による損害

風災による損害を補償する火災保険では、ひょう災または雪災による損害についても、原則として、風災による損害と同様の内容で補償されます。

(4) 落雷による損害

住宅や店舗等を対象とする火災保険では、原則として、落雷による損害も補償の対象となります。

2 各種火災保険の補償範囲

火災保険で補償する災害は、火災保険の種類や、取り扱う損害保険会社によっても異なります。また、それぞれの商品ごとに補償する対象範囲が異なります。

下表のように、住宅を対象とする火災保険は、火災による損害のみならず、台風などによる風災の損害も補償します。また、豪雨などによる水災を補償する火災保険もあります。

	主な損害	従来の商品		各社独自商品	【自然災害などに対する各社独自商品の補償内容】
		住宅火災保険	住宅総合保険		
損害保険金	火災	○	○	○	各社では、従来の商品(住宅火災保険や住宅総合保険など)の補償内容をさらに広げた独自商品を開発しています。 注1 風災・ひょう災・雪災 風災や雪災などは損害額が一定額(20万円など)以上となった場合に補償するのが一般的ですが、損害額が一定額に満たない場合でも補償の対象とする商品があります。 注2 持ち出し家財 日本国内の他の建築物内で生じた損害に限らず、道路上でビデオカメラを誤って落して壊したり、通行人からひったくりにあった場合や自動車のトランクに入れておいたゴルフバッグを盗まれた場合など、国内外・建築物内外・携行中か否かを問わず、自宅外にある家財の損害を補償する商品があります。 また、盗難のリスクが高い通貨、預貯金証書、乗車券などについても、建物に収容されている場合に限らず、自宅外にある場合の盗難による損害を補償する商品があります。 注3 破損・汚損 火災や水災などの事故の際に生じた損害のほか、家財を移動する際に壁に穴を開けてしまった場合や花びんを誤って落して壊した場合など、日常生活における不測・突発的な事故により生じた損害も補償の対象とする商品があります。 注4 水災 水災は全損時の損害額の一定割合(70%など)を補償するのが一般的ですが、損害額の全額(100%)を補償する商品があります。 注5 地震 地震による火災は火災保険の補償の対象となりませんが、一定額(保険金額の5%、1回の事故につき300万円限度など)を費用保険金として支払うのが一般的です。この費用保険金の額を拡充(保険金額の30%や50%など)する商品があります。
	落雷	○	○	○	
	破裂・爆発	○	○	○	
	風災・ひょう災・雪災	△	△	○(注1)	
	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊	×	○	○	
	給排水設備に生じた事故による水漏れ損害	×	○	○	
	騒じょう・これに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	×	○	○	
	盗難によって生じた盗取、き損または汚損	×	△	△	
	通貨または預貯金証書の盗難	×	△	△	
	持ち出し家財の損害	×	△	△(注2)	
	日常の不測・突発的な事故による破損・汚損	×	×	△(注3)	
費用保険金	水災	×	△	○(注4)	
	地震、噴火、これらによる津波	×	×	×(注5)	
	損害防止費用	○	○	○	
	災害時の臨時費用	△	△	△	
	残存物の取り片付け費用	△	△	△	
	失火見舞用	△	△	△	
	災害時の傷害費用	△	△	△	
地震による火災が発生した際の費用	△	△	△(注5)		

○：補償される △：一定の制限付で補償される ×：補償されない

●家財の保険●

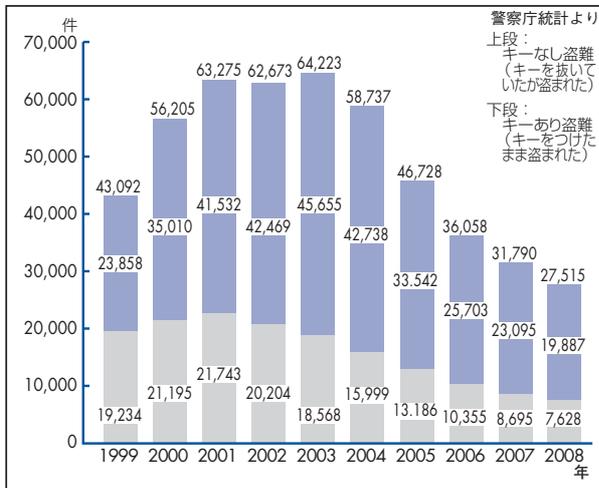
家具や家電製品などは、建物とは別に「家財」を保険の対象として契約しておかなければ、火災や風水害などで損害を受けても補償されません。また、家財のうち、1個または1組の価額が一定金額を超える貴金属・宝石・美術品などは、一般的にご契約時に申込書に明記しておかないと、補償の対象になりません。家財の保険もお忘れのないよう、ご契約の内容を確認してみましょう。

1 自動車盗難の件数と支払保険金

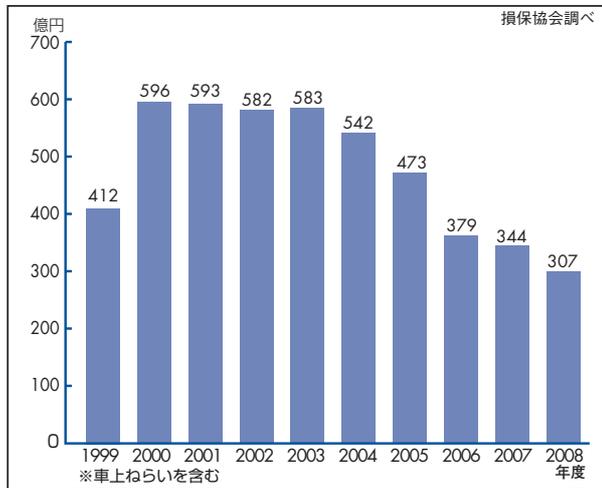
自動車盗難件数は、1999年から急増し、2001年～2003年まで高止まりの状況となりましたが、2004年以降は減少傾向に転じ、2008年は前年比13.4%減少の27,515件となりました。しかし、キーなし盗難が全体の7割を占めており、転売を目的とする窃盗犯による犯行が懸念されます。

また、自動車盗難にかかる支払保険金も1999年度から急増し、2000年度以降高止まりの状況にありましたが、2008年度は前年比10.8%減少の307億円となっています。

自動車盗難認知件数の推移



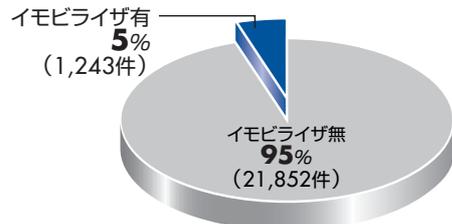
自動車盗難にかかる支払保険金の推移



2 イモビライザの効果

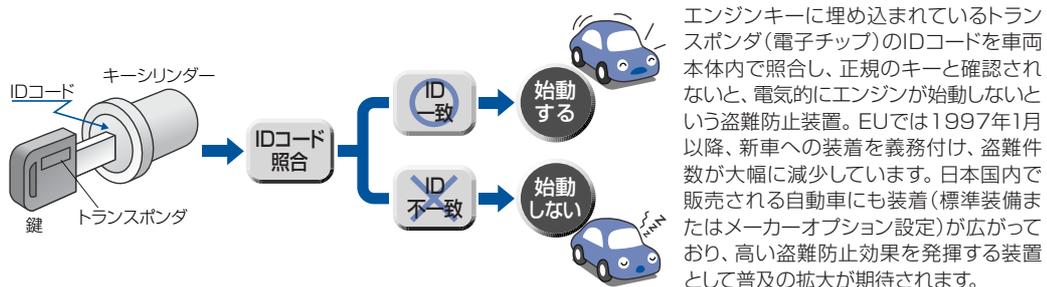
●イモビライザ搭載車の盗難割合●

イモビライザ装着車の実際に盗まれている割合は5%です。イモビライザが装着されていることで、多くの窃盗犯にとっては盗みにくい状況となっています。



※2007年キーなし盗難認知件数を基に調査
出典：警察庁

イモビライザシステムの仕組み (自動車メーカーによる純正のイモビライザシステムの場合)



3 自動車盗難対策のあゆみ

1994年	○大阪支部（現近畿支部）で自動車盗難防止活動を開始
2000年 2月	○「車両（自動車）盗難対策プロジェクトチーム」を設置し、本部で取組みを開始
2001年 3月	○英国の自動車盗難実態調査を実施
4月	○事務局内に「車両（自動車）盗難対策室」を設置
9月	○自動車盗難防止対策に関する提言を発表 ●「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」発足、事務局として参画
2002年 1月	●「自動車盗難等防止行動計画」策定
2003年 10月	○10月7日を「盗難防止の日」とし、全国で盗難防止を呼びかける運動を実施
2004年 4月	●「自動車盗難等防止行動計画」改定—イモビライザ等の装着義務付けの検討—
11月	●海外調査訪問団／イギリス・ドイツを訪問し自動車盗難の現状等について調査を実施
2005年 4月	●「自動車盗難等防止行動計画」改定—防盜性能評価制度の導入を検討—
7月	□中古自動車を対象とする旅具通関制度の廃止 □輸出抹消仮登録証明書等の確認
12月	●「防盜性能評価制度に関する調査研究」の開始
2006年 12月	●「自動車盗難等防止行動計画の改定—今後2～3年間活動期間を延長—
2007年 3月	●「防盜性能試験調査研究結果」の公表
2009年 1月	○自動車リサイクルシステムを活用した中古自動車の解体部品の通関手続き時における監視強化の要望

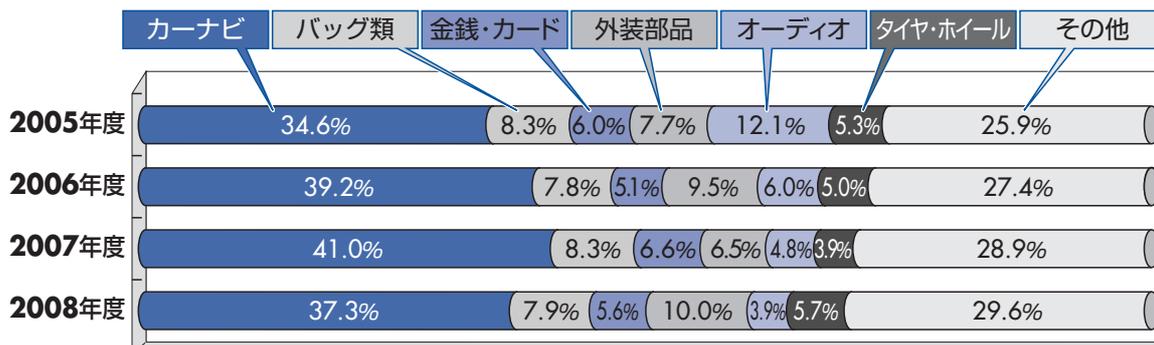
○印：損保協会の活動 ●印：官民合同プロジェクトチームの活動
□印：活動によって実現した制度改善

●愛車を「盗難」から守る基本5か条●



4 車上ねらいの状況

損保協会では、自動車関連犯罪である車上ねらいについても実態調査を行っています。カーナビの被害は年々増加しており、被害品総数に対するカーナビの割合は約40%にもなっています。カーナビ以外にも、バンパーやドアミラーといった外装部品やタイヤ・ホイールも狙われており、これらは転売目的の窃盗と考えられます。また、車上ねらいの調査を開始した2003年度では、車上ねらい1件あたりの平均被害額は約25万円でしたが、2008年度では約37万円でした。高額カーナビの普及に伴い、平均被害額が上昇していると考えられます。



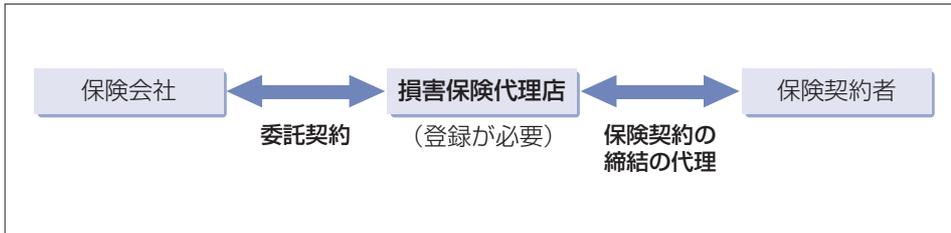
(注) 本データは損害保険会社が保険金を支払った事案を対象に集計・分析を行っていますので、実際の被害品の割合とは異なります。

損害保険の募集のしくみ

1 代理店扱

代理店扱は損害保険代理店を通じて行われる募集形態です。

損害保険代理店は、損害保険会社との間の損害保険代理店委託契約に基づいて、損害保険会社に代わって、保険を募集します。



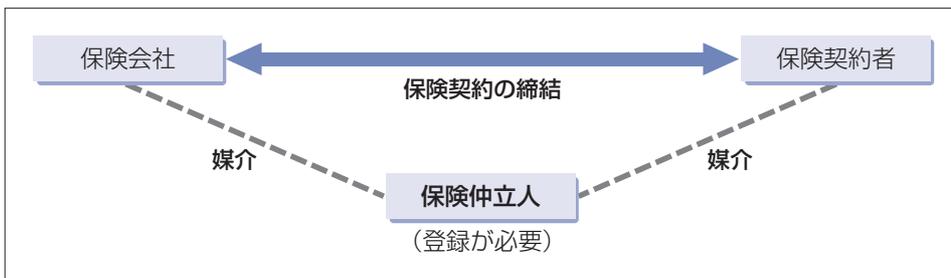
【損害保険代理店の主な業務】

- 損害保険会社に代わり、保険契約者と保険契約を締結
- 保険料の領収、保険料領収証の発行・交付
- 保険契約者等からの事故通知の受付、損害保険会社への報告 など

2 仲立人扱

仲立人扱は保険仲立人（保険ブローカー）を通じて行われる募集形態です。

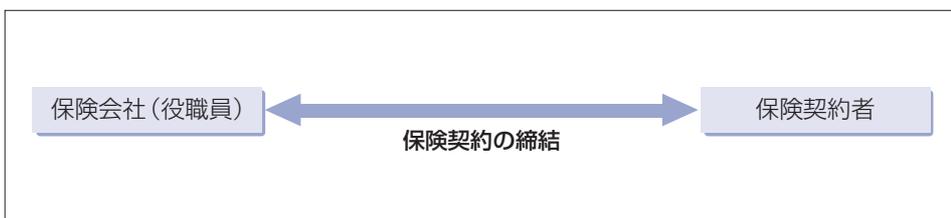
保険仲立人は、損害保険会社からの委託を受けることなく、保険契約者と損害保険会社の間に立って、中立的な立場で保険契約の締結の媒介を行います。



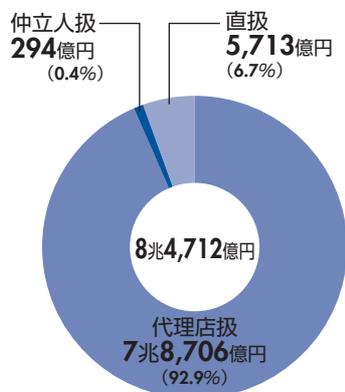
3 直扱

直扱とは、損害保険会社の役職員が直接保険を募集する形態です。

新聞、テレビ等の広告やインターネットを活用して損害保険会社が直接保険募集を行う通信販売なども直扱に含まれます。



[2008年度募集形態別元受正味保険料割合]



	元受正味保険料						合計 (百万円)
	代理店扱 (百万円)	保険料 割合 (%)	仲立人扱 (百万円)	保険料 割合 (%)	直 扱 (百万円)	保険料 割合 (%)	
2004年度	8,477,339	92.9	17,268	0.2	630,635	6.9	9,125,256
2005年度	8,405,468	92.8	20,543	0.2	631,377	7.0	9,057,409
2006年度	8,386,804	93.0	23,179	0.3	606,952	6.7	9,016,955
2007年度	8,178,277	93.0	25,085	0.3	587,965	6.7	8,791,346
2008年度	7,870,551	92.9	29,360	0.4	571,282	6.7	8,471,215

(国内会社・外国会社合計)

●損害保険業界の損害調査体制

損害保険の最大の使命は、万一の事故が起きた際に、適正な保険金を迅速に支払うことです。

損害保険各社では、適正・迅速かつ公平な保険金支払いを実現するため、次のように損害調査体制を整備しています。

1 損害調査拠点と損害調査担当社員

全国各地どこで事故が発生してもただちに対応できるよう、損害保険会社（損保協会会員会社24社計）は、全国約1,800か所の損害調査拠点を設け、そこに約2万7千名の損害調査担当社員を配置しています。

また、損害調査担当社員の技能向上を図るため、損害保険各社は医療研修をはじめとする各種の研修を実施しています。

2 自動車保険のアジャスター

アジャスターとは、損害保険会社から委嘱を受け、自動車の物損事故による損害額や事故の原因・状況などを調査する専門家で、8,815名（2009年4月1日現在）が損保協会に登録されています。アジャスターは各種研修を通じて調査技能の向上に努めています。

3 火災・新種保険の損害保険登録鑑定人

損害保険登録鑑定人とは、損害保険会社から委嘱を受け、建物・動産の保険価額の評価、損害額の算定、事故の原因・状況などを調査する専門家で、2,232名（2009年7月1日現在）が損保協会に登録されています。

1 早期是正措置

保険会社の経営破たんを未然に防ぐための行政による監督手法で、保険契約者の保護を図ることを目的としています。

保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合に、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るため、早期是正措置がとられます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{資本金・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2} \times 100$$

〈早期是正措置の主な内容〉

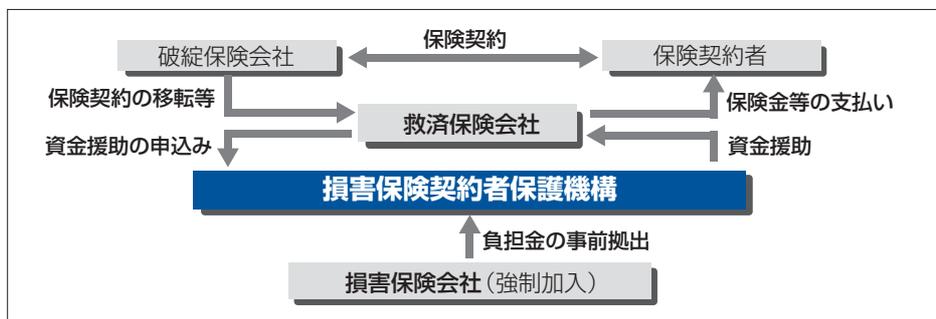
保険金等の支払能力の 充実の状況に係る区分	ソルベンシー・ マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上 200%未満	●経営の健全性を確保するための改善計画の提出・実行
第二区分	0%以上 100%未満	●保険金支払能力を充実させる計画の提出・実行 ●配当、役員賞与の禁止または抑制 ●営業所、事務所などの業務の縮小など
第三区分	0%未満	●業務停止命令(全業務または一部の業務)

2 損害保険契約者保護機構

万が一損害保険会社が破綻したときには、保険業法に基づき設立された損害保険契約者保護機構が、補償対象契約について、破綻保険会社の保険契約の移転や保険金支払いに関する資金援助を行うこと等により契約者の保護が図られます。

〈損害保険契約者保護機構のしくみ〉

- 救済保険会社が保険契約を引き継ぐ場合



- 救済保険会社が現れなかった場合には、損害保険契約者保護機構が破綻保険会社の保険契約を引き継ぎ、保険契約の継続を図ります（全ての保険契約が引き継ぎの対象となります）。

損害保険契約者保護機構により子会社として設立された保険会社が破綻保険会社の保険契約を引き継ぐ方法もあります。

〈損害保険契約者保護機構による補償の対象となる契約〉

- 保険契約者が、個人・小規模法人^{※1}・マンション管理組合^{※2}である場合、損害保険契約者保護機構による補償の対象となります。
- 下表中、★印のない保険（「火災保険」と「その他の損害保険」以外の保険）は、保険契約者を問わず補償の対象となります。

補償割合は、 保険契約毎に異なります		保険金支払い	解約返戻金・ 満期返戻金など
損害保険 (下記以外)	自賠責保険、家計地震保険	補償割合100%	
	自動車保険	破綻後3か月間は 保険金を全額支払 (補償割合100%)	補償割合80%
	火災保険★		
	その他の損害保険★ 賠償責任保険、動産総合保 険、海上保険、運送保険、 信用保険、労働者災害補償 責任保険など		
短期傷害 ^{※3} 特定海旅 ^{※4}	補償割合90% ^{※6}	補償割合90% ^{※6}	
年金払型積立傷害保険 ^{※5} 財産形成貯蓄傷害保険 確定拠出年金傷害保険			
その他の疾病・傷害保険 上記以外の傷害保険、所得 補償保険、医療・介護(費用) 保険 など			
疾病・ 傷害に 関する 保険			積立型保険の場合、 積立部分は80%と なります。

(注) 上記保険契約の区分は、主契約（基本的に普通保険約款）の保険金支払事由に従うこととなります。

※1「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員又は常時勤務する職員の数が20人以下の次の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含みます）をいいます。

- ①日本法人
- ②その日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人

※2「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。

※3・4・5「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。「特定海旅」とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。「年金払型積立傷害保険」とは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られる等、対象となるための条件がありますのでご注意ください。

※6「高予定利率契約」に該当する場合は、補償割合が90%から追加で引下げられます。「高予定利率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、基準利率（平成21年6月時点では3%）を常に超えていた保険契約をいいます（保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります）。

注1)「火災保険」及び「その他の損害保険」について、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合（以下「個人等」といいます）以外の者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

注2)破綻保険会社の財産状況により上記補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。

注3)いわゆる共済や平成18年4月施行の改正保険業法に基づく少額短期保険業者の引受けた保険契約は、損害保険契約者保護機構の補償の対象とはなりません。

1 税制改正要望

損保協会では、損害保険の一層の普及および損害保険業の健全な発展を通じて、安心かつ豊かでゆとりのある社会を実現するため、毎年、税制改正の要望活動を行っています。

平成22年度（2010年度）税制改正要望は、社会構造の変革に的確に対応し、損害保険業の健全な発展を通じて、わが国経済の発展と安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、以下の項目について要望する方針です。

平成22年度（2010年度）税制改正要望

1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
 - (1) 積立率の引き上げ（現行4%→5%）
 - (2) 洗替保証率の引き上げ（現行30%→40%）
2. 受取配当等の益金不算入割合の引き上げ
受取配当等の益金不算入制度における益金不算入割合の引き上げ（50%→100%）
3. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続
4. 地震保険に係る異常危険準備金の非課税措置
5. 確定拠出年金に係る税制上の措置
特別法人税の撤廃
6. 欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長

2 規制改革要望

損保協会では、一層の規制改革を推進すべく、毎年、規制改革要望をとりまとめ政府に対して要望を行っています。

政府においても、2009年3月に「規制改革推進のための3か年計画（2007年6月閣議決定）」の再改定を行うなど規制改革推進の取り組みを実施し、保険会社による保険代理店が兼営する銀行代理店や金融商品仲介業者への事務支援の解禁を2009年度、自賠責保険の実務に関する各種規制の緩和（自賠責証明書の記載内容に変更が生じた場合においても、当該車両を継続な運行を可能とするための手続規制の緩和）を2009年度以降に措置することを閣議決定しました。

このほかにも、損保協会が2008年度に要望した、第三者による住民票写し取得時の事務手続きの統一化、および金融に関する消費者教育の充実に関する要望も実現され、保険会社本体による投信販売会社の契約締結の代理・媒介等の解禁についても一定の条件のもと認められています。

また、2009年度においても、以下のような要望をとりまとめ、政府および日本経団連に働きかけを行っています。

3 パブリックコメントを通じた要望活動

損保協会では、各省庁の施策および法令の設定等に係る意見募集（パブリックコメント）を通じて意見・要望を提出することにより、損害保険業の健全な発展、より良い法規制の実現に取り組んでいます。

具体的には、保険業法改正、道路行政、学習指導要領等のパブリックコメントに対応し、金融庁・国土交通省・文部科学省・内閣府および経済産業省に意見表明を行っております。

また、海外保険監督当局や国際会計基準審議会（IASB）が実施する国際的なパブリックコメントへの対応に加え、保険監督者国際機構（IAIS）等の国際機関による意見照会への対応を通じて、意見表明を行っております。

2009年度損保協会の規制改革要望（概要）

1. 保険会社の事務の合理化・効率化に関する要望
2. 確定拠出年金の制度普及に関する要望
3. 貿易保険の民間保険会社への開放拡大に関する要望
4. 自動車盗難対策の強化に関する要望

4 確定拠出年金制度に関する要望

確定拠出年金制度は、将来受け取る年金の給付額が、拠出された掛金の運用成績によって決まる年金制度であり、公的年金を補完する現行の確定給付型

年金に加えての新たな選択肢として、2001年10月から導入されました。

損保協会では、制度の更なる発展のため、次の5項目の要望をとりまとめ、2009年8月に厚生労働省に提出しました。

〈確定拠出年金制度に関する要望事項〉

1. 特別法人税の撤廃

事業主掛金、個人型加入者掛金およびその運用益を対象とした特別法人税の撤廃を要望

2. 中途引出要件の緩和

中途退職時に退職所得として一時金受給を可能とすること、もしくは、脱退一時金の支給要件の緩和および課税したうえで中途引出しを可能とすることを要望

3. 加入対象者の拡大

制度の加入対象者とされていない家事専従者、公務員を制度の対象者とするよう要望

4. 個人情報取扱いの一部緩和

(1) 移換未了者情報に関する取扱い要件の一部緩和
退職による資格喪失時に行う移換手続きの案内を行う目的に限定して、本人の同意を得ないで資格喪失後の加入者に関する転居事実や転居先等についての個人情報を旧事業主と運営管理機関との間で情報交換が可能となるよう要望

(2) 投資情報に関する取扱い要件の一部緩和
加入者の理解状況に応じたきめ細かい投資教育を継続して実施することができるよう、一定範囲までの投資情報の場合には、本人の同意を得ないで個人情報を運営管理機関が事業主に対し提供することが可能となるよう要望

5. 中小企業退職金共済制度からの制度移行

中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度（企業型）への資産移換を可能とするよう要望

〈確定拠出年金制度のしくみ〉

● 給付額の決定

将来受け取る年金の給付額が、拠出された掛金の運用成績によって決定

● 加入対象者

60歳未満の従業員および自営業者（主婦や公務員は加入できない）

● 運用商品

加入者は、運用管理機関が提示する運用商品（損害保険商品、投資信託など）の中から、運用対象を選択し、加入する。加入者は、一定の期間ごとに運用対象の変更が可能

● 給付

給付は、原則として60歳から、年金または一時金で

受け取ることが可能（老齢給付金）。なお、加入者が一定の障害状態と認定された場合には障害給付金が、加入者が死亡した場合には死亡一時金が支払われる。

● ポータビリティ（資産の持ち運び）

ポータビリティがあり、加入者が転職した場合は、個人資産残高を転職先の確定拠出年金へ移すことが可能。転職先に制度がない場合には、個人型へ加入することが可能

● 税制上の優遇措置

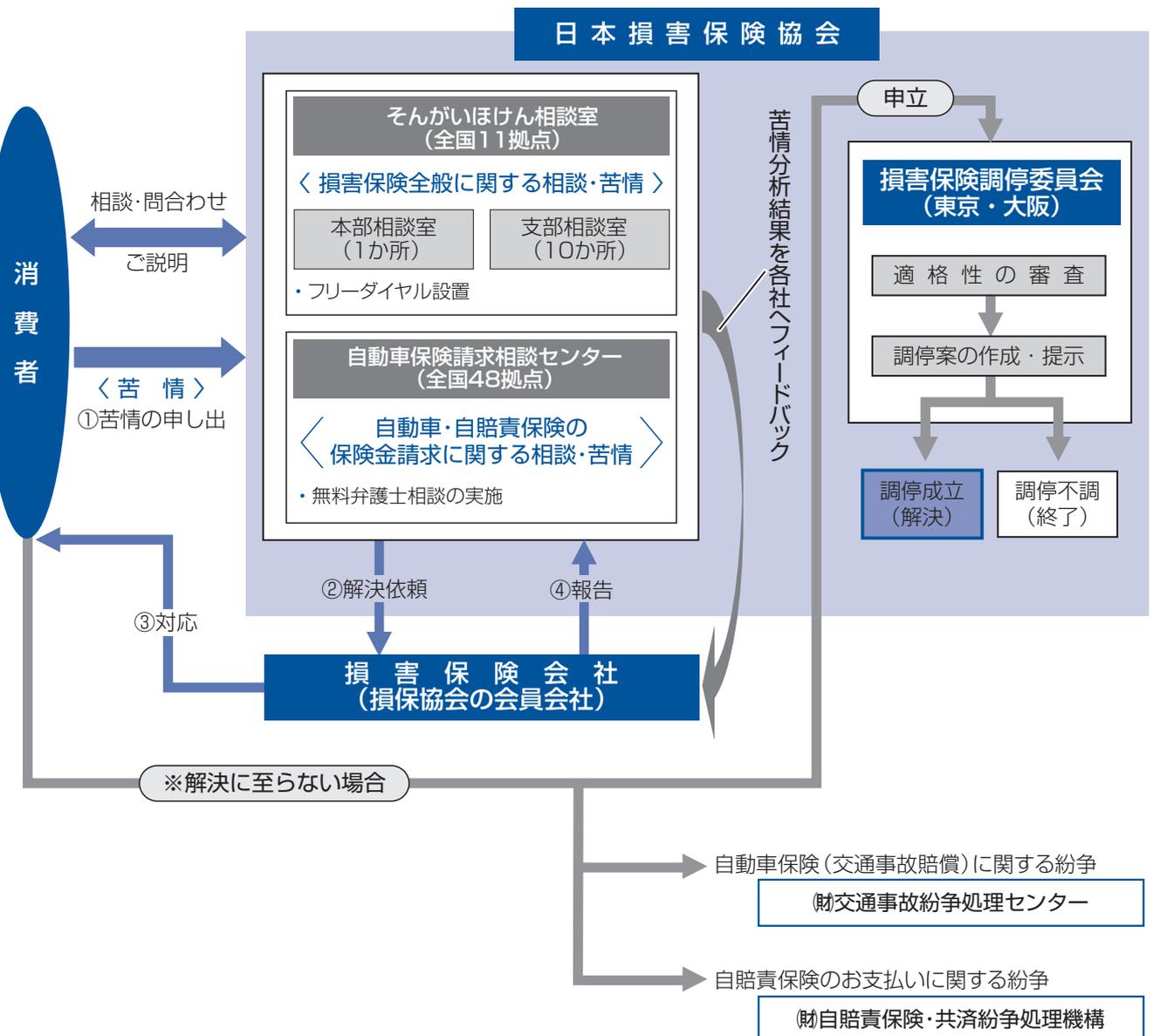
拠出段階では、企業拠出は損金算入、個人拠出は所得控除。給付段階では、年金での給付は公的年金等控除、一時金での給付は退職所得控除

相談・苦情対応体制

■ 損保協会における相談・苦情対応体制について

(そんがいほけん相談室、自動車保険請求相談センター、損害保険調停委員会)

1. そんがいほけん相談室および自動車保険請求相談センターでは、消費者の方々からの損害保険に関する相談や問い合わせにお答えするとともに、損害保険会社に対する苦情が寄せられた場合には、すみやかに当該会社に解決依頼等を行います。
2. そんがいほけん相談室等に寄せられた苦情のうち、申し出られた方と損害保険会社との間で解決がつかない場合には、損害保険調停委員会が、中立・公正な立場から調停を行います。
(注) 事案によっては他の紛争解決機関をご案内します。
3. 寄せられた苦情を損害保険会社のサービス向上に役立つ情報として分析し、フィードバックしています。



損害保険に関する主な法律

■ 商 法 (1899年)

商法は、保険を商行為として定め、保険契約者と保険会社との間の法的関係等に関する基本的事項を定めている。具体的には、以下の事項である。

- ①保険契約の定義
- ②保険の目的（被保険利益）
- ③保険金額と保険価額に関する事項（一部保険・超過保険・重複保険）
- ④保険契約者の義務に関する事項（告知義務・通知義務・損害防止義務）
- ⑤保険者の責任に関する事項（保険金の支払い・免責事由）
- ⑥保険契約の解除・無効等に関する事項 等

（注）2010年4月1日に「保険法」が施行される。これにより、商法の保険に関する規定は削除される。

■ 保険法 (2008年)



※詳しくはP.62～63参照

■資料編 損害保険に関する主な法律（「保険法」の改正について）

■ 保険業法 (1995年)

保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図ることを目的として制定されている。

保険監督法の基本法に位置付けられ、保険会社に対する監督と保険募集に対する監督の両面に関し規定している。

保険会社に対する監督としては、保険業を開始するには主務官庁の免許を受けることを必要とし、経営形態として株式会社、相互会社および保険会社の支店等に限定するほか、業務範囲、経理事項、保険商品の審査、保険会社の健全性維持のための措置、保険会社が破たんした場合の契約者保護のための措置など、さまざまな事項について規定が設けられている。また、外国保険業者が日本で保険業を営む場合においても、日本の保険会社との衡平性から、これを監督する規定が設けられている。

保険募集に関する監督としては、保険募集に従事する者についての登録・届出制度に関する事項、保険募集の際の不公正・不当な行為の禁止に関する事項、主務官庁が損害保険代理店等に対して行う検査・命令に関する事項、クーリング・オフ制度に関する事項などが定められている。



※詳しくはP.64～65参照

■資料編 損害保険に関する主な法律（「保険業法」の概要について）

■ 損害保険料率算出団体に関する法律 (1948年)

各保険会社が公正な損害保険料率を算出するための基礎資料となる参考純率等を算出・提供する損害保険料率算出団体について、その業務の適切な運営を確保し、損害保険業の健全な発達と保険契約者などの利益保護を目的として制定されたものである。この法律に基づいて損害保険料率算出機構が設けられている。

■ 自動車損害賠償保障法 (1955年)

自動車による人身事故の場合の損害賠償を保障する制度を確立することによって、被害者保護を図ることを目的として制定されたものである。自動車人身事故の加害者の賠償資力を確保するために、特殊な例外を除き、すべての自動車保有者に対して自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）または自動車損害賠償責任共済（自賠責共済）の契約締結を強制している。

■ 地震保険に関する法律 (1966年)

住宅および家財について保険会社が引受けた地震保険の支払責任を政府が一定の条件により再保険として引受けることによって地震保険の普及を図り、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として制定されたものである。

■ 消費者契約法 (2000年)

消費者と事業者との間で情報、交渉力の格差があることから、契約締結時における事業者の不実告知等不適切な説明によって消費者に「誤認」が生じた場合や、事業者の不退去等によって消費者が「困惑」した場合には、この契約を取り消すことができることとしている。

また、事業者の損害賠償責任等を制限する条項など、消費者の利益を著しく害する条項を無効とすることによって、消費者の利益の擁護を図ることを目的としている。

2007年6月7日より改正消費者契約法が施行となり、一定の消費者団体に、事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める消費者団体訴訟制度も導入されている。

■ 金融商品の販売等に関する法律 (2000年)

金融商品販売業者が金融商品の販売に際して、顧客に対し重要事項（「価格変動リスク」「信用リスク」等）を説明することを義務づけ、この重要事項を説明しなかったことによって顧客に損害が生じた場合、金融商品販売業者が損害賠償責任を負うことを定めている（重要事項の説明は「顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない」と規定されている。）。また、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為を行ってはならないと定められている。なお、金融商品販売業者に対し、商品の販売に関する方針（「勧誘方針」）を策定し公表する義務を課すことによって、顧客の保護を図ることを目的としている。

■ 個人情報の保護に関する法律 (2003年)

高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

個人情報取扱事業者には、利用目的の特定、適正な取得、利用目的の通知・公表・明示、安全管理措置、従業者・委託先の監督、第三者提供の制限、開示・訂正・利用停止請求への対応等の義務が課せられている。

■ 金融商品取引法 (2006年)

金融資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、投資者保護のための、幅広い金融商品についての包括的・横断的な法制度の整備を図ることを目的としている。金融商品取引業者が遵守すべき行為規制（販売・勧誘ルール）として、次の事項が定められている。保険会社の一部の商品にも、これらの規制が適用される。

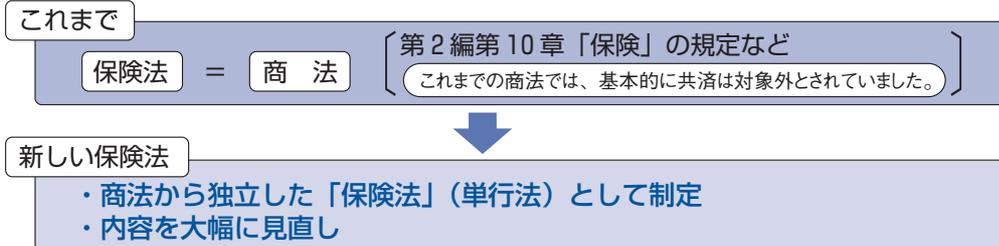
- ① 広告の規制
- ② 契約締結前および締結時の書面交付義務（説明義務）
- ③ 各種禁止行為（虚偽のことを告げる行為等）
- ④ 損失補てんの禁止 等

■「保険法」の改正(2010年4月1日施行)について

2010年4月1日から、新しい保険法がスタートします。

これまでの保険に関する商法の規定を変更し、単独の法律として制定し現代社会に合った内容にするとともに、保険契約者の保護が図られています。

1 保険法



第169回通常国会において、「保険法」が成立しました。(平成20年法律第56号)

従来は、「保険法」とは、「商法」第2編商行為第10章と第3編海商第6章の「保険」に関する規律を指すものでした。

今回の改正では、商法から独立した「保険法」とし、保険契約者保護の観点等から内容も大幅に見直ししています。

保険会社に対する監督法規である「保険業法」は、今回の改正の直接の見直し対象ではありません。

2 改正の背景と基本方針

(1) 見直しの背景

保険法は、約100年間、実質的な改正が行われておらず、表記も片仮名・文語体のままでした。

他方、民事ルールを定める法律の整備の流れがありました(民法の現代語化、会社法の制定等)。

(2) 見直しの基本方針

保険契約の関係者間のルールを現代社会に合った適切なものとする。

民事ルールを定める法律として、分かりやすい表現により現代語化を行う。

3 改正の主なポイント(例)

○以下では、多岐にわたる改正事項のうち、ポイントのみを説明しています。

○損害保険会社および保険の種類等により、取扱いが異なる場合があります。

(1) 保険契約に関するルールの共通化

■適用対象契約の見直し

これまでの商法は基本的に共済への適用はありませんでしたが、新しい保険法は保険契約と同等の内容を有する共済にも適用されることとなります。これにより、法律上の基本的な契約ルールが同じになります。

■傷害疾病保険契約の規定の新設

これまでの商法では規定がなかった傷害疾病保険契約について、新しい保険法では規定が新設され、契約の要件・効果等が明確化されます。

(2) 保険契約者(消費者)保護の実現

■片面的強行規定の規律の新設

片面的強行規定の規律が設けられ、保険法の規定よりも保険契約者、被保険者または保険金受取人に不利な内容の約款を定めても、その約款の定めは無効となります(ただし、企業分野の保険は、適用が除外されています)。

■告知義務

自発的申告義務(現行)から質問応答義務へ変更され、保険契約者は、重要事項のうち保険会社から告知を求められた事項のみ告知すればよいこととなります。

保険募集人による告知の妨害や不告知の教唆があった場合は、保険会社は解除できないとする規定が新設されました。

■保険給付の履行期

□保険金の支払時期の規定が新設されました。

これにより、適正な保険金支払のために不可欠な調査に要する時間的猶予は保険会社に認められていますが、その調査に必要な合理的な期間が経過した後は保険会社は遅滞の責任を負うこととなります。ただし、保険契約者が保険会社の調査を妨げたりした場合については、この限りではありません。

■他人を被保険者とする契約に関する規定の新設

□他人を被保険者とする生命保険契約・傷害疾病保険契約については、被保険者の同意を取り付けることが原則とされていますが、①死亡保険金のみ支払う契約以外の契約であり、かつ、②被保険者又はその相続人が保険金受取人に指定される場合には同意は不要とされています。

□他人を被保険者とする生命保険契約・傷害疾病保険契約において、被保険者がいったん同意をしても、その後に保険契約者や保険金受取人との間の信頼関係が破壊された場合や、同意の基礎となった事情が著しく変更した場合には、被保険者からの解除請求を認める規定（被保険者離脱制度）が新設されます。原則として被保険者から保険契約者に申し出ていただくこととなりますが、一定の条件の下、保険会社でお申し出を受け付けることができる場合もあります。

(3) 保険機能の拡充**■超過保険**

□超過保険は、超過部分「無効」（現行）から「取り消し可能」へ変更されます。

■重複保険

□同一の目的物に複数の損害保険契約が締結された重複保険契約については、独立責任額全額支払方式が導入されます。

これにより、他の損害保険契約が締結されている場合には、各保険会社は按分支払いをせず、自らが締結した保険契約に基づく保険金の全額を支払う義務を負うこととなりました。ただし、損害額を超えて複数の損害保険会社から保険金を受け取ることはできません。

■責任保険契約についての先取特権

□被保険者が倒産した場合であっても、被害者が保険金から優先的に被害の回復ができるように特別の先取特権の制度が導入されます。

■重大事由解除の新設

□保険金詐欺等のモラルリスクを防止するための重大事由解除の規定が新設されました。

これにより、故意、詐欺、保険会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由がある場合には、保険会社は契約を解除できることとなりました。

■保険金受取人による介入権制度

□保険契約者の債権者等による契約解除に対して、保険金受取人が契約を存続させられる制度（介入権）が創設されます。

保険金受取人が介入権を行使するためには、介入権行使について保険契約者の同意を得ること、保険会社が解除の通知を受けたときから1カ月以内に解約返戻金相当額を債権者等に支払うこと等一定の要件が定められています。（生保および傷害疾病定額保険）

4 経過措置**◎経過措置（保険法附則第2条～第6条）**

原則は施行日以後に締結された契約に適用されます。ただし、一部規定は旧契約にも適用されます。

〈旧契約に適用〉

- 保険価額や危険の著しい減少に伴う保険契約者による保険料の減額請求（一定の条件があります）
- 重大事由解除
- 解除の将来効（損害保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるとされています）

〈施行日以後の旧契約における保険事故に適用〉

- 保険給付の履行期
- 責任保険契約についての先取特権 等

■「保険業法」の概要について

保険業法＝保険監督法の基本法

目的：『保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。』（保険業法第1条）

1

事業の開始

- 内閣総理大臣が免許を付与→免許の種類は、生命保険、損害保険の2種類
- 生命保険業、損害保険業の兼営を禁止
- 会社形態に制限→株式会社または相互会社でなければならない

2

保険会社の事業運営

※外国保険会社についても同様の規定あり

1

業務： 保険会社は、保険の引受け等の固有業務のほか、それに付随する業務、また、固有業務を妨げない限度において、証券業務等の法定他業を行うことができる。

固有業務：①保険の引受け、②資産の運用

付随業務：①他の保険会社の業務の代理・事務の代行、②債務保証、③国債・地方債・政府保証債の引受けまたは募集の取扱い、④金融等デリバティブ取引等

法定他業：①公共債（国債、地方債等）の売買（公共債ディーリング業務）、②証券投資信託の受益証券等の販売業務等

●業務運営に関する措置

→保険契約の重要事項について、書面の交付等による説明を義務付け等

●独禁法適用除外制度

→他の保険会社との共同行為が可能（主務官庁の許可が必要）

2

子会社： 保険会社は、あらかじめ主務官庁の認可を受けることにより、以下に掲げる会社を子会社とすることができる。

●保険会社の子会社の範囲

→保険会社、銀行、証券会社、従属業務会社、金融関連業務会社等

3

経理： 保険会社は、事業年度ごとに、業務および財産の状況を記載した業務報告書を主務官庁に提出し、また、同状況を記載したディスクロージャー資料を公衆に開示しなければならない。

●業務報告書の作成および提出

●ディスクロージャー資料（保険会社の業務および財産の状況に関する説明書類）の開示

4

監督： 保険会社は、事業方法書や普通保険約款等を変更する場合には、主務官庁の認可を受け、または届出をしなければならない。また、主務官庁は、保険会社の経営の健全性を判断するための基準を定め、監督上必要な措置を命じることができる。

●事業方法書、普通保険約款等の認可制・届出制

●立入検査

●業務改善命令等

●ソルベンシー・マージン（保険金等の支払能力の充実の状況）比率による早期是正措置命令の発出

5

株主： 保険会社または保険持株会社の総株主の一定割合を超える議決権を保有する者は、主務官庁に届出を行わなければならない。

●保険持株会社*

→主務官庁の認可、業務範囲、子会社、経理、監督

※持株会社 資産の過半数が子会社（株式の50%以上が親会社に取得されている会社）の株式によって占められている会社

- 保険議決権大量保有者**（保険会社の総株主の議決権の5%以上を保有する者）
- 保険主要株主**（保険会社の総株主の議決権の20%以上を保有する者）
- 主務官庁への届出または認可が必要

3

保険募集

1 **保険募集の制限**： 保険募集を行うことができる者については以下のとおり規定されている。

- 『保険募集』＝保険契約締結の代理または媒介
- 損保会社（役員・使用人）、損保代理店、生保募集人、保険仲立人以外による保険募集の禁止

2 **損保代理店、生保募集人の登録**： 損保代理店および生保募集人は、主務官庁の登録を受けなければ保険募集を行うことができない。

- 損保代理店、生保募集人の登録制および変更届出制
- 主務官庁の登録を受けなければ保険募集不可。登録事項の変更があった場合は届出が必要

3 **保険募集に関する禁止行為**： 保険契約の締結または保険募集に関して、以下の行為を行ってはならない。

【禁止行為】

- 保険契約者等に対する虚偽の告知、保険契約の重要事項の不告知
- 保険契約者等に対する特別利益（保険料の割引等）の提供
- 他の保険契約との比較で誤解を招く表示等

4 **監督**： 損保代理店等は、その役員または使用人に保険募集を行わせようとするときは、主務官庁に届出を行わなければならない。

- 損保代理店・保険仲立人の役員・使用人→届出が必要
- 業務改善命令、登録の抹消等

4

その他

1 **クーリング・オフ制度**

- 保険契約の申込者は、書面により契約の申込みの撤回または解除が可能

2 **金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）**

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律（2009年6月24日公布）により創設
- 紛争解決機関の指定、業務（苦情処理、紛争解決）、監督
- 申請に基づく主務大臣の指定、指定紛争解決機関との契約締結義務
- 施行は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

3 **保険契約者保護制度**

4 **罰則**

※少額短期保険業者に関しても、原則として損害保険会社と同様の規定あり

損保協会は、損保業界に対する消費者からの信頼向上のため、2005年4月1日付で、個人情報保護法*に基づく認定個人情報保護団体の認定を受け、「損害保険会社に係る個人情報保護指針」に基づき対象事業者である損害保険会社等における個人情報の適正な取り扱いの確保のための業務を行っています。



※詳しくはP.61参照

■資料編 損害保険に関する主な法律(個人情報の保護に関する法律)

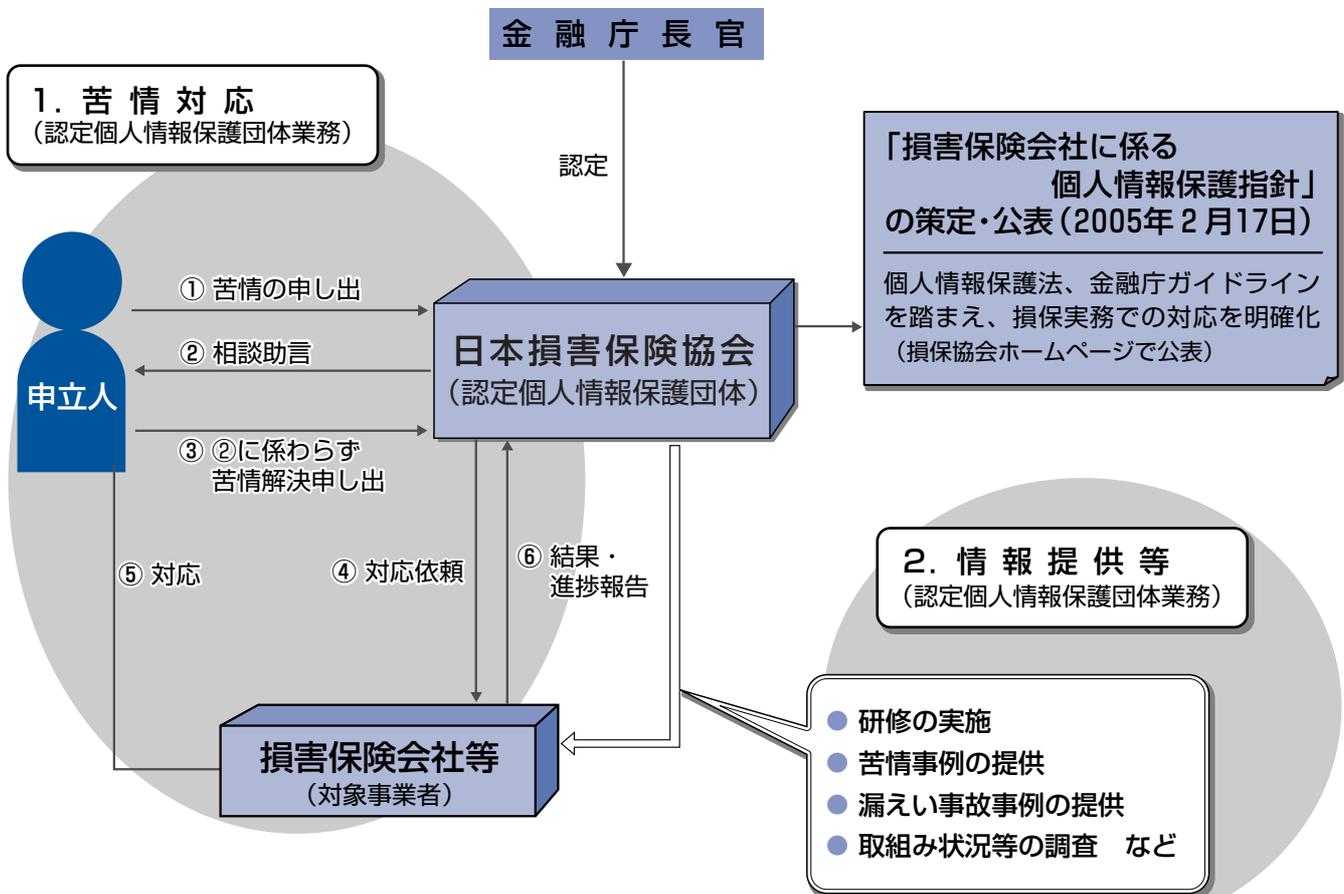
認定個人情報保護団体とは

個人情報保護法に基づき、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、主務大臣の認定を受けて以下の業務を行う団体です。

- 対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情の処理
- 対象事業者への情報提供 等

また、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報保護法の規定の趣旨に沿った指針を作成し、公表するよう努めることとされています。

損保協会が行う認定個人情報保護団体業務の概要



損害保険のあゆみ

	沿革
1859年 (安政6年)	●横浜で損害保険業が外国保険会社により始まる
1867年 (慶応3年)	●福沢諭吉、「西洋旅案内」で「災難請合の事(イ〔ン〕シユアランス)」と題して「火災請合」、「海上請合」を紹介
1869年 (明治2年)	●神奈川の税関が保税倉庫内貨物に関し火災損傷の請負を行う
1873年 (明治6年)	●北海道開発の目的で設立された保任社が、函館、東京、大阪間の海上運送貨物について、危難請負開始
1877年 (明治10年)	●第一国立銀行、「海上受合」を開始
1878年 (明治11年)	●わが国最初の海上保険会社設立認可を取得
1879年 (明治12年)	●わが国最初の海上保険会社営業開始 ●貨物海上保険発売
1883年 (明治16年)	●船舶保険発売
1887年 (明治20年)	●わが国最初の火災保険会社設立認可を取得 ●火災保険発売
1888年 (明治21年)	●わが国最初の火災保険会社営業開始
1893年 (明治26年)	●運送保険発売
1895年 (明治28年)	●保険学会設立
1898年 (明治31年)	●旧商法全面施行(保険事業は免許制となり、保険監督行政の基礎確立)
1899年 (明治32年)	●保険契約法を含む新商法および保険監督法を含む商法施行法公布・施行
1900年 (明治33年)	●保険業法公布・施行 ●農商務省商工局に保険課新設
1904年 (明治37年)	●信用保険発売
1907年 (明治40年)	●火災保険協会(5社参加)設立、全国料率協定実現(1912年崩壊)
1910年 (明治43年)	●わが国最初の傷害保険専門会社発起認可を取得
1911年 (明治44年)	●傷害保険発売
1914年 (大正3年)	●戦時海上保険補償法公布(1917年9月廃止) ●火災保険協会改組(16社参加) ●自動車保険発売
1916年 (大正5年)	●火災保険協会を大日本火災保険協会(第1次)と改称 ●盗難保険発売

	沿革
1917年 (大正6年)	●大日本聯合火災保険協会(大日本火災保険協会と外国保険協会とが統合)設立、全国協定料率を実施
1920年 (大正9年)	●日本海上保険協会設立
1923年 (大正12年)	●関東大震災発生
1925年 (大正14年)	●農商務省の商工省と農林省への分離により保険監督行政は商工省商務局保険課所管となる
1926年 (大正15年) (昭和元年)	●硝子保険(ガラス保険)発売
1927年 (昭和2年)	●船舶保険協同会設立
1933年 (昭和8年)	●財団法人損害保険事業研究所設立
1936年 (昭和11年)	●航空保険発売
1938年 (昭和13年)	●風水害保険発売
1939年 (昭和14年)	●改正保険業法公布 ●大日本聯合火災保険協会を大日本火災保険協会(第2次)に改組
1940年 (昭和15年)	●改正保険業法施行 ●損害保険国営再保険法施行(1945年2月廃止)
1941年 (昭和16年)	●日本損害保険協会(旧)設立(大日本火災保険協会、船舶保険協同会等の諸機関を統合) ●保険監督行政の所管、商工省から大蔵省へ移管 ●戦争保険臨時措置法公布(1944年2月廃止)
1942年 (昭和17年)	●損害保険統制会設立(日本損害保険協会(旧)解散)
1943年 (昭和18年)	●戦争死亡傷害保険法公布(1945年12月廃止)
1944年 (昭和19年)	●戦争保険臨時措置法を廃止し、戦時特殊損害保険法公布(1945年12月廃止)
1945年 (昭和20年)	●損害保険中央会法公布 ●損害保険中央会設立(1947年9月解散) ●損害保険統制会解散、業務は中央会へ移管
1946年 (昭和21年)	●日本損害保険協会設立
1947年 (昭和22年)	●火災保険料率大幅に引上げ
1948年 (昭和23年)	●日本損害保険協会、社団法人に改組 ●保険募集の取締に関する法律公布・施行 ●損害保険料率算出団体に関する法律公布・施行 ●損害保険料率算定会設立

	沿 革
1949年 (昭和24年)	<ul style="list-style-type: none"> ●外国保険事業者に関する法律公布・施行 ●火災保険に住宅物件料率を新設（一般物件の20%引き）
1950年 (昭和25年)	<ul style="list-style-type: none"> ●全国損害保険代理業協会連合会設立 ●日本損害保険協会、国際海上保険連合に加盟
1951年 (昭和26年)	<ul style="list-style-type: none"> ●入札保証保険・履行保証保険発売
1952年 (昭和27年)	<ul style="list-style-type: none"> ●火災予防拠出金制度を制定 ●火災保険代理店格付制度創設・実施
1953年 (昭和28年)	<ul style="list-style-type: none"> ●賠償責任保険発売
1955年 (昭和30年)	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車損害賠償保障法公布・施行 同法により自賠責保険審議会（大蔵大臣の諮問機関）発足 ●自動車損害賠償責任保険（死亡保険金額30万円）発売
1956年 (昭和31年)	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車損害賠償責任保険の強制付保実施 ●日本機械保険連盟設立 ●機械保険・組立保険発売
1957年 (昭和32年)	<ul style="list-style-type: none"> ●個人賠償責任保険発売
1958年 (昭和33年)	<ul style="list-style-type: none"> ●ゴルフ保険発売 ●船客傷害賠償責任保険発売
1959年 (昭和34年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険審議会（大蔵大臣の諮問機関）発足
1960年 (昭和35年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本原子力保険プール設立 ●自賠責保険、死亡保険金額を30万円から50万円に引上げ ●原子力施設賠償責任保険発売 ●原子力輸送賠償責任保険発売 ●建設工事保険発売
1961年 (昭和36年)	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅総合保険発売 ●動産総合保険発売
1962年 (昭和37年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回東アジア保険会議、東京で開催 ●日本損害保険協会「火災保険の月」を定め、火災保険普及運動開始（以降毎年11月実施、1965年「損害保険の月」と改称） ●店舗総合保険発売 ●国内旅行傷害保険発売
1963年 (昭和38年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本船舶保険連盟設立 ●第1回太平洋保険学校（ISP）に研修生派遣
1964年 (昭和39年)	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車保険料率算定会設立 ●自賠責保険、死亡保険金額を50万円から100万円に引上げ ●所得税法上に損害保険料控除制度を創設・実施（初年度の控除限度額：長期契約7,500円、短期契約1,500円） ●交通事故予防資金制度を創設 ●全国損害保険代理業協会連合会、社団法人に改組 ●原子力財産保険発売

	沿 革
1965年 (昭和40年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会、相談・苦情処理機関を拡充（損害保険調停委員会・損害保険相談室を設置） ●損害保険料控除制度を全面实施（長期契約10,000円、短期契約2,000円）
1966年 (昭和41年)	<ul style="list-style-type: none"> ●地震保険に関する法律公布・施行 ●地震保険発売（建物90万円、家財60万円限度） ●自賠責保険、死亡保険金額を100万円から150万円に引上げ ●原動機付自転車の自賠責保険強制付保実施
1967年 (昭和42年)	<ul style="list-style-type: none"> ●自賠責保険、死亡保険金額を150万円から300万円に引上げ ●交通事故傷害保険発売
1968年 (昭和43年)	<ul style="list-style-type: none"> ●長期総合保険発売 ●団地保険発売 ●つり保険発売
1969年 (昭和44年)	<ul style="list-style-type: none"> ●損害保険事業、第1類資本自由化業種に指定される ●保険審議会「今後の保険行政のあり方について一とくに自由化に対応して一」答申 ●自賠責保険、死亡保険金額を300万円から500万円に引上げ
1970年 (昭和45年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際保険経営セミナー、東京で開催 ●国際航空保険者連合総会、京都で開催
1972年 (昭和47年)	<ul style="list-style-type: none"> ●交通事故予防資金制度に代えて交通事故予防拠出金制度を創設 ●地震保険、限度額を建物150万円、家財120万円に引上げ ●第1回日本国際保険学校（ISJ）開校
1973年 (昭和48年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第1次損保訪中代表団派遣 ●ノンマリン代理店制度実施 ●損害保険事業、100%資本自由化業種となる ●自賠責保険、死亡保険金額を500万円から1,000万円に引上げ ●ファミリー交通傷害保険発売 ●土木工事保険発売 ●住宅火災保険発売
1974年 (昭和49年)	<ul style="list-style-type: none"> ●損害保険料所得控除制度改善される（控除限度額：長期契約10,000円から15,000円に、短期契約2,000円から3,000円に引上げ） ●所得補償保険発売 ●保証証券（シュアティ・ボンド）発売 ●海外旅行傷害保険（独立約款）発売 ●積立ファミリー交通傷害保険発売
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会、交通事故防止と交通事故被害者保護の運動を始める ●地震保険、限度額を建物240万円、家財150万円に引上げ ●保険審議会「今後の保険事業のあり方について」答申 ●自賠責保険、死亡保険金額を1,000万円から1,500万円に引上げ ●国際海上保険連合総会、東京で開催 ●ヨット・モーターボート総合保険発売 ●コンピュータ総合保険発売

	沿 革
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際機械保険者会議、京都で開催 ●国際アクチュアリー会議、東京で開催
1977年 (昭和52年)	<ul style="list-style-type: none"> ●満期戻総合保険発売
1978年 (昭和53年)	<ul style="list-style-type: none"> ●自賠責保険、死亡保険金額を1,500万円から2,000万円に引上げ
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険審議会「地震保険制度の改定について」答申 ●労働災害総合保険発売
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ●全国損害保険代理業協会連合会、日本損害保険代理業協会に改組 ●地震保険に関する法律の一部改正により地震保険制度が改定される（限度額を建物1,000万円、家財500万円に引上げ） ●新ノンマリン代理店制度実施 ●自転車総合保険発売
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ●船舶戦争保険再保険プール設立 ●保険審議会「今後の損害保険事業のあり方について」答申 ●第1回損害保険大会開催（以降、1997年まで毎年開催） ●国際航空保険者連合総会、東京で開催 ●火災予防拠出金制度ならびに交通事故予防拠出金制度を一部改定し、呼称を「拠出金制度」から「資金制度」に改める
1982年 (昭和57年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次損保訪中代表団派遣 ●内外損保協会定期懇談会（JAFIC）設置 ●第11回東アジア保険会議、東京で開催 ●学生総合保険発売 ●費用・利益保険発売 ●テニス保険発売 ●家族傷害保険発売
1983年 (昭和58年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国民生活審議会消費者政策部会・約款取引委員会にて損保約款を審議 ●全都道府県に警察との防犯対策連絡協議会設置 ●スキー・スケート総合保険発売
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国民生活審議会消費者政策部会「損害保険約款の適正化について」報告 ●積立動産総合保険発売
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ●自賠責保険、死亡保険金額を2,000万円から2,500万円に引上げ ●国際海上保険連合総会、東京で開催 ●医療費用保険発売
1986年 (昭和61年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際機械保険者会議、東京で開催 ●損害保険ネットワーク稼働 ●積立普通傷害保険発売 ●積立家族傷害保険発売
1987年 (昭和62年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険審議会「新しい時代を迎えた損害保険事業のあり方について」答申 ●損害保険料控除の対象保険種目に傷害保険、医療費用保険が加えられる ●こども総合保険発売

	沿 革
1988年 (昭和63年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会「伊豆研修所」の医療研修開始 ●財形貯蓄の取扱金融機関に参入 ●財形貯蓄傷害保険発売
1989年 (昭和64年) (平成元年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国債の窓口販売業務の開始 ●保険審議会「総合部会」を設置 ●第3次損保訪中代表団派遣 ●自賠責保険の診療報酬基準案につき日本医師会と合意 ●介護費用保険発売 ●積立女性保険発売 ●積立生活総合保険発売
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ●地方税法上に損害保険料控除制度が認められる（控除限度額：長期契約10,000円、短期契約2,000円） ●欧米損保事業調査団の派遣 ●保険審議会総合部会「保険事業の役割について」報告 ●財団法人損害保険事業研究所を財団法人損害保険事業総合研究所に改組 ●積立介護費用保険発売
1991年 (平成3年)	<ul style="list-style-type: none"> ●地震保険に関する法律の関係法令の一部改正により地震保険制度が改定される ●自賠責保険、死亡保険金額を2,500万円から3,000万円に引上げ ●第1回日本国際保険学校（ISJ）上級コースの開校 ●各界有識者による損害保険懇談会の発足 ●損害保険業界としての「行動規範」策定 ●建物更新総合保険発売 ●企業費用・利益総合保険発売
1992年 (平成4年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険審議会「新しい保険事業の在り方」答申 ●国際航空保険者連合総会、京都で開催 ●年金払積立傷害保険発売
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回日本国際保険学校（ISJ）海外セミナーを開催 ●国際保険学会（IIS）セミナー、東京で開催
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険審議会「保険業法等の改正について」報告 ●損害保険各社が日本証券業協会に加入
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ●阪神・淡路大震災発生 ●新保険業法の成立・公布 ●国際海上保険連合総会、東京で開催
1996年 (平成8年)	<ul style="list-style-type: none"> ●地震保険に関する法律の関係法令の一部改正により地震保険制度が改定される（限度額を建物5,000万円、家財1,000万円に引上げ） ●新保険業法の施行 ●損害保険代理店制度実施 ●損害保険契約者保護基金制度の創設 ●損害保険仲立人（ブローカー）研修・試験の開始 ●子会社方式による生損保相互参入 ●日米保険協議決着

	沿 革
1997年 (平成9年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本船舶保険連盟解散 ●保険審議会「保険業のあり方の見直しについて」報告 ●日本機械保険連盟解散
1998年 (平成10年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会の組織・役割の大幅見直し ●金融監督庁の発足 ●保険業法の改正・公布 ●損害保険料率算出団体に関する法律の改正・施行 ●損害保険契約者保護機構の創設
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ●早期是正措置制度の導入 ●子会社方式による銀行・信託・証券業務への参入 ●コンピュータ西暦2000年問題対応 ●積立自動車保険発売
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険法の施行 ●第一火災海上保険相互会社に業務一部停止命令 ●金融審議会「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」答申 ●自賠責審議会答申 ●金融庁発足 ●銀行、保険会社間の子会社方式による相互参入解禁 ●損保各社、本格的な中間決算実施
2001年 (平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第三分野参入規制の撤廃 ●改正自動車損害賠償保障法の成立・公布（政府再保険の廃止・指定紛争処理機関の設置等） ●消費者契約法・金融商品の販売等に関する法律施行 ●第一火災海上保険相互会社契約の損害保険契約者保護機構への移転 ●損害保険契約者保護機構による保険金全額補償期間終了 ●銀行等による保険販売の開始 ●損害保険代理店制度の自由化 ●確定拠出年金法（日本版401K）の公布・施行 ●確定拠出年金積立傷害保険発売 ●ガン保険、医療保険発売 ●郵便局でバイク自賠責保険取扱開始 ●地震保険に建物の耐震性能に応じた割引制度を導入 ●大成火災保険株式会社が会社更生手続きの申立て
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> ●改正自動車損害賠償保障法の施行 ●自賠責保険の後遺障害保険金額の一部を3,000万円から4,000万円に引上げ ●（財）自賠責保険・共済紛争処理機構が改正自動車損害賠償保障法の指定を受け業務開始 ●本人確認法の成立 ●損害保険料率算出機構設立 ●銀行等による保険販売の対象種目の拡大 ●第21回東アジア保険会議、東京で開催

	沿 革
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認法の施行 ●個人情報保護法の成立
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険業法施行規則等の一部改正（責任準備金制度の改正）
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ●付随的な保険金支払い漏れが判明した損保会社に対し業務改善命令 ●銀行等による保険販売の対象種目の拡大 ●個人情報保護法の全面施行
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会に「消費者の声」諮問会議を設置 ●保険業法等の一部改正（セーフティネットの見直し、少額短期保険業の導入） ●国際海上保険連合総会、東京で開催 ●金融商品取引法の成立
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第三分野商品の不適切な不払いが判明した損保会社に対し、業務停止命令を含む行政処分 ●意向確認書面の導入 ●「保険商品の比較に関する自由討論会」開催 ●地震保険料控除制度の実施（控除限度額50,000円） ●金融商品取引法の全面施行 ●銀行等による保険販売の全面解禁 ●住宅瑕疵担保履行法公布
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪収益移転防止法の施行（本人確認法の廃止） ●金融庁が「金融サービス業におけるシンプル」を公表 ●保険法の成立 ●「保険商品の比較に関する自由討論会」の「実施報告書」の作成
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ●金融商品取引法等の一部を改正する法律公布（金融ADRの創設等） ●保険業法等の一部改正（ファイアーウォール規制の見直し、利益相反管理体制の構築） ●住宅瑕疵担保履行法全面施行

損害保険を契約するときを知っておきたい基本用語(50音順)

クーリング・オフ

契約の取り消し請求権をいう。損害保険の場合には、保険業法に定められており、保険の契約期間が1年を超える長期契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができることとなっている。ただし、法人等が契約した場合、営業・事業のための契約などは対象外になっている。

契約者貸付

積立保険（貯蓄型保険）を契約している期間中、急な出費等により一時的に資金が必要になった場合、保険契約を解約することなく解約返戻金の一定範囲内で資金の融資が受けられる制度。

契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）で積立保険料部分の運用利回りが予定利率を超えたときに、満期返戻金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金のこと。

告知義務

保険契約者等が保険を契約する際に、契約の条件を設定するための重要な事実を保険会社に申し出る義務、および重要な事項について事実を偽って申し出てはならないという義務。例えば、火災保険では建物の構造や用途、自動車保険では所有自動車の車種や用途、傷害保険では既往症の有無や職業などがそれにあたる。

再調達価額

保険契約の対象である物（保険の目的物）と同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額のこと。

時価

保険契約の対象である物（保険の目的物）と同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額（再調達価額）から、使用による消耗分を差し引いた金額のこと。

通知義務

保険を契約した後、契約の条件を変更しなければならないような事実が保険契約の対象である物（保険の目的物）などに生じるとき、保険契約者が保険会社に連絡しなければならないという義務。例えば、火災保険では建物の用途の変更など、自動車保険では対象の自動車の車種の変更などがそれにあたる。

被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいう。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともある。

被保険利益

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益という。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことが目的である、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となる。

保険価額

保険の対象である物の価額。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険契約において保険会社が責任を負う期間。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払う。ただし保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は発生しないと定めることが多い。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のこと。

保険金額

いわゆる契約金額のこと。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となる。

損害保険を契約するときを知っておきたい基本用語(50音順)

保険契約者

自分の名前で保険会社に対し保険契約の申込みをする人をいう。契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負う。

保険契約申込書

保険を契約する際に保険契約者が保険会社に提出する所定の書類。保険契約は、保険加入希望者の申込みと保険会社の承諾により成立する契約であり、かつ一定の様式を必要としない契約であるが、口頭による取決めだけでは行違いを生じ、紛争の原因となるので、保険会社は所定の保険契約申込書を用意している。

保険事故

保険契約において、保険会社はその事故の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事故をいう。火災保険での火災、自動車保険での交通事故、傷害保険での人の死傷などがその例である。

保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために保険会社が作成して保険契約者に交付する文書。

保険の目的物

保険契約の対象となる物のこと。火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車、船舶保険での船体、貨物保険での貨物などがこれにあたる。

保険約款

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払、告知義務や通知義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて定めている。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特約条項)とがある。

保険料

被保険者(保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人)の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が保険契約に基づいて支払う金銭のこと。

保険料率

保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額あたりの保険料の金額で表されている。例えば保険金額1,000円あたり1円の保険料であれば「1円」または「1パーミル(‰)」と表現されることがある。

満期返戻金^{へんれいきん}

積立保険(貯蓄型保険)または月掛けの保険で、契約が満期まで有効に存続し、保険料が全額払い込まれている場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭のこと。その金額は契約時に定められている。なお、保険の種類等により満期払戻金(はらいもどしきん)という場合がある。

免責

保険金を支払わない場合。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負うが、特定の事がらが生じたときは例外としてその義務を免れることが保険約款に規定されている場合が多い。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震、噴火、津波等による事故などによる損害については保険金を支払わないとしている場合がそれにあたる。

免責金額

お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいう。免責金額は被保険者の自己負担となる。免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と損害額の全額を支払う方式とがある。

日本国内で損害保険業を営む会社 (2009年7月1日現在: 51社)

■ 国内損害保険会社 (30社)

●印は、損保協会会員会社

(1) 元受および再保険業 (28社)

- あいおい損害保険株式会社
- アクサ損害保険株式会社
- 朝日火災海上保険株式会社
- アドリック損害保険株式会社
- アニコム損害保険株式会社
- アリアンツ火災海上保険株式会社
- イーデザイン損害保険株式会社
- エイチ・エス損害保険株式会社
- SBI損害保険株式会社
- エース損害保険株式会社
- 共栄火災海上保険株式会社
- ジェイアイ傷害火災保険株式会社
- スミセイ損害保険株式会社
- セコム損害保険株式会社
- セゾン自動車火災保険株式会社
- ソニー損害保険株式会社
- 株式会社損害保険ジャパン
- そんぼ24損害保険株式会社
- 大同火災海上保険株式会社
- 東京海上日動火災保険株式会社
- 日新火災海上保険株式会社
- ニッセイ同和損害保険株式会社
- 日本興亜損害保険株式会社
- 日立キャピタル損害保険株式会社
- 富士火災海上保険株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- 明治安田損害保険株式会社

(2) 再保険専門 (2社)

- トーア再保険株式会社
- 日本地震再保険株式会社

■ 外国損害保険会社 (21社) 一支店または代理店形態等で日本に進出している保険会社

(1) 元受および再保険業 (15社)

- アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ
- アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ
- アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー
- エイアイユー インシュアランス カンパニー
- エイチディーアイ・ゲーリング・インドゥストリー・フェ
アジッヒャルング・アクツィーエンゲゼルシャフト
- カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
- カンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・
コムルス・エクステリユール
- ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
- ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・
リミテッド
- ジェンワース・モーゲージ・インシュアランス・コーポ
レーション
- チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
- 現代海上火災保険株式会社
- ファイナンシャル・セキュリティ・アシュアランス・インク
- フェデラル・インシュアランス・カンパニー
- ユーラー・ヘルメス・クレジットフェアズイヘルングス・
アクティエンゲゼルシャフト

(2) 再保険専門 (3社)

- アールジーイー・ラインシュアランス・カンパニー
- トランスアトランティック リンシュアランス カン
パニー
- スイス・ラインシュアランス・カンパニー・リミテッド

(3) 船主責任保険専門 (3社)

- アシュアランスフォアニングン・ガード・イエンシディグ
- ザ・ブリタニア・スティーム・シップ・インシュアラン
ス・アソシエーション・リミテッド
- ジ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・ステー
ム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(パミュ
ーダ)リミテッド

主な損害保険の関連団体

**■ 損害保険料率算出機構
(2002年設立)**

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく法人であり、「損害保険料率算定会」（1948年設立）および「自動車保険料率算定会」（1964年設立）が統合し、2002年7月1日から新たに業務を開始した。火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用保険の参考純率および自賠責保険・地震保険の基準料率の算出を行うとともに、関連事項の調査・研究を行っている。また、自賠責保険の損害調査等を行うため、全国主要都市に調査事務所を設置している。

(TEL:03-3233-4141)

URL:<http://www.nliro.or.jp/>

**■ 日本原子力保険プール
(1960年設立)**

原子力保険に関する事務の共同処理および調査・研究を行っている。

(TEL:03-3255-1231)

**■ (財) 損害保険事業総合研究所
(1933年設立)**

損害保険に関する調査・研究、資料の収集、機関誌・図書の発行および損害保険に関する各種講習等を行っている。

(TEL:03-3255-5511)

URL:<http://www.sonposoken.or.jp/>

**■ 一般社団法人外国損害保険協会
(1949年設立)**

日本において損害保険業を営むための免許を取得した外国損害保険会社または外国損害保険会社グループ（事業免許取得の段階にある外国の保険会社を含む。）が加入している。

(TEL:03-5425-7850)

URL:<http://www.fnlia.gr.jp/>

**■ 損害保険契約者保護機構
(1998年設立)**

損害保険会社が経営破たんした場合に、破たん損害保険会社の保険契約者を保護し、保険業に対する信頼性を維持することを目的としている。

(TEL:03-3255-1635)

URL:<http://www.sonpohogo.or.jp/>

**■ (社) 日本損害保険代理業協会
(1948年設立)**

損害保険代理店を会員とする団体で、代理店に対する教育・研修、代理店の制度・業務に関する調査・研究および提言、損害保険の普及に関する啓発・宣伝、社会貢献活動などを行っている。

(TEL:03-3201-2745)

URL:<http://www.nihondaikyo.or.jp/>

日本損害保険協会の概要

■ 設 立

- 1946年1月 設立
1948年5月 社団法人の認可を取得

■ 事業内容

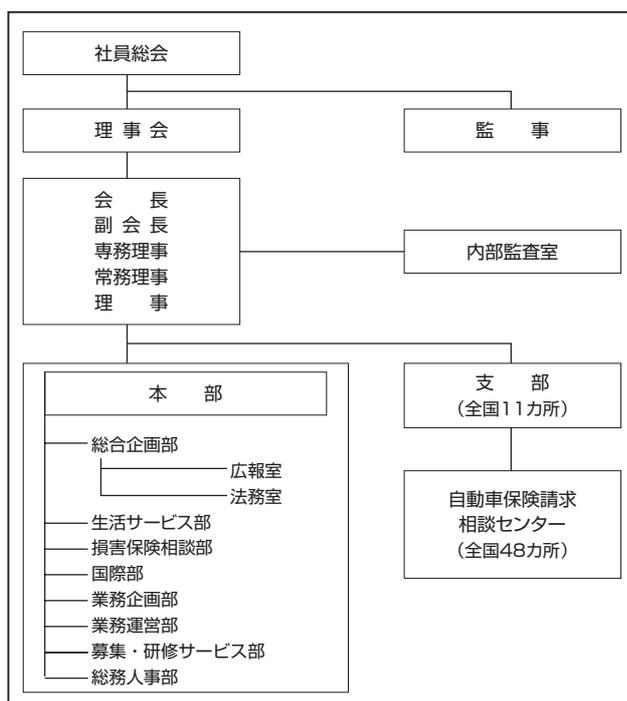
1. 損害保険に関する調査及び研究
2. 損害保険に関する統計の作成及び資料の収集
3. 損害保険に関する啓発及び宣伝
4. 損害保険に関する意見の表明及び申達
5. 災害防止及び損害軽減の方策の調査及び研究
6. 損害保険に係る保険募集に従事する者に対する研修、試験等の実施

■ 目 的

損害保険会社を社員*とする事業者団体であり、わが国の損害保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図ることを目的としている。

(※会員会社一覧(裏表紙)参照)

■ 組織図



■ 現在取り組んでいる主な活動

- **消費者とのコミュニケーションの推進**
消費者の声に誠実に対応し、迅速・丁寧かつ円滑な相談・苦情対応を行うとともに、紛争解決機能の一層の強化、消費者との直接対話、情報提供活動などの取り組みを展開しています。
- **業務品質の向上に向けた取り組み**
各種ガイドラインやコンプライアンスに係る取り組みをフォローアップし、自主規制機能の実効性の向上を図るとともに、募集人の資質向上策などの取り組みを展開しています。
- **損害保険事業の基盤強化に向けた取り組み**
会員会社の安定的・効率的な事業運営を支えるための各種インフラ整備の強化を行うとともに、経済・社会活動面など幅広い分野の政策提言、調査・研究を展開しています。
- **社会の安全・安心への貢献**
損害保険のノウハウを活かしながら、交通安全対策、防災・防犯対策、環境問題対策、自動車盗難防止対策などの取り組みを展開しています。
- **国際社会への働きかけ**
グローバルスタンダードの策定に日本の損害保険業界の意見を反映できるよう、要望・意見表明活動を行うとともに、海外の事例や諸制度等の調査・研究、国際協力を展開しています。

日本損害保険協会の概要

所在地

東北支部・そんがいほけん相談室

〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町1-3-1
ニッセイ仙台ビル3階
☎022(221)6466

北陸支部・そんがいほけん相談室

〒920-0919
石川県金沢市南町5-16
金沢共栄火災ビル4階
☎076(221)1149

名古屋支部・そんがいほけん相談室

〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄4-5-3
KDX名古屋栄ビル4階
☎052(249)9760

四国支部・そんがいほけん相談室

〒760-0047
香川県高松市塩屋町10-1
共栄火災ビル6階
☎087(851)3344

九州支部・そんがいほけん相談室

〒810-0041
福岡県福岡市中央区大名2-4-30
西鉄赤坂ビル9階
☎092(771)9766

北海道支部・そんがいほけん相談室

〒060-0001
北海道札幌市中央区北一条西7-1
三井住友海上札幌ビル7階
☎011(231)3815

本部・そんがいほけん相談室

〒101-8335
東京都千代田区神田淡路町2-9
損保会館
損害保険全般 ☎0120-107808
携帯・PHSからは ☎03(3255)1306

関東支部

〒101-8335
東京都千代田区神田淡路町2-9
損保会館
☎03(3255)1450

静岡支部・そんがいほけん相談室

〒420-0031
静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2
静岡呉服町スクエア8階
☎054(252)1843

近畿支部・そんがいほけん相談室

〒541-0041
大阪府大阪市中央区北浜2-6-26
大阪グリーンビル9階
☎06(6202)8761

中国支部・そんがいほけん相談室

〒730-0031
広島県広島市中区紙屋町1-2-29
損保ジャパン東京建物広島ビル6階
☎082(247)4529

沖縄支部・そんがいほけん相談室

〒900-0033
沖縄県那覇市久米2-2-20
大同火災海上保険(株)久米ビル9階
☎098(862)8363

自動車保険請求相談センター

北海道支部	札幌	☎011(290)1881	
	青森	☎017(722)1025	
	盛岡	☎019(651)4495	
	秋田	☎018(823)5922	
	仙台	☎022(223)9222	
	山形	☎023(633)0589	
	郡山	☎024(933)4850	
	新潟	☎025(228)8233	
	水戸	☎029(226)1693	
	宇都宮	☎028(621)6463	
東北支部	前橋	☎027(223)2316	
	さいたま	☎048(854)9463	
	千葉	☎043(284)7955	
	甲府	☎055(226)8335	
	長野	☎026(226)3582	
	東京	☎03(3255)1377	
	立川	☎042(525)9216	
	横浜	☎045(323)6211	
	静岡支部	静岡	☎054(252)3334
		富山	☎076(432)2294
北陸支部	金沢	☎076(232)0214	
	福井	☎0776(22)3282	
	名古屋	☎052(263)7875	
名古屋支部	岐阜	☎058(252)7513	
	四日市	☎059(353)5946	
	大津	☎077(525)3954	
	京都	☎075(211)9601	
近畿支部	大阪	☎06(6202)2640	
	奈良	☎0742(35)1751	
	和歌山	☎073(431)6290	
	神戸	☎078(222)7220	
	鳥取	☎0857(24)4233	
	松江	☎0852(24)2165	
中国支部	岡山	☎086(232)7020	
	広島	☎082(247)5003	
	山口	☎083(925)0999	
四国支部	高松	☎087(821)0389	
	徳島	☎088(622)5279	
	松山	☎089(945)2335	
	高知	☎088(825)0318	
	福岡	☎092(713)7318	
九州支部	佐賀	☎0952(29)8768	
	長崎	☎095(824)2571	
	大分	☎097(536)5043	
	熊本	☎096(324)8740	
	宮崎	☎0985(28)1199	
沖縄支部	鹿児島	☎099(252)3466	
	沖縄	☎098(868)8950	

そんがいほけん相談室、自動車保険請求相談センターでのご相談はいずれも無料です。

自動車保険請求相談センターでは弁護士相談日を設定し、交通事故に関する法律問題についての相談もお受けしています。(予約制・無料)

受付時間 本部そんがいほけん相談室…………… 9:00～18:00 【月～金曜日(祝日・休日を除く)】

支部そんがいほけん相談室(関東支部を除く)…… 9:00～17:00(12:00～13:00を除く)【月～金曜日(祝日・休日を除く)】

自動車保険請求相談センター…………… 9:00～17:00(12:00～13:00を除く)【月～金曜日(祝日・休日を除く)】

会員会社一覧 (2009年9月1日現在)

損保協会の会員会社は次の27社

あいおい損害保険株式会社

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL : 03-5424-0101
URL : <http://www.ioi-sonpo.co.jp/>

朝日火災海上保険株式会社

〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地 (住友不動産神田ビル)
TEL : 03-3294-2111
URL : <http://www.asahikasai.co.jp/>

アドリック損害保険株式会社

〒541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町3-5-7 (NOF御堂筋ビル8F)
TEL : 06-6209-7733
URL : <http://www.adlick.co.jp/>

アニコム損害保険株式会社

〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 (アミノビル2F)
TEL : 03-5348-3777
URL : <http://www.anicom-sompo.co.jp/>

イーデザイン損害保険株式会社

〒163-1413 東京都新宿区西新宿3-20-2 (東京オペラシティビル)
TEL : 03-5302-3170
URL : <http://www.edsp.co.jp/>

エイチ・エス損害保険株式会社

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-12 (フロンティア四谷3F)
TEL : 03-5312-8200
URL : <http://www.hs-sonpo.co.jp/>

SBI損害保険株式会社

〒106-6018 東京都港区六本木1-6-1 (泉ガーデンタワー18F)
TEL : 03-6229-0060
URL : <http://www.sbisompo.co.jp/>

共栄火災海上保険株式会社

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
TEL : 03-3504-0131
URL : <http://www.kyoeikasai.co.jp/>

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5 (AIビル)
TEL : 03-3237-2111
URL : <http://www.jihoken.co.jp/>

スミセイ損害保険株式会社

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 (住友生命四谷ビル)
TEL : 03-5360-6001
URL : <http://www.sumisei-sonpo.co.jp/>

セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2 (セコム損保ビル)
TEL : 03-5216-6111
URL : <http://www.secom-sonpo.co.jp/>

セゾン自動車火災保険株式会社

〒170-6068 東京都豊島区東池袋3-1-1 (サンシャイン60 40F)
TEL : 03-3988-2711
URL : <http://www.ins-saison.co.jp/>

ソニー損害保険株式会社

〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 (アロマスクエア11F)
TEL : 03-5744-0300
URL : <http://www.sonysonpo.co.jp/>

株式会社損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL : 03-3349-3111
URL : <http://www.sompo-japan.co.jp/>

そんぼ24損害保険株式会社

〒170-6044 東京都豊島区東池袋3-1-1 (サンシャイン60 44F)
TEL : 03-5957-0111
URL : <http://www.sonpo24.co.jp/>

大同火災海上保険株式会社

【本店】〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1-12-1
TEL : 098-867-1161
【東京支店】〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1 (山城ビル4F)
TEL : 03-3295-1127
URL : <http://www.daidokasai.co.jp/>

東京海上日動火災保険株式会社

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
TEL : 03-3212-6211
URL : <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

トーア再保険株式会社

〒101-8703 東京都千代田区神田駿河台3-6
TEL : 03-3253-3171
URL : <http://www.toare.co.jp/>
※再保険専門会社につき、一般の損害保険は取り扱いありません。

日新火災海上保険株式会社

【東京本社】〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3
TEL : 03-3292-8000
【さいたま本社】〒330-9311 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5
TEL : 048-834-2211
URL : <http://www.nissinfire.co.jp/>

ニッセイ同和損害保険株式会社

【本社】〒530-8555 大阪府大阪市北区西天満4-15-10 (ニッセイ同和損保フェニックスタワー)
TEL : 06-6363-1121
【東京本社】〒104-8556 東京都中央区明石町8-1 (聖路加タワー)
TEL : 03-3542-5511
URL : <http://www.nissaydowa.co.jp/>

日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL : 03-3593-3111
URL : <http://www.nipponkoa.co.jp/>

日本地震再保険株式会社

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1 (小舟町富士プラザ4F)
TEL : 03-3664-6074
URL : <http://www.nihonjishin.co.jp/>
※再保険専門会社につき、一般の損害保険は取り扱いありません。

日立キャピタル損害保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-1-4 (大手町建物麹町ビル)
TEL : 03-5276-1391
URL : <http://www.hitachi-ins.co.jp/>

富士火災海上保険株式会社

【本社】〒542-8567 大阪府大阪市中央区南船場1-18-11
TEL : 06-6271-2741
【東京本社】〒104-8122 東京都中央区銀座2-12-18
TEL : 03-3542-3911
URL : <http://www.fujikasai.co.jp/>

三井住友海上火災保険株式会社

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2
TEL : 03-3297-1111
URL : <http://www.ms-ins.com/>

三井ダイレクト損害保険株式会社

〒112-0004 東京都文京区後楽1-5-3
TEL : 03-5804-7711
URL : <http://www.mitsui-direct.co.jp/>

明治安田損害保険株式会社

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1
TEL : 03-3257-3111
URL : <http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

損害保険に関することはお気軽に、次のフリーダイヤル
(電話料金無料) または会員会社へご相談ください。

日本損害保険協会
そんがいほけん相談室 **☎0120-107808**
受付時間 : 9:00~18:00 [月~金曜日 (祝日・休日を除く)]

社団法人 日本損害保険協会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9 <http://www.sonpo.or.jp/>

STOP THE 自動車盗難
くまから離れるときは必ずキーを
抜きドアをロックしましょう。
イモバイザーは、とても効果的な
盗難防止装置です。



かけがえない環境と
安心を守るために
(社)日本損害保険協会は
ISO14001を認証取得しました。

